

エカチェリーナ二世時代におけるロシア黒海貿易と南下政策

—— 1787年仏露通商条約の経済的・政治的意義 ——

武 田 元 有

はじめに

研究史上 18 世紀ツァーリズム国家の性格規定に関しては対照的な二つの潮流が存在する。一般に旧ソ連学界の場合、理論的にはマルクスの階級史観に依拠する一方、客観的には貴族反動の高揚・貴族宥和政策の展開を踏まえながら、これを封建領主・新興商人の二大利害を調整する均衡国家とは見なさず、むしろ領主階級の土地利害に立脚する「農奴主国家」＝「貴族帝国」として一元的に把握し、通時的には名門貴族の群雄割拠する中世モスクワ国家から資本主義を創出する近代ブルジョワ国家への転換過程に位置する段階的・過渡的性格を強調してきた。⁽¹⁾ 対して欧米学界の場合、方法的にはヴェーバーの官僚概念を吸収して国家独自の運動法則を認める一方、実証的には国家行政の集約・啓蒙主義改革の展開に着目しながら、これを対外戦争の危機・貴族反動の脅威に即応した「官僚絶対主義」Bureaucratic Absolutism (R・ジョーンズ)・「規律国家」Well Ordered Police State (M・ラエフ) として把握し、国際的には 18 世紀ヨーロッパ世界に広く共通する「軍事・官僚国家」Military Bureaucratic Monarchy の東限として水平的・同時代的性格を主張する傾向にある。⁽²⁾

その一方、18 世紀ツァーリズムの下部構造に関しては、生産様式の段階区分に傾倒するマルクス主義史学であれ、国民経済の類型比較を重視するブルジョワ史学であれ、資本主義の成立画期をめぐってこそ論争が存在するものの、18 世紀を含め 1861 年の農奴解放に先行する時代の経済基盤を一貫して封建的土地所有＝農奴制に求める点では両者とも一致している。⁽³⁾ さらに世界システム論の流れを汲むバルト海貿易研究の場合、分析視角として世界市場の相互連関に留意する一方、資料根拠としてズンド海峡関税台帳を利用し、イギリス産業革命の展開に占めるロシア市場の世界史的役割を照射するものの、イギリス向け原料輸出の展開が領主階級の成長・農奴主国家の確立を保證したと見る点では、従来の一元的なツァーリズム把握を補強・拡充こそすれ、必ずしもその質的修正を迫るものではないと言えよう。⁽⁴⁾ 要するに、政治史研究では地主国家から軍事・官僚国家への転換が展望されるなか、経済史研究では、分析視角・実証方法の深化こそあれ、依然としてバルト海経由の輸出貿易に連動した農奴制度・地主国家の成長が強調されているのである。

以上の如き政治史・経済史の乖離を解消するには、ツァーリズムの国家形態が転換した背景として、その経済構造にも一定の変化を指定することが必要であろう。こうした問題関心から、小稿はエカチェリーナ二世治世 1770 - 80 年代の所謂「改革時代」Period of Reform を焦点として、通商関係の構造変化に照応した政策体系の再編を析出したいと思う。具体的には以下の点に留意して考察を進めたい。第一に貿易構造については、まずバルト海貿易の変化としてイギリスを中心とする市場構成の再編、なかでも北米・フランス市場の生成が、また海外貿易全体の変化としてバルト海貿易と並ぶ黒海貿易の開拓が注目されるべきである。第二に政策体系に関しては、バルト海貿易にお

けるイギリス独占体制の動揺、あるいはロシア貿易経路の黒海・地中海への移行を理解するにあたって、純粋な通商政策の展開と並行した外交政策の展開、すなわちアメリカ独立戦争への対応＝武装中立同盟の形成、あるいはオスマン帝国との露土戦争＝南下政策の遂行を踏まえることが不可欠であるため、通商・外交政策の相互作用に留意したい。⁶⁾ 第三に通商・外交問題を統一的に把握する手段として、なかでも 1787 年の仏露通商条約を取り上げようと思う。当該条約は、イギリス市場を偏重する先行研究の傾向に加えて、直後のフランス革命に伴い間もなく廃棄される数奇な運命の故に、我が国ではその存在すら十分認知されていないが、経済的にはイギリス経済覇権に挑戦する仏露貿易の生成を背景とする一方、外交的にはオスマン黒海支配を打開する仏露同盟の形成を動機として成立し、ツァーリズム国家の通商・外交政策の再編を象徴する条約なのである。

以下、まず予備考察として貿易・国際関係の客観条件、及び政策主体たる国家権力の特徴を把握した上で、1787 年仏露通商条約の締結を焦点とする通商・外交政策の展開を順次考察しよう。

註

- (1) 田中陽児・米川哲夫訳編『ロシア史の時代区分』(上)(下)〔ソビエト史学叢書②③〕有斐閣 1958 年、岩間徹「十八世紀のロシア」『岩波講座・世界歴史』第 17 卷(近代 4)岩波書店 1970 年、411 - 419 頁、高田和夫「現代ソ連史学界と絶対主義——絶対主義論争(1968 - 1972 年)の検討——」『歴史学研究』第 450 号 1977 年。
- (2) R. E. Jones, "Catherine II: The Republican Empress", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 21, 1973; idem, *The Emancipation of the Russian Nobility, 1762- 1785*, Princeton, 1973; M. Raeff, *The Well- Ordered Police State: Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia, 1600- 1800*, New Haven, 1983; idem, *Comprendre l'ancien régime russe*, Paris, 1982 (石井規衛訳『ロシア史を読む』名大出版会 2001 年); I. de Madariaga, *Russia in the Age of Catherine the Great*, New Haven, 1981; 鳥山成人「18 世紀ロシアの貴族と官僚」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社 1979 年所収、同「モスクワ国家とロシア帝国」同『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社 1985 年所収、16 - 20 頁、同「18 世紀のツァーリズム」『ロシア史研究』第 41 号〔1784 年度大会特集：ツァーリとツァーリズム〕1985 年、田中陽児・倉持俊一・和田春樹編『世界歴史大系・ロシア史』(2)山川出版社 1994 年、69 - 70 頁。
- (3) P・I・リャシチェンコ(山下義雄訳)『露西亜経済史』南満州鉄道総務部調査課 1930 年(復刻：飯田貫一解題『ロシア経済史』原書房 1974 年)、飯田貫一『ロシヤ経済史——ロシヤにおける資本主義の成立——』御茶の水書房 1953 年、増田富壽『ロシア農村社会史の近代化過程』御茶の水書房 1958 年、阿部重雄『ロシア農民とツァーリズム』創元社 1959 年、菊地昌典『ロシア農奴解放の研究——ツァーリズムの危機とブルジョワ的改革——』御茶の水書房 1964 年。ただし農業・土地問題に関する比較研究の焦点は、領主・農民関係から農村共同体(ゲルマン共同体・ミール共同体)へと移行している。肥前栄一「帝制ロシアの農村社会と農民経済——ミール共同体をめぐる理論的諸問題——」『経済学論集』第 44 卷第 3 号 1978 年・第 45 卷第 2 号 1979 年(同『ドイツとロシア——比較社会経済史の一領域——』未来社 1986 年、再録)、鈴木健夫『帝政ロシアの共同体と農民』早大出版会 1990 年、同『近代ロシアと農村共同体——改革と伝統——』創文社 2004 年。
- (4) I・ウォーラーステイン(川北稔訳)『近代世界システム 1730 - 1840s ——大西洋革命の時代——』(Ⅲ)名大出版会 1997 年、第三章; J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680- 1780: The British Contribution", Ph. D. dissertation, University of Edinburgh, 1985; A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth- Century Russia*, Chicago, 1985; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce with Great Britain during the Reign of Catherine II*, Philadelphia, 1995; 鈴木健夫「イギリス産業革命と英露貿易——最近の研究動向から——」同編『「最初の工業国家」を見る眼』早大出版部 1987 年所収、玉木俊明「イギリスのバルト海貿易(1731 - 1780 年)」『社会経済史学』第 63 卷第 6 号 1998 年。
- (5) 通商・外交問題の統一的把握、バルト海・黒海問題の有機的解釈を試みた古典としては、D. Gerhard, *England und der Aufstieg Rußlands: Zur Frage des Zusammenhanges der europäischen Staaten und ihres Ausgreifens in die außereuropäische Welt in Politik und Wirtschaft des 18. Jahrhunderts*, München, 1933.

〔I〕十八世紀後半の国際環境

(1) ヨーロッパ国際商業とロシア経済構造

イギリスは七年戦争の勝利・1763年のパリ条約によって北米・インドを両翼とする植民地帝国を築く一方、1760年代の技術革新によって木綿工業を基軸とする産業革命に突入し、ヨーロッパ経済の主導権を握る。以下、イギリス優位の世界市場におけるロシア経済の位置を確認しよう。

① 重商主義世界市場とバルト海貿易

a) イギリス

イギリス（厳密にはイングランド）のロシア貿易は、国内的には特許企業「ロシア会社」Russia Company への保護措置、国際的には1766年の英露通商条約＝イギリス商人への最恵国待遇によって制度的に優遇され、⁽¹⁾ 1750－1770年代を通じて輸入年額は1.5倍、輸出年額は3倍に上昇している。この結果ロシア市場は単独でイギリス輸入総額の1割を占め、属領アイルランドに次ぐヨーロッパ最大の輸入相手に成長している。対照的にロシア向け輸出は絶対総額こそ急増したものの、イギリス輸出総額の1%程度を占めるにとどまる（表1）。輸入品目では、帆布原料の大麻・亜麻がほぼ9割をロシア市場に依存したほか（表2）、植民地奴隷向け衣料の麻織物も一定水準を維持した。帆柱向け木材、とりわけ大型船舶・軍艦用の太柱はロシア市場が筆頭をなし（表3）、ミッドランド製鉄・金属工業向け棒鉄の供給地帯もスウェーデン市場からロシア市場へと移行した（表4）。なおイギリスは1760年代に穀物輸出国から穀物輸入国へと転換し、東欧諸国より穀物輸入を開始するが、ロシア産品も一定比重を占めたと推定される。輸出品目では、再輸出品の植民地産品に対して国産の繊維製品が優位であり（図1）、従来のヨークシャー毛織物に加えて新興のランカシャー綿製品の参入が推定される。かくしてイギリスは対露貿易の展開を通じて、海運活動の拡大・防衛に必要な商船・軍艦向け船舶用品 Naval Stores（麻類・木材）、紡績機の製造に必要な製鉄業向け調達する一方、機械制生産に立脚する国産綿製品の販路を確保し、ロシア市場はイギリス綿業資本の資本蓄積と産業革命の成就において無視できぬ役割を果たしたのである。⁽²⁾

こうした英露貿易の意義に関して、以下二点ほど留意しておかねばならない。第一はスコットランド海外貿易の成長である。周知の如くイングランド・スコットランド両国は1707年の合同条約によって大ブリテン連合王国を形成したが、18世紀を通じて連合王国の貿易総額に占めるイングランドの比重は9割を超え（表5①）、その動向を王国全体の趨勢と見ても差し支えない。しかしスコットランド商人はロシア会社に加盟することなく独自の対露貿易を拡大し、1750－70年代においてその輸入総額は2倍以上に、輸出総額は13倍に激増している。この結果スコットランド海外貿易に占めるロシア市場の地位は、輸出貿易では1%に満たないものの、輸入貿易では10%超に達した（表5②）。⁽³⁾ 輸入品目としては基幹産業の麻織物業が吸収する大麻・亜麻の比重が高く（表6）、大麻はほぼ100%、亜麻も過半をロシア市場に依存する（前掲表2）。⁽⁴⁾ またグラスゴウ製鉄業（キャロン製鉄所 Carron Iron Works・ダルノッター製鉄所 Dalnotter Iron Company）は1770年にロシア棒鉄の輸入取引を確立し、スウェーデン棒鉄の独占体制は解体した（前掲表4）。輸出品目では、国産の亜麻製品はロシア麻織物と、再輸出品のヴァージニア煙草はウクライナ煙草と競合したため、⁽⁵⁾ 新興の金属製品が主力品目となったが、なかでもキャロン製鉄所は1770年代を通じて兵器・産業機械を受注し、1786年には社員C・ガスコーニュ Charles Gascoigne を現地に派遣して販路拡大を試みている。⁽⁶⁾ こうしてスコットランド麻織物・製鉄業はその原料供給・製品販路としてロシア市場に進出し、今や貿易取引の成長年率ではイングランドさえ超過するに至った。英露貿易はスコットランド経済の成長に伴いイギリス内部から再編を迫られていたと言えよう。

表 1：連合王国のロシア貿易 1755-99年

(£ 1,000)

	イングランド				スコットランド			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	総額	ロシア市場	総額	ロシア市場	総額	ロシア市場	総額	ロシア市場
1755 - 59	8,665	593 (6.9)	12,338	73 (0.6)	566	59 (10.6)	753	0.6 (0.1)
1760 - 69	10,819	803 (7.4)	14,543	89 (0.6)	948	90 (9.5)	1,198	0.7 (0.1)
1770 - 79	12,113	1,074 (8.9)	14,406	205 (1.4)	1,045	138 (13.3)	1,265	8 (0.7)
1780 - 89	13,725	1,253 (9.1)	14,421	233 (1.6)	1,159	254 (21.9)	957	13 (1.4)
1790- 1800	21,177	1,656 (7.8)	27,187	653 (2.4)	1,746	372 (21.3)	1,392	24 (1.8)

〔典拠〕 H. H. Kaplan, "Russia's Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce", *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981, p. 37.

表 2：連合王国の大麻・亜麻輸入 1764-99年

① 大麻

(cwt)

	イングランド		スコットランド	
	総量	ロシア	総量	ロシア
1764 - 69	296,005 (100)	273,837 (92.5)	14,330 (100)	11,181 (78.0)
1770 - 79	371,876 (100)	357,779 (96.2)	12,814 (100)	12,337 (96.3)
1880 - 89	380,072 (100)	372,998 (98.2)	23,314 (100)	22,996 (98.6)
1790 - 99	536,786 (100)	521,666 (97.1)	43,588 (100)	42,837 (98.2)

② 亜麻

(cwt)

	イングランド		スコットランド	
	総量	ロシア	総量	ロシア
1764 - 69	136,689 (100)	125,824 (92.1)	3,113 (100)	1,517 (48.7)
1770 - 79	131,314 (100)	110,450 (84.2)	3,661 (100)	2,069 (56.4)
1880 - 89	131,786 (100)	112,134 (85.1)	39,143 (100)	26,612 (65.9)
1790 - 99	167,151 (100)	131,100 (78.5)	132,224 (100)	96,412 (72.6)

〔典拠〕 H. H. Kaplan, op. cit., pp. 51- 52.

表 3：イングランドの帆柱輸入 1764-99年

(pieces)

① 細柱 Small Mast (直径 6 - 8 インチ)・中柱 Middle Mast (直径 8 - 12 インチ)

	総量	北米	ノルウェー	ポーランド	ロシア
1764 - 69	6,390 (100)	941 (14.7)	4,029 (63.1)	125 (2.0)	1,192 (18.7)
1770 - 74	7,254 (100)	710 (9.8)	5,123 (70.6)	437 (6.0)	924 (12.7)
1775 - 79	7,836 (100)	200 (2.6)	6,321 (80.7)	397 (5.1)	830 (10.6)
1780 - 85	9,054 (100)	1,160 (12.8)	6,279 (69.4)	452 (5.0)	1,158 (12.8)
1786 - 89	10,152 (100)				1,172 (11.5)
1790 - 94	13,970 (100)				1,449 (10.4)
1795 - 99	15,985 (100)				2,212 (13.8)

② 太柱 Great Mast (直径 12 インチ)

	総量	北米	ノルウェー	ポーランド	ロシア
1764 - 69	2,924 (100)	825 (28.2)	63 (2.2)	107 (3.7)	1,277 (43.7)
1770 - 74	2,575 (100)	721 (28.0)	46 (1.8)	182 (7.1)	1,601 (62.2)
1775 - 79	3,132 (100)	190 (6.1)	107 (3.4)	240 (7.7)	2,574 (82.2)
1780 - 85	4,722 (100)	656 (13.9)	87 (1.8)	469 (9.9)	3,468 (73.4)
1786 - 89	2,625 (100)				1,667 (63.5)
1790 - 94	3,748 (100)				2,171 (57.9)
1795 - 99	13,328 (100)				10,319 (77.4)

※ 1790 - 99 年は連合王国全体の数値。

〔典拠〕 【1760 - 64 年】 H. S. M. Kent, *War and Trade in Northern Seas: Anglo-Scandinavian Economic Relations in the Mid- 18th Century*, Cambridge, 1973, p. 181. 【1764 - 89 年】 H. H. Kaplan, op. cit., pp. 46- 47. 【1790 - 99 年】 E. B. Shumpeter, *English Overseas Trade Statistics 1697- 1808*, Oxford, 1960, pp. 52- 59; A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth- Century Russia*, Chicago, 1985, p. 208.

表 4 : 連合王国の棒鉄輸入 1760-99年 (トン)

① イングランド

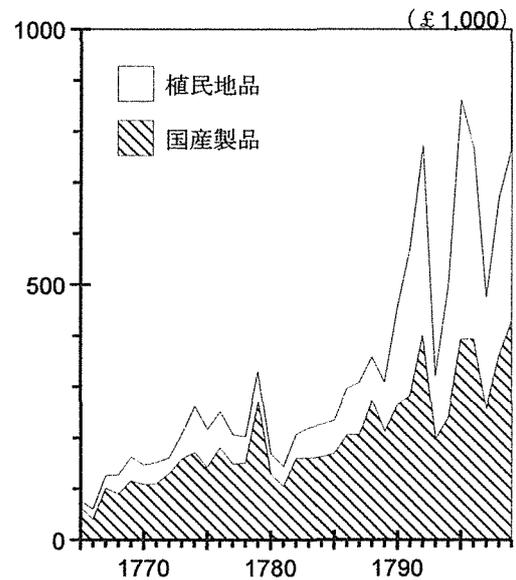
	総量	スウェーデン	ロシア
1750 - 59	29,350 (100)	18,700 (64.0)	8,100 (27.5)
1760 - 69	39,700 (100)	19,600 (49.4)	17,400 (43.8)
1770 - 79	44,100 (100)	16,700 (37.9)	25,300 (57.4)
1780 - 89	44,200 (100)	15,300 (34.6)	27,800 (62.9)
1790 - 99	45,500 (100)	18,200 (40.0)	26,300 (57.8)

② スコットランド

	総量	スウェーデン	ロシア
1750 - 54	1,640 (100)	n. a.	166 (10.1)
1760 - 69	2,526 (100)	1,466 (58.0)	884 (35.0)
1770 - 79	2,899 (100)	1,518 (52.4)	1,507 (52.0)
1780 - 89	4,236 (100)	2,045 (48.3)	2,137 (50.4)
1790 - 99	5,070 (100)	3,120 (61.5)	1,908 (37.6)

[典拠] K.- G. Hildebrand, "Foreign Markets for Swedish Iron in the 18th Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 6, 1958, pp. 10, 33; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 49- 50; A. Kahan, *op. cit.*, p. 210.

図 1 : 連合王国の対露輸出



[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 219.

表 5 : 連合王国の海外貿易・ロシア貿易 1755-1800年

① 海外貿易

(£ 1,000)

	輸 入			輸 出		
	連合王国全体	イングランド	スコットランド	連合王国全体	イングランド	スコットランド
1755 - 59	9,231 (100)	8,665 (93.9)	566 (6.1)	13,091 (100)	12,338 (94.3)	753 (5.8)
1760 - 69	11,767 (100)	10,819 (91.9)	948 (8.1)	15,741 (100)	14,543 (92.4)	1,198 (7.6)
1770 - 79	13,158 (100)	12,113 (92.1)	1,045 (7.9)	15,671 (100)	14,406 (91.9)	1,265 (8.1)
1780 - 89	14,884 (100)	13,725 (92.2)	1,159 (7.8)	15,378 (100)	14,421 (93.8)	957 (6.2)
1790- 1800	22,923 (100)	21,177 (92.4)	1,746 (7.6)	28,579 (100)	27,187 (95.1)	1,392 (4.9)

② ロシア貿易

(£ 1,000)

	輸 入			輸 出		
	連合王国全体	イングランド	スコットランド	連合王国全体	イングランド	スコットランド
1755 - 59	653 (100)	593 (90.8)	60 (9.2)	74 (100)	73 (99.2)	0.6 (0.8)
1760 - 69	894 (100)	804 (89.9)	90 (10.1)	90 (100)	89 (99.3)	0.7 (0.8)
1770 - 79	1,213 (100)	1,074 (88.6)	139 (11.4)	214 (100)	205 (96.0)	8.6 (4.0)
1780 - 89	1,508 (100)	1,254 (83.1)	255 (16.9)	247 (100)	234 (94.5)	13.7 (5.5)
1790- 1800	2,029 (100)	1,656 (81.6)	373 (18.4)	679 (100)	654 (96.3)	25.0 (3.7)

[典拠] E. B. Shumpeter (ed.), *op. cit.*, pp. 414- 415, Appendix VIII; H. H. Kaplan, *op. cit.*, p. 37.

表 6 : スコットランドのロシア産品輸入

(£)

	総額	大麻	亜麻	麻織物	棒鉄	木材	灰汁	獣脂
1756	n. a.	1,905	7,995	6	1,480	793	3	0
1772	132,005 (100)	15,236 (11.5)	86,046 (65.2)	1,172 (0.9)	16,825 (12.8)	5,974 (4.5)	539 (0.4)	2,384 (1.8)
1785	318,374 (100)	20,833 (6.5)	191,423 (60.1)	1,130 (0.4)	28,541 (8.9)	6,041 (1.9)	6,958 (2.2)	46,794 (14.7)
1795	350,548 (100)	25,753 (7.4)	191,017 (54.5)	10,295 (2.9)	19,589 (5.6)	5,837 (1.7)	3,163 (0.9)	71,061 (20.3)

[典拠] A. J. Durie, "Russia's Role in the Industrialization of Scotland", A. G. Cross (ed.), *Russia and the West in the Eighteenth Century*, Newtonville, Mass., 1983, p. 340.

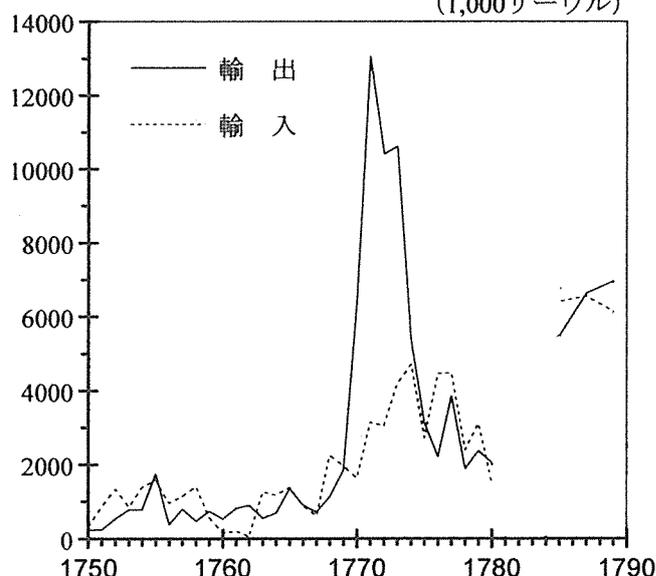
第二は北米植民地のバルト海貿易への参入である。北米植民地は 18 世紀を通じてロシアから奴隷向け低級麻織物を輸入する一方、ヨーロッパ各国にヴァージニア煙草を供給したが、1660 年・63 年の航海条令は植民地・第三国の直接貿易を禁止していたため、以上の取引はあくまで本国イングランド・スコットランド経由で遂行されるのが原則であった。とはいえ植民地期アメリカの商業資本は 1760 年代から非合法的な密輸形態でバルト海世界との直接取引に着手し、1763 年にはマサチューセッツ植民地ボストンのボイルストン商会 *Boylstons* が英領西インド産品（砂糖・染料・ラム）を輸出する一方、ロシア船舶用品（大麻・帆布・鉄）を輸入し、ボストン・西インド・ロシアを結ぶ三角貿易を展開するに至った。⁽⁷⁾ 続くアメリカ独立戦争の勃発によって東部諸州の本国貿易・英領西インド貿易は途絶したが、以後アメリカ商業資本は英領西インドの代わりに仏領西インドを組み込んだ新たな三角貿易を構築し、盟邦フランスを経由してバルト海貿易を続行したのである。またイギリス海軍の海上封鎖に対抗する必要から武装商船が私掠活動を展開し、1778 年にはボストン商人 D・マクネイル *Daniel MacNeil* の私拿捕船が白海経由ロシア貿易に従事している。⁽⁸⁾ こうして英露貿易の展開は、帝国内部の北米離脱傾向によっても、攪乱の危険に直面していたと言えよう。

b) フランス

フランスの対露貿易は専らオランダ商社（とりわけ「ホープ商会」*Thomas and Adrian Hope*）・ハンザ商人（とりわけハンブルク）を媒介として、あるいはオランダ市場・ハンザ都市経由の中継貿易として展開されてきたが、⁽⁹⁾ 18 世紀前半より現地居留のフランス商人 J・ラインバル *Joseph Raimbert* 及び本国ルーアンの商業資本（ミッシェル商会 *Michel*・ゴードン商会 *Godin et Cie.*・ボードワン *Nicholas Baudouin*）が直接貿易に参入した。この結果 18 世紀後半から輸入・輸出とも上昇傾向に転じ、1760 年代末—70 年代前半には劇的な増大を見た（図 2）。それでもフランス貿易総額に占めるロシア市場の位置は低く、北欧諸国を加えたバルト海貿易全体の比重も 5 % 未満にとどまる（表 7）。品目構成としては、1775 年の統計を見る限り（表 8）、輸入はほぼ工業原料から構成され、うち大麻が 30 % で最大、獣脂が 25 % で続くが、林業産品・棒鉄も 15 % を占め、全体として船舶用品が中核をなした。なかでもフランスの麻輸入全体に占めるロシア市場の比重は 50 % に達する（表 9）。輸出は主に食料・飲料から成り、いずれも奢侈的な植民地産品（砂糖・コーヒー）・国産葡萄酒が主力である。⁽¹⁰⁾

統計資料を見る限りフランス海外貿易にとってロシア市場が重要であったとは言い難いが、それでもフランスにおけるバルト海貿易への関心は決して低かった訳ではなく、むしろ七年戦争の敗戦によって北米市場を喪失するなか、1760 年代よりバルト海貿易に対する期待は強まっている。1763 年には商人ピスカトリ *Piscatory* がロシア向け

図 2：フランスのロシア貿易 1750—90年
(1,000リーヴル)



〔典拠〕 R. Romano, “Documenti e prime cinsiderazioni intorno alla «Balance du commerce» della Francia dal 1716 al 1780”, *Studi in onore di Armando Saporì*, Milano, 1957, t. 2, p. 1288; W. Kirchner, “Franco- Russian Economic Relations in the 18th Century”, idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967, pp. 164- 166, 168.

表 7 : フランス海外貿易とバルト海市場 1750-99年

① 輸 出 (1,000,000 リーヴル)

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ 都 市	バルト海世界				オスマン 帝 国
					デンマーク	スウェーデン	ロシア	小 計	
1751- 55	271.9	10.3 (3.8)	29.7 (10.9)	31.2 (11.5)	2.4 (0.9)	1.6 (0.6)	0.8 (0.3)	4.8 (1.7)	27.1 (10.0)
1756- 60	190.0	1.4 (0.7)	20.0 (10.5)	12.4 (6.5)	1.9 (1.0)	1.5 (0.8)	0.6 (0.3)	4.0 (2.1)	17.1 (9.0)
1761- 65	253.3	7.1 (2.8)	27.1 (10.7)	21.7 (8.6)	1.9 (0.7)	1.6 (0.6)	0.9 (0.3)	4.3 (1.7)	27.6 (10.9)
1766- 70	297.5	11.0 (3.7)	26.3 (8.8)	40.0 (13.4)	3.3 (1.1)	5.1 (1.7)	2.2 (0.7)	10.7 (3.6)	28.3 (9.5)
1771- 75	327.4	10.2 (3.1)	33.3 (10.2)	40.0 (12.2)	3.6 (1.1)	6.2 (1.9)	8.5 (2.6)	18.4 (5.6)	29.4 (9.0)
1776- 80	289.0	7.5 (2.6)	35.7 (12.4)	32.9 (11.4)	3.8 (1.3)	5.3 (1.8)	2.5 (0.9)	11.6 (4.0)	16.6 (5.7)
1787- 89	448.6	33.2 (7.4)	41.3 (9.2)	62.4 (13.9)	6.3 (1.4)	4.0 (0.9)	6.7 (1.5)	17.0 (3.8)	19.7 (4.4)
1797- 99	254.8	0.3 (0.1)	34.7 (13.6)	25.5 (10.0)	8.7 (3.4)	0.8 (0.3)	0.3 (0.1)	9.8 (3.8)	3.8 (1.5)

② 輸 入 (1,000,000 リーヴル)

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ 都 市	バルト海世界				オスマン 帝 国
					デンマーク	スウェーデン	ロシア	小 計	
1751- 55	219.1	13.1 (6.0)	2.2 (9.2)	10.7 (4.9)	1.0 (0.5)	2.1 (1.0)	1.2 (0.6)	4.4 (2.0)	28.8 (13.2)
1756- 60	130.0	4.2 (3.2)	19.7 (15.2)	4.2 (3.3)	1.1 (0.9)	1.4 (1.1)	0.9 (0.7)	3.4 (2.6)	15.7 (12.1)
1761- 65	180.7	7.7 (4.3)	19.6 (10.9)	4.5 (2.5)	1.1 (0.6)	1.7 (1.0)	0.8 (0.5)	3.7 (2.0)	23.6 (13.0)
1766- 70	252.1	9.6 (3.8)	21.4 (8.5)	10.8 (4.3)	1.9 (0.7)	2.7 (1.1)	1.5 (0.6)	6.0 (2.4)	32.3 (12.8)
1771- 75	312.8	14.7 (4.7)	25.8 (8.2)	9.0 (2.9)	1.5 (0.5)	4.2 (1.3)	3.6 (1.1)	9.3 (3.0)	31.3 (10.0)
1776- 80	301.0	5.7 (1.9)	23.1 (7.7)	10.0 (3.3)	2.0 (0.7)	4.8 (1.6)	3.2 (1.1)	9.9 (3.3)	22.9 (7.6)
1787- 89	549.2	56.6 (10.3)	28.6 (5.2)	13.2 (2.4)	3.8 (0.7)	7.1 (1.3)	6.6 (1.2)	17.5 (3.2)	40.1 (7.3)
1797- 99	301.5	0.0 (0.0)	60.6 (20.1)	19.3 (6.4)	11.5 (3.8)	1.8 (0.6)	0.9 (0.3)	14.2 (4.7)	5.1 (1.7)

[典拠] R. Romano, op. cit., pp. 1274- 1275; 服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房 1992年、116- 117頁。

表 8 : フランスのロシア貿易取引品目 1775年

① 輸 入 (総額 2,728,763 リーヴル) (リーヴル)

繊維原料 (%)		木材・鉱物 (%)		その他原料 (%)		食 料 (%)		工業製品 (%)	
羊毛	19,394 : 0.7	帆柱	177,920 : 6.5	染料	3,042 : 0.1	小麦	169,500 : 6.2	麻織物	17,200 : 0.6
大麻	893,348 : 32.7	板材	36,325 : 1.3	麻種	1,240 : 0.1	穀物	28,543 : 1.1	帆 布	82,177 : 3.0
馬毛	113,832 : 4.2	ピッチ	50,137 : 1.8	獣脂	669,713 : 24.5	練	9,562 : 0.4	小間物	10,151 : 0.4
豚毛	40,384 : 1.5	鉄	124,000 : 4.5	油脂	41,420 : 1.5	燻製	1,044 : 0.1	書 籍	1,626 : 0.1
羽毛	8,383 : 0.3	銅	2,480 : 0.1	毛皮	27,378 : 1.0				
小計	1,075,341 : 39.4	小計	392,958 : 14.4	小計	757,978 : 27.8	小計	208,649 : 7.7	小計	111,154 : 4.1

② 輸 出 (総額 3,134,838 リーヴル) (リーヴル)

繊維製品 (%)		その他製品 (%)		食料・飲料 (%)		原 料 (%)	
毛織物	9,955 : 0.3	家具・鏡	91,800 : 2.9	砂 糖	989,025 : 31.6	インディゴ	276,487 : 8.9
絹織物	7,670 : 0.2	小間物	23,290 : 0.7	コーヒー	895,339 : 28.6	石 膏	1,771 : 0.1
麻織物	20,852 : 0.7	ガラス類	5,860 : 0.2	葡萄酒	542,428 : 17.3		
モスリン	1,260 : 0.1	紙・書籍	13,056 : 0.4	蒸留酒	72,960 : 2.3		
キャラコ	14,340 : 0.5	化粧品	1,030 : 0.1	果 実	9,129 : 0.3		
靴 下	14,308 : 0.5	その他	67,953 : 2.2	オリーブ油	6,982 : 0.2		
レース	6,475 : 0.2			チーズ	1,488 : 0.1		
小計	109,890 : 3.5	小計	202,989 : 6.5	小計	2,518,881 : 80.4	小計	278,258 : 8.9

[典拠] W. Kirchner, op. cit., p. 175.

表 9 : フランスの麻輸入 1755・76・88年

(1,000 リーヴル)

	総 額	オランダ	ド イ ツ	ハンザ都市	ロ シ ア	スペイン	イタリア	トルコ
1755	2,473 (100)	412 (16.7)	192 (7.8)	308 (12.5)	1,252 (50.6)	23 (0.9)	172 (6.9)	47 (1.9)
1776	4,857 (100)	311 (6.4)	106 (2.2)	593 (12.2)	2,691 (55.4)	33 (0.7)	880 (18.1)	84 (1.7)
1788	9,274 (100)	679 (7.3)	1,795 (19.4)	466 (5.0)	4,224 (45.5)	175 (1.9)	1,163 (12.5)	

[典拠] 服部、前掲書、83頁。

葡萄酒・ラングドック毛織物・植民地産品の輸出及びフランス海軍向け大麻・木材の輸入を目的とする特権会社（資本金 1,200,000 リーヴル）を企画し、ブルボン王権に対して政策支援（関税制度の優遇・通商条約の締結）を要請している。また 1764 年、聖ペテルブルク領事を兼任する商人 J・ラインバールは、第三国を経由するフランスのロシア船舶用品輸入が戦時においては敵国の海上封鎖により遮断される危険があることを指摘し、バルト海貿易の安定成長には奨励金の給付・関税制度の減免・通商条約の締結を梃子とする直接通商の促進が必要であることを報告した。かくして 1769 年にはルゼ商会 Jean- Charles Dujardin de Ruzé が直接取引に着手する一方、アメリカ独立戦争の勃発によってオランダ中継貿易の攪乱が現実となった 1779 年には J・F・マゼントイ商会 Megenthuis がロシア商人と葡萄酒取引の独占契約を結び、また独立戦争の教訓から戦後 1783 年には大西洋岸諸港（ル・アーブル、サン・マロ、ナント、ラ・ロシェル、ボルドー、ベイヨンヌ）の商業資本が「フランス北方会社」Compagnie française du Nord の設立を企画している。⁽¹¹⁾

c) ロシア

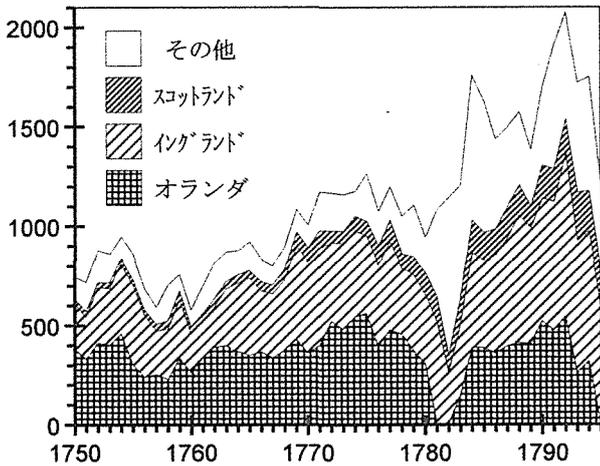
18 世紀のロシアには独力で長距離海上貿易を遂行できる海運資本が十分存在せず、ヨーロッパ通商の展開は専ら外国商人に依存した。それぞれ聖ペテルブルク・リガを拠点とするイギリス・オランダ両国が二大勢力であったが（図 3）、イギリス商船が専らイギリス本国・英領北米のロシア貿易を遂行する一方、オランダ商船は本国のロシア貿易のみならず、第三国（とりわけフランス）のロシア通商を媒介している。⁽¹²⁾ 並行してロシア商人も外国資本の支配から脱却した独自通商を試み、出航総数に占める割合は極小ながら、ロシア船籍総数の着実な上昇が注目される（図 4）。なかでもスウェーデン出身のロシア商人 A・ウィットフース Arvid Wittfooth はフランス現地で通商活動に従事し、1766 年よりボルドー領事に就任して葡萄酒・仏領西インド産品の輸入、ロシア産品のフランス向け輸出を展開しただけでなく、フランス経由の新大陸貿易にも着手した。⁽¹³⁾

ロシア海外貿易は 1750 - 70 年代において輸出・輸入とも上昇し、ループリ相場の下落に伴う実質 1 割程度の減価を考慮せねばならないものの、名目年額はそれぞれ倍増している（図 5）。輸出品目では船舶用品（大麻・亜麻・木材・棒鉄）の比重が高く（表 10・11）、大麻・亜麻は 1750 - 70 年代を通じて 1.5 倍に伸張し、イギリス向け輸出に加えてフランス・イベリア諸国向け輸出が上昇したほか（図 6）、加工製品たる麻糸・粗質製品（帆布・船舶装具・奴隷衣料）の輸出も拡大している。木材は、イギリス政府によって軍需物資（軍艦資材）＝戦時の禁輸品目に指定されたため、七年戦争時代には輸出総量が減少するが、戦後 1760 - 70 年代には 1.5 倍に上昇し、イギリス・オランダが二大販路を構成した（図 7）。棒鉄は 1760 年代後半より倍増し、聖ペテルブルクのイギリス向け輸出が基軸をなす（図 8）。なお穀物は、ヨーロッパ諸国の作柄・需要に応じて変動が著しいが、1760 年代より恒常的な取引を記録し、リガのオランダ向けライ麦輸出が中心であった（図 9・表 12）。輸入品目では、最大の輸入拠点である聖ペテルブルクの動向を見る限り、繊維製品・奢侈品（熱帯産品・飲料）が太宗をなすが、国内産業向け原料も若干を占める（表 13）。繊維製品の中核はイギリス毛織物にあるが、その品種は並質織物から上質織物へと転換したほか、1770 年代には羊毛以外の織物が急増し、その源泉はオランダからイギリスへと移行している。この事実はオランダ経由のアジア産絹織物の減少・イギリス国産の機械制綿製品の登場を意味すると思われる（図 10）。熱帯産品の大半は砂糖から成るが、輸入総量は 1760 年代後半より倍増し、輸入市場としてはフランスの急増が顕著である（図 11）。葡萄酒は 1750 - 70 年代を通じて 3 倍に成長し、調達市場としてはフランスの独占状態にあるが、イベリア諸国の参入も認められる（図 12）。⁽¹⁴⁾

全体としてイギリス向け原料輸出・イギリス製品輸入を基調とする貿易構造に変化はないが、品

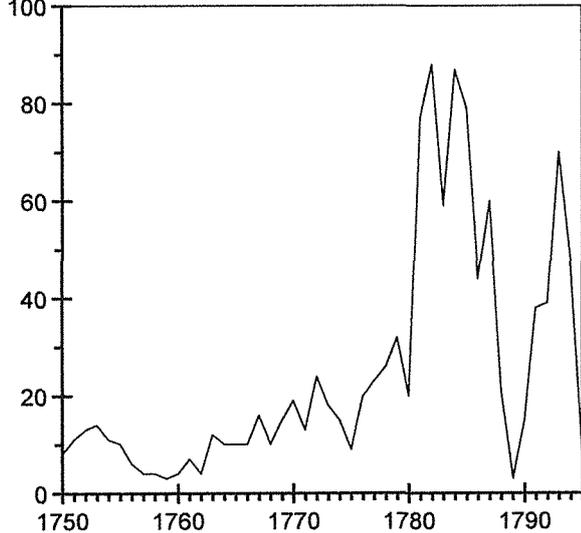
目構成における棒鉄輸出・綿製品輸入の増大はイギリス産業革命の進行に照応した海外貿易の再編を意味する反面、品目構成における原料輸入・製品輸出の上昇、及び市場編成におけるフランス・南欧諸国の躍進は、イギリス経済に従属的な通商関係から脱却する傾向を示唆すると言えよう。

図 3 : ロシア出港船舶 (隻)



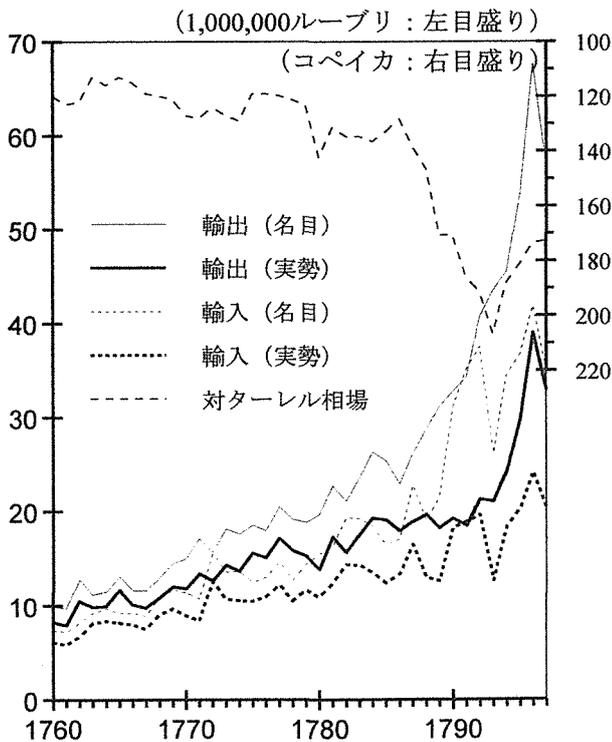
[典拠] J. Newman, "Russian Foreign Trade 1680- 1780: The British Contribution", Ph.D. dissertation, University of Edinburg, 1985, pp. 241- 268; H. C. Yohansen, *Shipping and Trade between the Baltic Area and Western Europe 1784- 95*, Odense, 1983, Appendix, pp. 17- 20, 94- 97, 173- 176, 252- 255, 332- 335, 410- 413, 495- 498, 578- 581, 658- 661, 737- 740, 814- 817, 890- 893.

図 4 : ロシア船籍商船 (隻)



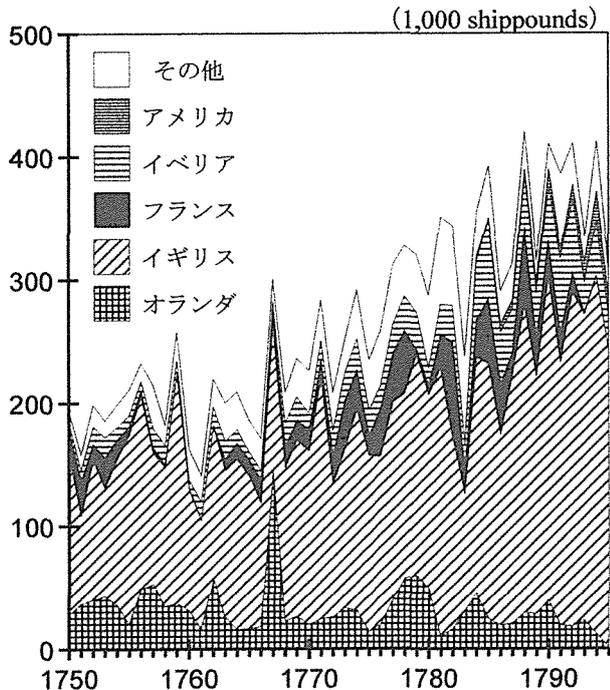
[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 309; H. C. Johansen, *op. cit.*, Appendix.

図 5 : ロシア貿易収支



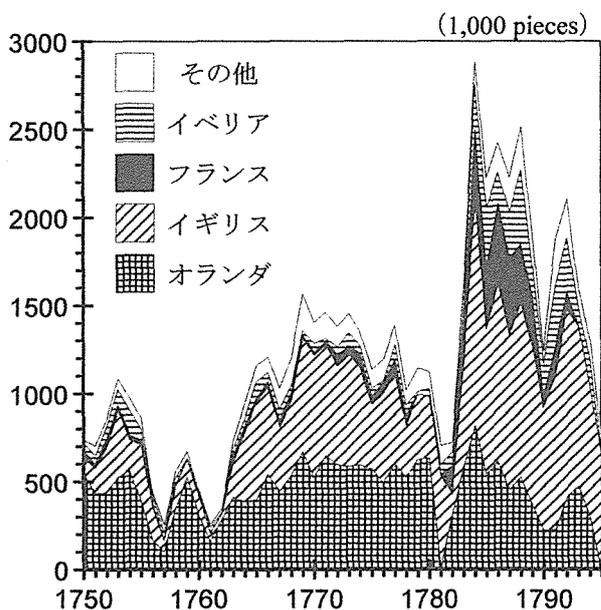
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 342- 343; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164- 165, 192- 193, 243.

図 6 : ロシア大麻・亜麻輸出



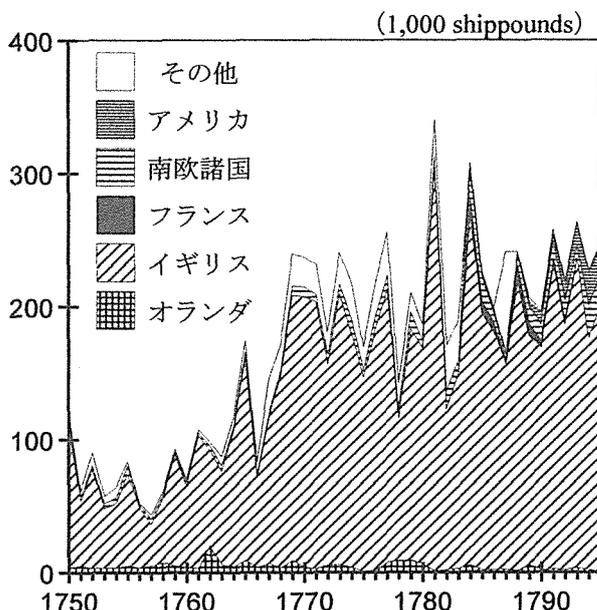
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 274- 279; H. C. Yohansen, *op. cit.*, Appendix, pp. 74- 76, 152- 154, 230- 232, 311- 313, 390- 391, 474- 476, 557- 559, 636- 638, 717- 719, 793- 795, 870- 872, 948- 951.

図7：ロシア木材輸出



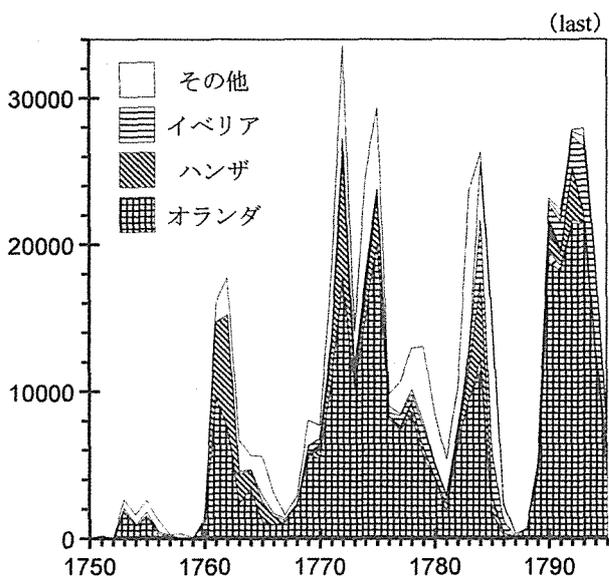
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 280- 283; H. C. Yohansen, *op. cit.*, Appendix, pp. 70- 71, 149, 227, 308, 387, 471, 554, 632- 633, 714, 791- 792, 868, 945- 946. ニューマン統計 (1750 - 83 年) は漠然と「timber」の数値を示し、具体的な品目を明示していないが、取引規模から「deal」の数値と判断し、ヨハンセン統計 (1784 - 95 年) では当該品目の数値のみ抽出した。

図8：ロシア棒鉄輸出



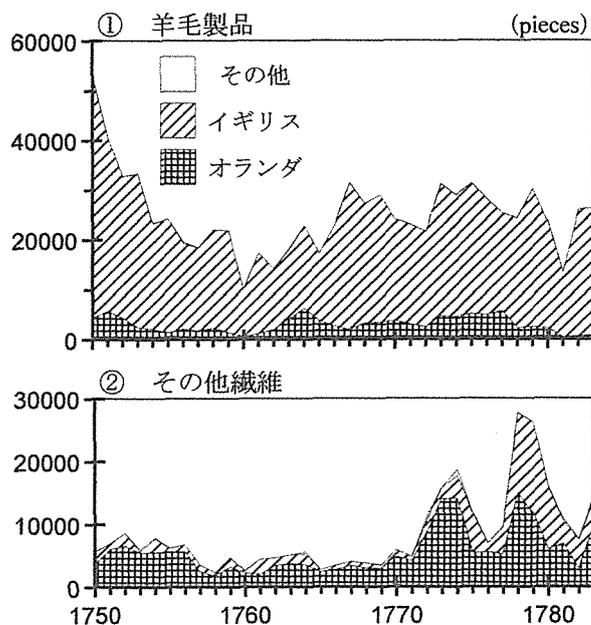
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 283- 285; H. C. Johansen, *op. cit.*, Appendix, pp. 71- 72, 150- 151, 228- 229, 309- 310, 388, 472, 555- 556, 633- 634, 715- 716, 792- 793, 869, 946- 947.

図9：ロシア穀物輸出



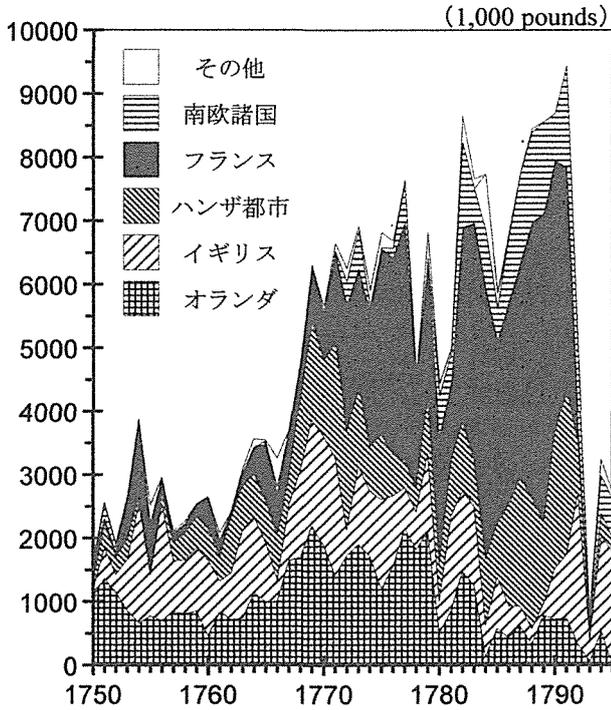
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 271- 273; H. C. Yohansen, *op. cit.*, Appendix, pp. 60- 62, 138- 139, 217- 218, 298- 299, 377- 378, 460- 461, 543- 544, 622- 624, 703- 704, 781- 783, 858- 860, 935- 937.

図10：ロシア繊維製品輸入



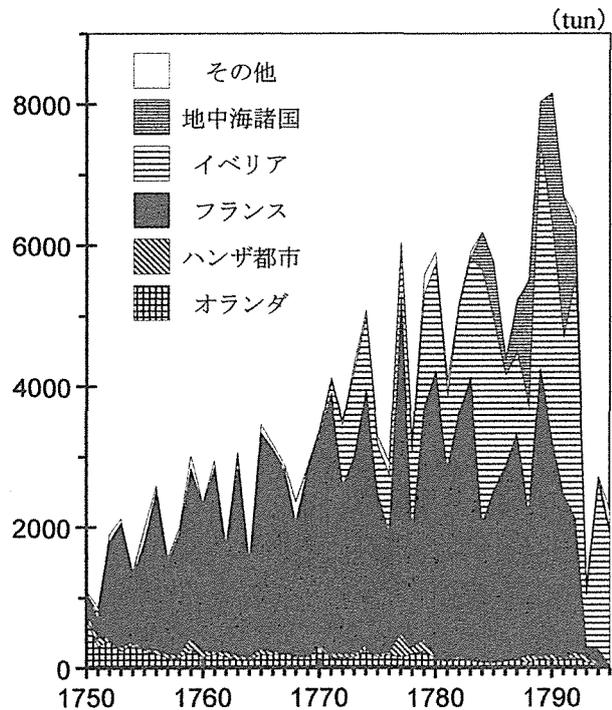
[典拠] J. Newman, *op. cit.*, pp. 293- 294, 302- 303, 308- 309, 311- 312.

図11：ロシア植民地産品輸入



[典拠] J. Newman, op. cit., pp. 311- 313; H. C. Yohansen, op. cit., Appendix, pp. 62- 63, 140- 141, 219- 220, 300- 301, 379- 381, 462- 463, 545- 546, 624- 625, 705- 706, 783- 784, 860- 861, 937- 938.

図12：ロシア葡萄酒輸入



[典拠] J. Newman, op. cit., pp. 308- 310; H. C. Yohansen, op. cit., Appendix, pp. 64- 65, 143- 144, 221- 222, 302- 303, 382, 464- 466, 547- 548, 626- 627, 707- 708, 785- 786, 862- 863, 939- 940.

表10：ロシア輸出品目

(%)

	農業産品					酪農関連産品			林業産品	加工製品			その他
	大麻	亜麻	麻種	穀物	計	獣脂	皮革	計		麻布	棒鉄	計	
1769	18.8	11.3	3.5	16.9	50.5	5.0	7.5	12.5	4.5	13.0	9.8	22.8	9.7
1793	20.2	12.6	3.4	6.9	43.1	11.3	6.8	18.1	4.2	10.2	12.0	22.2	12.4

[典拠] A. Kahan, op. cit., p. 168.

表11：ロシア主要港湾の輸出品目

① リガ

(ターレル・%)

	平均総額	繊維原料	種子	林業産品	穀物	その他
1731 - 70	1,390	58.5	8.3	27.1	4.9	1.2
1771 - 83	2,200	50.3	6.4	30.3	11.5	1.5

② 聖ペテルブルク

(1,000ルーブリ・%)

	平均総額	大麻	亜麻	麻織物	棒鉄	その他
1768 - 69	7,135	1,904 (26.7)	286 (4.0)	957 (13.4)	1,456 (20.4)	2,532 (35.5)
1770 - 74	8,269	2,087 (25.2)	363 (4.4)	711 (8.6)	1,751 (21.2)	3,357 (40.6)
1775 - 79	9,922	2,867 (28.9)	639 (6.4)	976 (9.8)	1,671 (16.8)	3,769 (38.1)

[典拠] A. Kahan, op. cit., p. 253; H. H. Kaplan, op. cit., pp. 62, 71, 76, 87.

表12：ロシア穀物輸出 1750-1800年

(1,000chetvert・%)

	平均総量	バルト海経由					白海経由			黒海経由			
		小麦	大麦	ライ麦	燕麥	小計	小麦	ライ麦	小計	小麦	大麦	ライ麦	小計
1751 - 60	36.9	0.5	1.7	14.4	0.2	16.8 (45.4)	0.0	20.2	20.2 (54.6)	0.0	0.0	0.0	0.0 (0.0)
1761 - 70	204.3	12.2	7.4	149.7	6.3	175.6 (85.9)	13.3	15.4	28.7 (14.1)	0.0	0.0	0.0	0.0 (0.0)
1771 - 80	497.3	65.4	23.8	253.3	12.6	355.2 (71.4)	35.0	106.9	142.0 (28.5)	0.2	0.0	0.0	0.2 (0.0)
1781 - 90	395.3	40.2	20.3	226.7	27.2	314.4 (79.5)	20.8	45.4	66.5 (16.8)	14.1	0.0	0.3	14.5 (3.7)
1791- 1800	442.8	87.3	49.3	188.7	10.3	335.6 (75.8)	20.9	0.0	22.5 (5.1)	77.3	4.2	3.2	84.7 (19.1)

[典拠] A. Kahan, op. cit., pp. 169- 170, 172- 175.

表13：ロシア主要港湾の輸入品目

① リガ

(ターレル・%)

	平均 総額	工業製品		食料・飲料				工業原料
		繊維製品	熱帯産品	飲料	塩	海産物	小計	鉱物資源
1731 - 70	479	44.5	11.1	7.9	31.0	2.8	52.8	2.7
1771 - 83	557	30.2	13.0	16.3	34.7	3.1	67.1	2.7

② 聖ペテルブルク

(1,000ルーブリ・%)

	平均 総額	工業製品				食料・飲料			工業原料		
		毛織物	絹織物	綿織物	小計	葡萄酒	砂糖	小計	染料	鉱物	小計
1768 - 70	6,540	1,708	279		1,987 (30.3)	332	775	1,388 (21.1)	592	254	846 (12.9)
1771 - 73	7,549	1,718	639		2,357 (31.1)	418	779	1,586 (21.4)	443	156	599 (7.8)
1774 - 76	7,480	1,874	488		2,362 (36.9)	443	749	1,615 (22.0)	570	320	889 (11.8)
1783 - 85	11,423	2,058	537	571	3,187 (27.9)	855	1,893	3,508 (30.9)	951	247	1,197 (10.3)
1786 - 88	14,252	2,698	403	792	3,962 (27.8)	844	1,917	3,738 (26.2)	1,018	434	1,452 (10.2)

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 194- 196, 253.

d) 北欧・東欧諸国

行論の関係から北欧・東欧諸国の貿易活動に付言しておこう。まずデンマーク（ノルウェー）・スウェーデン両国の場合、ヨーロッパ貿易の基礎はそれぞれ木材・棒鉄のイギリス向け輸出にあったが、18世紀後半においてロシア産品の地位が躍進したため、イギリス向け木材の基軸を小型船用の中・細柱、あるいは日用木材に転換する一方、⁽¹⁵⁾ 新規市場として地中海方面への輸出を漸次拡張した（表14）。⁽¹⁶⁾ またプロイセン・ポーランド両国の場合、これまで大麻・亜麻及び麻織物がイギリス向け輸出品目として重要であったが、当該品目についてもロシア産品が台頭した結果、それぞれケーニヒスベルク・ダンツィヒを拠点として穀物輸出を拡大している。このため両国は穀物輸出をめぐって競合し、プロイセン政府は1772年のポーランド分割によってバルト海沿岸を併合する一方、1775年3月16日の関税規定によってヴァイクセル河（ヴィスワ河）の航行船舶に高率関税を導入した。以後ポーランドの貿易拠点ダンツィヒは内陸の穀倉地帯と連絡手段を絶たれ、陸の孤島としてヨーロッパ向け穀物輸出を縮小する。⁽¹⁷⁾

表14：スウェーデンの棒鉄輸出 1750-99年 (トン)

	連合王国	南欧諸国				
		小計	ポルトガル	スペイン	フランス	その他
1750 - 54		4,800	2,450	150	950	1,150
1755 - 59	18,700	4,000	2,350	200	500	950
1760 - 64	22,910	4,300	2,450	250	450	1,150
1765 - 69	20,091	5,100	2,600	350	1,100	1,050
1770 - 74	17,166	8,225	2,825	350	3,200	1,850
1775 - 79	19,357	9,575	3,350	250	2,950	3,025
1780 - 84	14,624	12,700	5,250	450	5,200	1,800
1785 - 89	19,947	16,050	3,450	400	9,650	2,550
1790 - 94	23,273	11,300	4,250	350	3,600	3,100
1795 - 99	19,448	7,875	3,850	500	1,650	1,875

〔典拠〕 K.- G. Hildebrand, *op. cit.*, p. 39.

② オスマン帝国経済の動揺と黒海貿易

オスマン帝国は過去3世紀にわたる黒海沿岸地帯及びボスフォラス・ダーダネルス海峡の領有を前提として、オスマン臣民のギリシア商人に対して黒海貿易の独占特権を保証する一方、ドナウ河下流域の穀倉地帯ルーマニア（モルダヴィア・ワラキア公国）に対して帝都コンスタンチノーブル向け穀物輸出を義務付け、ヨーロッパ国際商業から独立した帝国経済 Imperial Economy を構築してきた。⁽¹⁸⁾ しかしながら18世紀後半においてオスマン帝国の黒海支配は急速に動揺している。

まずロシアの場合、1768 - 74年の露土戦争・1774年のキュチュク・カイナルジ条約によってヨーロッパ諸国としては史上初めて黒海・ボスフォラス海峡の商船自由航行を実現し、⁽¹⁹⁾ この結果1776年にはトゥーラ商人L・ルギニン Lario Luginin がコンスタンチノーブル商館を設置して地中

中海世界との貿易活動に着手している。しかしロシア商業資本は黒海貿易の遂行に必要な海運能力・市場情報を欠いたため、当初はツァーリズム国家の後援する半官半民貿易が中心とならざるを得ず、1776年には海軍艦艇を転用した商船によってコンスタンチノーブルへの試験航海を実施している。ただし現地の商人組合はロシア製品の買付に際して安価な独占価格を適用する一方、オスマン政府当局は1774年の上記条約が海軍艦艇の海峡通航を禁止していることを根拠として同船を拿捕・押収し、試みは失敗に終わった。続く1778年には黒海貿易の拠点としてドニエプル河口に港湾都市ヘルソン Kherson が建設され、1781年には同港で就航した民間商船がフランス地中海貿易の拠点マルセイユとの貿易に従事し、煙草・棒鉄・麻製品を輸出する一方、コーヒー・砂糖・オリヴ油・果実・葡萄酒を輸入しているが、護衛艦隊を欠如したため海賊被害に度々遭遇している。以上の如く創生期のロシア黒海貿易はなお断続的・小規模なものにとどまり、かつ多くの課題を抱えていたが、それでもヨーロッパ国際商業の新たな動きを触発することになった。⁽²⁰⁾

次にオーストリアは、スペイン継承戦争で獲得した南部ネーデルラントの貿易活動が十分成長せず、エルベ河経由のハンブルク貿易も仇敵プロイセンの関税制度によって攪乱されたため、商業活動の活路をフィウメ・トリエステ拠点のアドリア海・地中海貿易に求め、1775年には「東インド会社」Österreichisch- ostindische Handelskompagnie を設立して墺領トスカーナ大公国の貿易基地リヴォルノ Livorno (レグホン Leghorn) と通商活動を開始している。⁽²¹⁾ また1772年のポーランド分割(ガリツィア併合)・1775年のコンスタンチノーブル条約(ブコヴィナ併合)を契機としてドナウ河・黒海経由の地中海貿易を模索し、ヴェーバー商会 Johann Philipp Balthasar Weber が黒海都市ヘルソンとの貿易活動に従事する一方、1777年には「フリース・オリエント貿易会社」Örntalische Friesische Handlungs- Compagnie がギリシア商人と提携してバルカン貿易に着手している。⁽²²⁾

なお隣国ポーランドも、今やプロイセンの領土分割・差別関税によって海港都市ダンツィヒとの連絡手段を失い、ヴィスワ河＝バルト海経由の穀物貿易を攪乱されるなか、新たな穀物輸出の経路としてドナウ河＝黒海経由の通商活動に注目した。1784年には官営の「ポーランド東方貿易会社」Polish Eastern Trade Company が設立され、ヘルソン拠点の黒海貿易を開始している。⁽²³⁾

またフランスの場合、ヨーロッパ大陸市場ではマルセイユ拠点のレヴァント貿易が取引総額の1割を占める有望な部門であったが(前掲表7)、⁽²⁴⁾ 植民地戦争に敗退してレヴァント市場の意義が一層強まるなか、その一環としてオスマン宗主権から離脱傾向を示すエジプトとの通商関係を強化する一方、オスマン独占体制の弛緩した黒海貿易の経済価値にも注目している。まずオスマン帝国駐在の外務官僚C・ペysonnel Charles- Claude de Peyssonnel/ Peyssonnel/ Peyssonnel (1727 - 90年) は、クリミア領事(1753 - 57年)・クレタ島領事(1757 - 63年)・スミルナ領事(1763 - 83年)を歴任するかたわら、在任期間を通じて帝国領内を視察し、クリミア汗国を中継地点としたポーランドからタタールへの繊維製品・皮革・毛皮輸出、及びフランスからポーランドへのコーヒー・砂糖・香料輸出に関心を示した。1762年にはレヴァント貿易総監ラ・トゥール La Tour に対して、黒海西岸(モルダヴィア・ワラキア・ブルガリア)・東岸(サーカシア・コーカサス)との通商活動を開始するべきこと、南部ロシアとの通商関係を通して旧来イギリスの独壇場であったロシア市場に参入するべきこと、以上を主張する一方、1777年には本国政府に対して黒海経由ロシア貿易の必要を提言している。⁽²⁵⁾ またレヴァント貿易に従事してきたマルセイユ商人A・I・アントワヌ Anthoine de Saint- Joseph は、1781年に黒海沿岸を視察した後、1782年7月に新興都市ヘルソンに「アントワヌ・サロン商会」Anthoine & Sarron を開設するとともに、ウクライナ土地貴族・ワルシャワ金融業者と提携して「ポーランド黒海貿易会社」La Compagnie polonaise de commerce sur la

mer Noire を設立し、ポーランド木材・煙草のフランス向け輸出に着手している。⁽²⁶⁾

他方イギリスの場合、1763 年のパリ条約・1766 年の英露通商条約によって新大陸・バルト海世界を両翼とする重商主義体制を構築するなか、海外貿易に占めるレヴァント市場の役割は後退して黒海市場への関心は低く、オスマン帝国との貿易活動を独占する「レヴァント会社」Levant Company もあくまでオスマン本土との通商取引を重視して新たな市場開拓には消極的であった。⁽²⁷⁾しかし続くアメリカ独立戦争によって重商主義帝国が動揺するに及び、1780 年代から黒海貿易への関心が発生している。1782 年にはロシアで活動するスコットランド造船技師 S・ベンサム Samuel Bentham（功利主義者 J・ベンサム Jeremy Bentham の実弟）がロシア・ポーランド市場との取引手段としてバルト海貿易に代わる黒海貿易の可能性を本国に伝達する一方、1784 年にはレヴァント会社の商人 D・グレイ David Gray も黒海調査を通じて豊富な森林資源の存在を報告している。⁽²⁸⁾

③ バルト海貿易とロシア産業構造

最後にヨーロッパ諸国との貿易活動に対応するロシア産業構造の編成を一瞥しておこう。

まず農業部門は就労人口の 90 % を吸収するが、その 55 % は私領主が支配する私領地農奴、残る 40 % は公課・兵役負担の代価として自由身分を享受する国有地農奴であった（表 15）。私領地農奴は、領主直営地での平均週 3 日の労働地代（バルシーチナ barshchina）を負担する賦役農、又は貢租地代（オブローク obrok）を納付する貢租農、に二分される。領主階級の両極格差は著しく、その 80 % 以上は所有農奴 100 人以下（うち全体の 50 % 以上が所有農奴 20 人以下）の中小領主であって、農奴人口の 10 % 程度を支配するにすぎず、所領収入も年間 150 ルーブリ程度にとどまった。対照的に領主階級のわずか 15 % が所有農奴 100 人以上（さらに最上層 1.5 % が所有農奴 1,000 人以上）の巨大領主であり、農奴総数の 80 % 以上を掌握するとともに、土地収入も年額 500 ルーブリを超過する（表 16）。生産技術の水準は低く、農具は表層（4 インチ）の土塊破碎のみ可能な一頭牽き木製無輪鋤 sokha に依存する一方、耕作様式は春耕地での市場向け作物（大麻・亜麻）、秋耕地での域内消費向け穀物（ライ麦）、休耕地での家畜放牧・施肥からなる 3 年輪作農法＝三圃制度が支配的であり、皇室領の播種・収穫比率は北部の瘦薄な非黒土帯 nechernozem/ non black earth で 3 倍程度、南部の豊穡な黒土地帯 chernozem/ black earth でも 4 倍程度にとどまったと（表 17）。⁽²⁹⁾

海外貿易の発展に伴う奢侈品・植民地産品の輸入は、西欧趣味に傾倒する宮廷貴族の家計支出・貨幣需要を拡大する一方、一次産品の輸出は市場向け作物生産を刺激し、商品作物の生産・流通に有利な黒土地帯・河川流域では労働地代に立脚する領主の輸出向け農場経営が発生した。しかしながら貴族身分の多くは官庁・軍隊勤務のため帝都・任地に居留し、自己所領に常駐して所領経営に専従する余裕は無かったのみならず、低い技術水準は耕地面積の拡大を制約し（表 18）、集約的・組織的な農場経営は困難であった。このため安定的・効率的な地代確保の手段としては、直営地の縮小・農民地の拡大による貢租地代の量的拡充、かつ現物貢租から貨幣貢租への形態転換が選好された。その水準は 18 世紀半ば以降に名目年額で倍増し、物価水準を考慮した実質増率でも 2 割の上昇を示している（表 19）。こうした貨幣オブロークの負担上昇は種々の公課・兵役と相俟って農奴の不満を醸成し、恒常的な農民逃を誘発する一方、露土戦争末期の 1773 - 74 年には E・I・プガチョフ Emelian Ivanovich Pugachov（1740 - 75 年）の農民戦争を招くことになった。⁽³⁰⁾

次に工業部門の場合、都市における職人組合の形成は遅れ、生産活動の基盤としては同じく農奴労働に立脚する農奴占有マニュファクチュアが支配的であり、①ツァーリズム国家が国有地農民を組織して展開する国営マニュファクチュア、②農村の貴族身分が私有地農奴を動員して経営する世襲領マニュファクチュア、③都市の商業資本が農奴を購入・支配して創業する商人マニュファクチ

表15：成人男子人口の階層分布

	領主	農奴					都市住民
		私領地	国有地	聖界領	皇室領	計	
第1回調査(1719年)		3,528,722	1,700,430	813,741	509,484	6,552,377	295,799
第2回調査(1744年)	37,326	4,348,873	2,117,149	898,471	429,283	7,793,776	355,240
第3回調査(1762年)	49,777	5,611,531	2,780,868	1,061,639	524,075	9,978,113	321,582
第4回調査(1782年)	84,066	6,714,331	3,932,878	1,310,276	634,993	12,592,478	421,502
第5回調査(1795年)	111,600	9,787,802	4,547,873	1,465,469	520,840	16,321,984	771,317

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 24; idem, "The Costs of 'Westernization' in Russia: The Gentry and the Economy in the Eighteenth Century", *Slavic Review*, Vol. 25, 1966, p. 42; I. de Madariaga, *Russia in the Age of Catherine the Great*, New Haven, 1981, pp. 93, 556.

表16：農場規模の偏差

	① 所有農奴総数 (%)				② 貨幣地代収入 (ルーブリ)		
	1762年		1777年		分布(%)	1777年	1795年
	領主	農奴	領主	農奴			
100人以下	82.0	16.2	83.8	11.1	32.0	35未満	50未満
101 - 500人	15.0	29.6	12.1	43.1	30.7	35 - 105	50 - 150
501 - 1,000人	2.0	7.9	2.6	10.5	13.4	105 - 210	150 - 300
1,001人以上	1.0	46.3	1.5	35.3	7.7	210 - 350	300 - 500
	100.0	100.0	100.0	100.0	5.0	350 - 525	500 - 750
					11.2	525超過	750超過

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 70; idem, "The Costs of 'Westernization' in Russia", pp. 45, 61.

表17：主要農業地帯の生産能力(播種・収穫比率)

品 種	地 域	1710s	1720s	1730s	1740s	1750s	1760s	1770s	1780s	1790s	平均
ライ麦	中央非黒土地帯	2.7	3.2	3.5	3.8	3.2	3.3	3.7	3.0	3.0	3.3
	中央黒土地帯	4.0	4.3	3.2	4.7	4.6	6.8	4.8	3.6	3.2	4.4
	ヴォルガ下流域	3.0	3.3	3.7	5.1	4.0	4.4	4.8	3.6	3.1	3.9
小 麦	中央非黒土地帯	3.2	4.9	3.0	3.5	2.7	3.4	3.7	2.5	3.0	3.3
	中央黒土地帯	4.5	4.1	5.5	4.3	4.1	5.1	5.7	4.0	3.0	4.5
	ヴォルガ下流域		3.0	3.7		3.6	3.2	4.9	3.3	3.1	3.5

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, pp. 49- 50. 対象農村は皇室領のみ。

表18：農業用地の規模(1,000ヘクタール・%)

	計	農耕地	放牧地	林野地
1696	405,091	31,976	67,068	213,416
	(100.0)	(7.8)	(16.5)	(52.6)
1725	418,219	41,848	66,296	213,958
	(100.0)	(10.0)	(15.8)	(51.1)
1763	423,128	53,865	63,308	205,890
	(100.0)	(12.7)	(14.9)	(48.6)
1796	485,465	81,359	76,650	217,322
	(100.0)	(16.7)	(15.7)	(44.7)

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 46.

表19：貨幣地代の水準

	物価水準		領主地		国有地	
	穀価	指数	名目	実質	名目	実質
1730s	63	100	60	60.0	40	40.0
1750s	80	127	80	63.0	55	43.3
1760s	126	200	150	75.0	100	50.0
1770s	172	273	250	91.6	200	73.3
1780s	285	452	400	88.5	300	66.4
1790s	382	606	500	82.5	450	74.3

穀価水準はチェズベルト当たりライ麦価格に基づく。

[典拠] A. Kahan, "The Costs of 'Westernization' ", pp. 51, 54.

表20：マニファクチュア経営者(新規参入)の社会的出自

① 繊維部門

	商人				領主				農民			
	麻	毛	絹	計	麻	毛	絹	計	麻	毛	絹	計
1700 - 25	9	6	12	27	1	2	0	3	1	0	0	1
1726 - 45	14	4	18	36	2	0	0	2	1	0	1	2
1745 - 65	23	18	7	48	9	13	2	24	0	1	1	2
1762 - 75	18	5	14	37	4	16	3	23	1	0	3	4
1776 - 99				337				86				228

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, p. 131.

② 鉱業部門(鉄・銅)

	商人	領主	計
1701 - 30	19	1	20
1731 - 40	17	0	17
1741 - 60	48	19	67
1761 - 70	21	10	31
1771 - 80	4	4	8
1781 - 90	1	5	6
1791 - 00	3	4	7

ユアが存在した。海外貿易の展開に伴う繊維製品の流入は国内産業の育成を阻害したが、その反面ペルシア生糸の輸入は絹織物業の勃興を、船舶用品・棒鉄の輸出は麻織物業・冶金工業の成長を促した。この結果、自ら世襲領マニユを経営する「商業貴族」Dvorianstvo Kupechestvuinshchie/ Trading Nobility が生成する一方、貨幣オブロークの支払に必要な現金を確保するため事業活動を展開する「商業農民」Tordovye Krestiane/Trading Peasantry も登場し、なかでも農業不適な非黒土帯では小生産者の両極分解を前提とした自由な雇用契約に立脚する本来のマニユファクチュア（ウラジーミル県イヴォノヴォ村の亜麻工業・ニジェゴロド県パヴロヴォ村の冶金工業）も発生している。全体としては原料調達・製品出荷の流通経路を確保する商人マニユが依然として優勢を保ったが、現金収入を求める農奴の出稼労働を吸収して究極的には領主制度の存続を支えたのである（表 20）。⁽³¹⁾

（2）ヨーロッパ国際政治とロシア外交関係

七年戦争の終結以後 1760 年代には北方体制（イギリス・北欧両国・プロイセン・ロシア）と南方体制（ブルボン両国・オーストリア・オスマン帝国）の勢力関係が均衡したが、1770 年代後半より国際状況は緊迫する。以下、1770 年代の国際関係におけるロシア外交の位置を確認しよう。

① アメリカ独立戦争と英仏対立

イギリスは七年戦争の勝利によって植民地帝国を確立したものの、軍事経費の膨張・国債発行の累積によって国家財政が逼迫する一方、東インド会社の貿易収支悪化・統治経費上昇によってインド問題の解決も急務となった。このためジョージ三世（在位：1760 - 1820 年）治世初期の歴代政権（グレンヴィル Grenville・ロックンガム Rockingham・大ピット Pitt・グラフトン Grafton）は一連の植民地規制（1764 年砂糖条例・1765 年印紙条例・1767 年タウンゼント条例）によって東部 13 州への貿易・財政統制を強める一方、続くノース内閣 Frederick North（在任：1770 - 82 年）は 1773 年 5 月の茶条例・同年 6 月の東インド会社規制法＝ノース規制法によって北米支配・インド問題の同時解決を図った。これに対して北米植民地の不満は頂点に達し、同年 12 月に密輸貿易の拠点ボストンで茶会事件が発生する一方、1774 年 9 月にはフィラデルフィアで大陸会議 Continental Congress が開催され、1775 年 4 月に武力衝突＝アメリカ独立戦争（1775 - 83 年）が勃発する。⁽³²⁾

他方フランスは対英戦争の敗北によって領土縮小・財政危機に直面したが、若年の新王ルイ十六世（在位：1774 - 92 年）の即位に伴い中央官僚が刷新され、復権した老練の国務卿モールパ Jean Frédéric de Phéliepeaux, Comte de Maurepas（在任：1774 - 80 年）のもと、革新派の財務総監テュルゴー Anne Robert Jacques Turgot（在任：1774 - 76 年）が財政改革を試みる一方、海軍卿サルタン Antoine- Gabriel de Sartine（在任：1774 - 80 年）・陸軍卿モンバレー Montbarey（在任：1777 - 80 年）は海軍・陸軍再建に着手し、また外務卿ヴェルジェンヌ Charles Gravier, Comte de Vergennes（在任：1774 - 86 年）は、駐土大使（在任：1755 - 68 年）・駐瑞大使（在任：1771 - 74 年）としての豊富な在外経験を踏まえ、失墜した国際威信の回復に努めた。アメリカ独立戦争の勃発に際して、テュルゴー・モンバレーは緊縮財政の観点から中立を唱えたが、ヴェルジェンヌ・サルタンは仇敵イギリスを打倒する好機として参戦を主張し、1776 年 7 月の独立宣言に先だつて非公式の資金援助を開始する一方、続く 1778 年 2 月 6 日に米仏同盟を締結して独立戦争に介入する。⁽³³⁾

なおアメリカ独立戦争と並行してムガル帝国では国内紛争（1775 - 82 年：第一次マラータ戦争・1780 - 84 年：第二次マイソール戦争）が相次ぎ、英仏戦争は北米・インドの二大植民地を舞台として同時展開されることになった。かくしてアメリカ独立戦争は単なるイギリスの内政問題にとどまらず、英仏両国の植民地紛争＝「第二次百年戦争」の一環へと転化したのである。

② バイエルン継承問題と普墺対立

神聖ローマ帝国では七年戦争の終戦と 1763 年のフベルトゥスベルク条約によってプロイセンのシュレジェン支配・威信拡大と盟主オーストリアの領土縮小・権威失墜が確定した。以後オーストリアでは重鎮マリア・テレジア（在位：1740 - 80 年）が平和外交を追求した反面、大公ヨーゼフ二世（在位：1765 - 90 年）・宰相カウニッツ Wenzel Anton Kaunitz（在任：1753 - 90 年）は「東方進出」Drang nach Osten を志向し、1772 年のポーランド分割でガリツィアを、1775 年のコンスタンチノーブル条約でブコヴィナを獲得している。⁽³⁴⁾ 並行して南西方面への領土拡張を図り、1777 年にバイエルン選帝侯マクシミリアン・ヨーゼフ Maximilian Joseph（在位：1745 - 77 年）が急死すると、その王位・領土を相続したファルツ選帝侯カール・テオドール Karl Theodor に対して領土交換（前者のバイエルン併合、後者の南部ネーデルラント併合）を打診し、外交交渉が破綻するや、1778 年 1 月 3 日のウィーン協定でバイエルンを武力併合するに至った。⁽³⁵⁾

他方プロイセン国王フリードリヒ二世（在位：1740 - 86 年）は、七年戦争でシュレジェン支配を、ポーランド分割で西プロイセン併合を実現して以降、国内産業を振興するべく平和外交に邁進してきた。しかし中欧の勢力均衡を攪乱するオーストリアのバイエルン侵攻には強い懸念を示し、ベーメン国境に軍隊を動員してこれを牽制している。かくして普墺関係もまた再び緊迫し、最終的に 1778 年 7 月にバイエルン継承戦争（所謂「ジャガイモ戦争」：1778 - 79 年）が勃発する。⁽³⁶⁾

こうして北米のアメリカ独立戦争と中欧のバイエルン継承戦争が同時発生した結果、過去四度の国際戦争と同様、海外植民地・ヨーロッパ大陸の紛争が連動する危険が高まったのである。

③ クリミア問題と露土対立

エカチェリーナ二世は 1768 - 74 年の露土戦争と 1774 年のキュチュク・カイナルジ条約によって、経済的には黒海自由航行を実現したのみならず、政治的には黒海北岸（ドニエプル＝ブグ河間）の併合・オスマン領内ギリシア正教徒の保護・クリミア汗国の独立を達成し、南下政策の前進に成功した。⁽³⁷⁾ 引き続き同帝はクリミア半島の領有を実現するべくクリミア汗国における傀儡政権の成立を画策し、1774 年 12 月にはこの動きを警戒するクリミア太守サヒブ・ギレイ Sahip Girey を失脚させ、むしろロシアの後盾を期待する太守デヴレット・ギレイ Devlet Girey の即位を支援している。さらに 1776 年 3 月、ロシアはクリミア汗国の政情不安を口実としてクリミア出兵を強行し、1777 年には内乱を平定して親露派の太守シャヒン・ギレイ Shagin Girey を擁立したのである。⁽³⁸⁾

オスマン帝国は北方では 1768 - 74 年の露土両国との戦争によって黒海・バルカン支配を縮小したのみならず、南方ではフランス重商主義のレヴァント進出に伴いエジプト・地中海支配が弛緩し、また東部国境ではザンド朝ペルシア（1765 - 94 年）との度重なる国境紛争（1774 - 76 年）に直面した。こうしたなか新帝アブデュル＝ハミド一世（在位：1774 - 89 年）は支配体制の再建を進め、領土危機に対処するべくフランス軍事顧問ド・トット François de Tott（1730 - 93 年）を招聘して陸軍改革（砲兵部隊の刷新・測量学校の創設・陸軍工廠の建設）に着手する一方、海軍提督ガジー・ハサン・パシャ Gazi Hasan Pasa がオスマン海軍の再建にあたった。⁽³⁹⁾ また帝国経済の残された生命線として黒海・バルカン支配の回復を試み、ロシア南下政策に対する防壁として帝都派遣のギリシア人君主（ファナリオト Phanariote）によるモルダヴィア・ワラキア支配を維持する一方、クリミア半島における保護国家の再建を志向し、クリミア汗国の反露勢力を支援している。⁽⁴⁰⁾

かくして露土戦争の危機が高まったが、ロシアは北方体制を通じて英普両国と協調する一方、オスマン帝国は南方体制の一角として仏墺両国と提携していたから、クリミア問題の動向はアメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争の推移に多大な影響を与えることになる。

註

- (1) D. S. Macmillan, "The Russia Company of London in the 18th Century: The Effective Survival of a 'Regulated' Chartered Company", *Guildhall Miscellany*, Vol. 4, 1973; P. H. Clendinning, "The Background and Negotiations for the Anglo- Russian Commercial Treaty of 1766", A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia in the 18th Century: Contacts and Comparisons*, Newtonville, Mass., 1979; 拙稿「エカチェリーナ二世時代におけるバルト海貿易と北方体制——1766年英露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第4号2007年。
- (2) D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 45- 71; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 198- 210; idem, "18th-Century Russian-British Trade: Russia's Contribution to the Industrial Revolution in Great Britain", A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia*; H. H. Kaplan, "Russia's Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce", *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981; idem, "Russian Commerce and British Industry: A Case Study in Resource Scarcity in the 18th Century", A. G. Cross (ed.), *Russia and the West in the 18th Century*, Newtonville, Mass., 1983; idem, "Observation on the Value of Russia's Overseas Commerce with Great Britain during the Second Half of the 18th Century", *Slavic Review*, Vol. 45, 1986.
- (3) H. Hamilton, *An Economic History of Scotland in the 18th Century*, Oxford, 1963, Chapter 9, 10; D. S. Macmillan, "The Scottish- Russian Trade: Its Development, Fluctuations, and Difficulties, 1750-1796", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 4, 1970; idem, "Problems in the Scottish Trade with Russia in the 18th Century: A Study in Mercantile Frustration", A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia*. なお1707年の合同条約によってスコットランド商人は航海条例の適用を免除され、植民地貿易への参入を許可された反面、特許会社への加盟を強制されたが、最終的にスコットランド商人は同社への加盟を拒否している。D. S. Macmillan, "The Russia Company", pp. 222- 223.
- (4) 既に18世紀前半、「水産業・製造業振興信託委員会」Commissioners and Trustees for Improving Fisheries and Manufactures (1727年)・「ブリティッシュ亜麻会社」British Linen Company (1746年)は亜麻の国内栽培を奨励する一方、低廉なロシア亜麻の輸入を推進した。A. J. Durie (ed.), *The British Linen Company, 1745- 1775*, Edinburgh, 1996; idem, "Russia's Role in the Industrialization of Scotland", A. G. Cross (ed.), *Russia and the West*; 北政巳「18世紀スコットランド亜麻工業史——イギリス亜麻会社を中心として——」『創価経済論集』第8巻第3号1978年、林妙音「スコットランド『ブリティッシュ亜麻会社』の経営基盤」『社会経済史学』第62巻第2号1996年。
- (5) 既にピョートル大帝治世の1698年には「ロシア煙草会社」Russian Tobacco Companyがヴァージニア煙草のロシア向け輸出に従事した。J. M. Jacob, *The Tobacco Adventure to Russia: Enterprise, Politics and Diplomacy in the Quest for a Northern Market for English Colonial Tobacco, 1676- 1722*, Philadelphia, 1961; 小峰理介「18世紀スコットランド・タバコ貿易に関する覚書」小林照夫編『イギリス近代史研究の諸問題——重商主義時代から産業革命へ——』丸善株式会社1985年、所収。しかし世紀中葉に露領ウクライナで煙草生産・輸出が開始された結果、以後ロシア向け煙草輸出は減少している。W. Kirchner, "Ukrainian Tobacco for France", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 10, 1962; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代のロシア海外貿易と経済・外交政策——英露バルト海貿易の発展と仏露黒海貿易の萌芽——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第2号2005年、69頁。
- (6) R. H. Campbell, *Carron Company*, Edinburgh, 1961, pp. 51- 52, 74- 76; R. P. Bartlett, "Charles Gascoigne in Russia: A Case Study in the Diffusion of British Technology 1786- 1806", A. G. Cross (ed.), *Russia and the West*; 北政巳「産業革命期スコットランド株式会社——Carron Companyの事例——」『社会経済史学』第35巻第3号1969年、同『近代スコットランド移民史研究』御茶の水書房1998年、第11章「スコットランド出移民・ロシアへ」。
- (7) なお1763年にはペンシルヴァニア植民地・フィラデルフィアの「ラッセル商会」Abraham Russell・「トンプソン商会」John Thompsonが、続く1764年にはニューヨークの「ワッデル商会」John Waddellもバルト海貿易に参入したが、両市とも後背地ペンシルヴァニアから必要な麻類・鉄は調達できたため、ロシア市場から間もなく撤退している。N. E. Saul, "The Beginnings of American- Russian Trade, 1763- 1766", *William and Mary Quarterly*, 3rd Series, Vol. 26, 1969; idem, *Distant Friends: The United States and Russia, 1763- 1867*, Lawrence, 1991, pp. 3- 4; 中西弘次「外国貿易の展開」鈴木圭介編『アメリカ経済史』(I)東大出版会1972年、349 - 351頁。
- (8) N. N. Bolkhovitinov, "Russo- American Trade Relations during the U. S. War of Independence", *Soviet Studies in*

- History*, Vol. 14, 1976, pp. 31- 34. 東部諸州の仏領西インド通商に関しては、D. B. Goebel, “The ‘New England Trade’ and the French West Indies, 1763- 1774: A Study in Trade Policies”, *William and Mary Quarterly*, Vol. 20, 1963; 服部春彦「18世紀のフランス領西インドとアメリカ貿易」『史林』第70巻第2号1987年。
- (9) さしあたりハンブルクの「シュレーダー&シラー商会」Schröder & Schylerの事例に関して、P・ビュテル(深沢・藤井訳)『近代世界商業とフランス経済——カリブ海からバルト海まで——』同文館1997年、104 - 111頁。またフランスの新大陸貿易・バルト海貿易を媒介するハンブルクの位置について、玉木俊明「18世紀ハンブルクの中継貿易——フランス大西洋貿易の拡大との関係を中心に——」『関学西洋史論集』第21号1998年。
- (10) S. Rojdestvensky/ I. Lubimenko, “Contributions à l’histoire des relations commerciales franco- russes au XVIIIe siècle”, *Revue d’histoire économique et sociale*, Vol. 17, 1929; W. Kirchner, “Franco- Russian Economic Relations in the Eighteenth Century”, idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967; F. Fox, “French- Russian Commercial Relations in the Eighteenth Century and the French- Russian Commercial Treaty of 1787”, Ph. D. diss., University of Delaware, 1966.
- (11) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 128- 133, 148- 152; P. W. Bamford, *Forests and French Sea Power 1660- 1789*, Toronto, 1956, pp. 146- 157, 170- 172.
- (12) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 298- 304; W. Kirchner, “Western Businessmen in Russia: Practice and Problems”, *Business History Review*, Vol. 38, 1964, pp. 316- 319.
- (13) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 178- 180; K. Ahonen, *From Sugar Triangle to Cotton Triangle: Trade and Shipping between America and Baltic Russia, 1783- 1860*, Jyväskylä, 2005, pp. 50- 62.
- (14) D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 71- 81; J. Newman, *op. cit.*, pp. 59- 64; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 55- 109.
- (15) S.- E. Aström, “English Timber Imports from Northern Europe in the 18th Century”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 18, 1970; idem, “North European Timber Exports to Great Britain, 1760- 1810”, P. L. Cottrell/ D. H. Aldcroft (ed), *Shipping, Trade and Commerce: Essays in Memory of Ralph Davis*, Leicester, 1981; idem, “Britain’s Timber Imports from the Baltic, 1775-1830: Some New Figures and Viewpoints”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 37, 1989.
- (16) K.- G. Hildebrand, “Foreign Markets for Swedish Iron in the 18th Century”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 6, 1958, pp. 37- 52; H. C. Yohansen, “Danish Shipping Service as a Link between the Mediterranean and the Baltic 1750- 1850”, L. R. Fischer/ H. W. Nordvik (ed.), *Shipping and Trade 1750- 1950: Essays in International Maritime Economic History*, Lofthouse, 1990; L・ミュラー(玉木俊明・根本聡・入江幸二訳)『近世スウェーデンの貿易と商人』嵯峨野書院2006年、46 - 48、53 - 56頁、井上光子「デンマーク王国の海上貿易——遅れてきた重商主義国家——」深沢克己編『国際商業』〔近代ヨーロッパの探求⑨〕ミネルヴァ書房2002年、所収、341 - 343頁。
- (17) W. O. Henderson, *Studies in the Economic Policy of Frederic the Great*, London, 1963, pp. 85- 103; S. Hozzowski, “The Polish Baltic Trade in the 15th- 18th Centuries”, *Poland at the XIth International Congress of Historical Sciences in Stockholm*, Warsaw, 1960, pp. 125- 127, 146- 148; 高橋清四郎『ドイツ商業史研究』御茶の水書房1977年、269 - 273頁、杉原辰雄「四年議会期ポーランドとグダンスク割譲問題」中山昭吉・松川克彦編『ヨーロッパ史研究の新天地——ポーランドからのまなざし——』昭和堂2000年、所収、128 - 129頁。
- (18) H. Inalcik, “Istanbul and the Imperial Economy”, H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300- 1914*, Cambridge, 1994, pp. 182- 184; T. Stoianovich, “The Conquering Balkan Orthodox Merchant”, *Journal of Economic History*, Vol. 20, 1960; 拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」(上)(下)『鳥取大学・教育地域科学部紀要』(地域研究)第4巻第2号・第5巻第1号2003年。
- (19) M. L. Harvey, “The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance”, Ph. D. dissertation, University of California, 1938, pp. 12- 13; P. Herlihy, “Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774- 1861”, Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966, pp. 94- 95.
- (20) D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 101- 125; F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 173- 178, 195- 196, 209- 210.
- (21) M. Herzfeld, “Zur Orienthandelspolitik Österreichs unter Maria Theresia in der Zeit von 1740- 1771”, *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 108, 1920; F. Pollack- Parnau, “Eine österreichische- ostindische Handels Campagnie 1775-

- 1785: Ein Beitrag zur österreichischen Wirtschaftsgeschichte unter Maria Theresia und Joseph II”, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Beiheft 16, 1927; F. A. J. Szabo, *Kaunitz and Enlightened Absolutism 1753- 1780*, Cambridge, 1994, pp. 142- 153, 295- 302; 丹後杏一『オーストリア近代国家形成史』山川出版社 1986 年、101- 107 頁、同『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版 1997 年、89- 96 頁。
- (22) T. Stoianovich, op. cit., pp. 297- 300; H. Halm, *Gündung und erstes Jahrzehnt von Festung und Stadt Cherson (1778- 1788)*, Wiesbaden, 1961. なおヴェーバー商会の著作として、J. P. B. Weber [H. Halm (Hrsg.)], *Die Russen oder Versuch einer Reisebeschreibung nach Russland und durch das russische Reich in Europa*, Innsbruck, 1960.
- (23) I. Reyman, “Le commerce polonais en Mer Noire au XVIIIe siècle par le port de Kherson”, *Cahier du monde russe et soviétique*, Vol. 7, 1966, pp. 239- 243; H. Klimesz, “Poland’s Trade through the Black Sea in the 18th Century”, *Polish Review*, Vol. 15, 1970, pp. 66- 68, 70- 74.
- (24) P. Masson, *Histoire de commerce français dans le Levant au XVIII siècle*, Paris, 1886 (Rep., New York, 1967); 服部春彦「近世のレヴァント貿易とフランスの毛織物」『西洋史研究』第 13 号 1984 年、同『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房 1992 年、深沢克己「18 世紀のレヴァント貿易とラングドック毛織物工業」『土地制度史学』第 125 号 1989 年、同『商人と更紗——近世フランス＝レヴァント貿易史研究——』東大出版会 2007 年。
- (25) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 189- 192; P. Masson, op. cit., pp. 642- 644; G. I. Bratianu, “Les observations de M. de Payssonnel en 1777 sur l’exécution du traité de Koutchouk Kainardji”, *Revue historique du sud- est européen*, Vol. 6, 1929. なおその父親 C・ペysonnel (?- 57 年) も駐土大使 (?- 1755 年)・スミルナ領事 (1755 - 57 年) を務めており、オスマン市場に関する知識・情報は息子に継承されたと推定される。
- (26) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 249- 250; P. Masson, op. cit., pp. 637- 648; F. Charles- Roux, “La Monarchie française de l’ancien régime et la question de la Mer Noire”, *Revue de la Méditerranée*, Vols. 25- 27, 1948. なおアントワヌは 1786 年に貴族身分を獲得し、ナポレオン時代には実妹がナポリ国王 (後にスペイン国王) ジョゼフ・ボナパルト (在位 : 1806 - 13 年) の王妃に嫁いでボナパルト家門の親族となった。また 1805 - 15 年にはマルセイユ市長を務め、『黒海貿易の歴史』*Essai historique sur le commerce de la Mer- Noire* (1805 年) を公刊している。
- (27) A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935 (Reprint, 1964); R. Davis, *Allepo and Devonshire Square: English Traders in the Levant in the Eighteenth Century*, London, 1967; idem, “English Imports from the Middle East, 1580- 1780”, M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East*, London, 1970; 川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18 世紀の衰退について——」『史林』第 73 巻第 4 号 1990 年。
- (28) M. S. Anderson, “Samuel Bentham in Russia, 1779- 1791”, *American Slavic and East European Review*, vol. 15, 1956; W. Kirchner, “Samuel Bentham and Siberia”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 36, 1958 (idem, op. cit., Chapter 11); I. R. Christie, “Samuel Bentham and the Western Colony at Krichev, 1784- 1787”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 48, 1970. 他にも 1780 年代にはクラウヴェン女史 Elizabeth Craven 及びウォーズレイ Richard Worsley が黒海沿岸を探検し、その成果は両者の著作活動を通じて広く世間に公表された。T. J. Hope, “Britain and the Black Sea Trade in the Late Eighteenth Century”, *Revue roumaine d’études internationales*, Vol. 2 (24), 1974, pp. 160- 163.
- (29) A. Kahan, op. cit., pp. 45- 49, 65- 70; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 93- 97.
- (30) A. Kahan, “The Costs of ‘Westernization’ in Russia: The Gentry and the Economy in the 18th Century”, *Slavic Review*, Vol. 25, 1966, pp. 43- 46; 飯田、前掲書、187 - 188 頁。
- (31) A. Kahan, “Entrepreneurship in the Early Development of Iron Manufacturing in Russia”, *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 10, 1962; W. L. Daniel, “Entrepreneurship and the Russian Textile Industry from the Peter the Great to Catherine the Great”, *Russian Review*, Vol. 54, 1995, pp. 13- 15; B・H・ヤコツェフスキー (石川郁男訳)『封建農奴制ロシアにおける商人資本』未来社 1956 年、94 - 95 頁、飯田、前掲書、152 - 153、156 - 162、有馬達郎「18 世紀ロシアの農奴占有マニユファクチュアの性格」『土地制度史学』第 20 号 1963 年、24 - 25 頁。
- (32) 鈴木圭介「アメリカ独立戦争の経済的背景」同『アメリカ経済史研究序説』日本評論社 1949 年所収、高島稔「インドにおける植民地支配体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第 21 巻 (近代 8) 岩波書店 1971 年。
- (33) J. J. Meng, *The Comte de Vergennes: European Phases of his American Diplomacy (1774- 1780)*, Washington, 1932;

- O. T. Murphy, *Charles Granvier, Comte de Vergennes: French Diplomacy in the Age of Revolution, 1719- 1787*, Albany, 1982; 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系・フランス史』(2)山川出版社 1996年、280 - 282頁。
- (34) K. A. Roider, *Austria's Eastern Question, 1700- 1790*, Princeton, 1982.
- (35) P. P. Bernard, *Joseph II and Babaria: Two Eighteenth- Century Attempts at German Unification*, Hague, 1965; 進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」『岩波講座・世界歴史』第 17 卷 (近代 4)、404 - 405 頁。
- (36) F. Althoff, *Untersuchungen zum Gleichgewicht der Mächte in der Außenpolitik der Friedrichs des Großen nach dem Siebenjährigen Krieg (1763- 1786)*, Berlin, 1995; 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系・ドイツ史』(2)山川出版社 1996年、126 - 128 頁。
- (37) M. S. Anderson, *The Eastern Question 1774- 1923: A Study in International Relations*, New York, 1966, pp. 1- 5; J. P. LeDonne, *The Russian Empire and the World 1700- 1917: The Geopolitics of Expansion and Containment*, Oxford, 1997, pp. 104- 106; idem, *Grand Strategy of the Russian Empire, 1650- 1831*, Oxford, 2004, pp. 93- 100; 宮崎英隆「ロシアの黒海進出——露土戦争からクチュク・カイナルジ条約へ——」『東海大学教養学部紀要』第 17 号 1986 年、新井政美「オスマン帝国とヨーロッパ」『岩波講座・世界歴史』第 16 卷 [主権国家と啓蒙] 岩波書店 1999 年、所収。
- (38) A. W. Fisher, *The Russian Annexation of the Crimea 1772- 1783*, Cambridge, 1970; 志田恭子「帝政ロシアにおけるノヴォロシア・ベッサラビアの成立——併合から総督府の設置まで——」『スラヴ研究』第 49 号 2002 年。
- (39) S. J. Shaw/ E. K. Shaw (ed.), *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, 2vols., Cambridge, 1976, Vol. 1, pp. 251- 257; 三橋富治男『オスマン=トルコ史論』吉川弘文館 1966 年、325 - 326 頁。
- (40) R. R. Florescu, "The Fanariot Regime in the Danubian Principalities", *Balkan Studies*, Vol. 9, 1968; 黛秋津「ロシア・オスマン関係の中のワラキア・モルドヴァ公問題—— 18 世紀後半から 19 世紀初頭まで——」『史学雑誌』第 113 編第 3 号 2004 年。

〔Ⅱ〕支配体制の再編：「貴族帝国」の確立と「官僚絶対主義」の覚醒

(1) 宮廷貴族と中央官僚

① 1772年の政変未遂と二大派閥の後退

エカチェリーナ二世治世の前半には、寵臣 G・G・オルロフ Grigorii Grigorevich Orlov (1734 - 83 年) の率いるオルロフ兄弟 Orlovs、及び外務官僚 N・I・パーニン Nikita Ivanovich Panin (1718 - 83 年) を中心とする「パーニン派閥」Panin Party、以上の二大勢力が宮廷政治を牽引したが、1768 - 74 年の露土戦争のさなか、帝位継承をめぐる両者の対立が顕在化する。すなわち寵臣 G・G・オルロフは女帝との間に私生児 A・G・ボ布林スキー Aleksey Grigorevich Bobrinsky (1762 - 1813 年) をもうけて以来、女帝との正式な婚姻関係、及び実子の帝位継承を追求したのに対し、N・I・パーニンは皇太子パーヴェル・ペトロヴィッチ Pavel Petrovich (1754 - 1801 年：後の皇帝パーヴェル一世) の個人教師 (在任：1760 - 72 年) として帝王教育に従事し、その成人を前に女帝の退陣・帝位の禅譲を期待したのである。なお一般にモスクワの名門貴族は、外来皇后の帝位継承にかねて疑問を抱き、新興貴族オルロフ一門の台頭にも不服であったから、先帝ピョートル三世の男系卑属パーヴェルの早期即位を望んだとされる。⁽¹⁾ また渦中の皇太子パーヴェル本人は、師匠パーニンの政治思想に感化されて執筆した覚書『統治原理』(1772 年)・『国家論』(1774 年)において、専制政治を批判して法治国家を標榜する一方、父帝ピョートル三世と同じく普王フリードリヒ二世を啓蒙君主の理想として尊敬し、父帝を暗殺した母后とその寵臣オルロフ一族を憎悪していた。⁽²⁾

こうして 1772 年 6 月、G・G・オルロフが露土戦争の停戦協議 (フォクシャニ講和会議) のため帝都を離れた際、近衛連隊の一部は皇太子パーヴェルの即位を目指してクーデター計画を敢行する。エカチェリーナ二世は露領フィンランドに一時脱出して難を逃れたが、陰謀事件の背後にはオ

ルロフ勢力に対する名門貴族の強い不満があることを理解し、その子弟から成る反乱部隊の処罰を留保する一方、休戦交渉の決裂に対する引責を口実としてG・G・オルロフを更迭した。⁽³⁾ 同時に女帝はN・I・パーニンの陰謀関与を疑い（真偽は不明）、皇太子パーヴェルをその後見から引き離すべく、1773年10月10日にヘッセン・ダルムシュタット公国公女ヴィルヘミナ Wilhemina（露名：ナタリア・アレクセイヴナ Natalia Alekseyevna）を皇太子妃として迎えた。もっとも当面の対外危機を打開するには外交問題の権威たるパーニンの助言に頼らざるを得ず、新設の「外相」Ministr Inostrannykh Del/ Minister of Foreign Affairs（在任：1772 - 83年）なる官職に任命している。⁽⁴⁾

1774年のキュチュク・カイナルジ条約によって対外危機が終息するに伴い、1770年代後半を通じてパーニンの役割は急速に後退する。パーニンは自身の存在価値を認知せしめるべく1781年4月より休職＝帰郷したが、エカチェリーナ二世はむしろこの機会を捉えてパーニン派閥の肅正を進め、またパーニンを庇護する皇太子パーヴェルを欧州視察に派遣した。続く1781年9月、皇太子の後盾を喪失した外相パーニンはその地位を正式に罷免される一方、1782年12月に帰国した皇太子パーヴェルは支持勢力の一掃によって宮廷政治に対する影響を全く失った。1783年にはG・G・オルロフ及びN・I・パーニン両名が相次いで死去し、二大派閥の時代は名実とも閉幕する。⁽⁵⁾

② 新興勢力の台頭

パーニン派閥の没落と並行して注目されるのが政敵ヴォロンツォフ家門の復権である。女帝治世の初期において、宰相M・I・ヴォロンツォフ Mikhail Illarionovich Vorontsov（1714 - 67年・在任：1758 - 67年）及び実兄の元老院議員R・I・ヴォロンツォフ Roman Illarionovich Vorontsov（1707 - 83年）はクーデターの承認を躊躇して冷遇され、前者は実権をN・I・パーニンに譲る一方、後者は政界から引退し、また後者の長男A・R・ヴォロンツォフ Alexander Romanovich Vorontsov（1741 - 1805年）は駐蘭大使（在任：1761 - 62年・再任：64 - 68年）・駐英大使（在任：1762 - 64年）、次男の近衛隊長S・R・ヴォロンツォフ Semen Romanovich Vorontsov（1744 - 1832年）は駐墺大使館付き武官（在任：1762 - 67年）として在外勤務に従事した。しかし三女の宮廷女官ダーシコワ公爵夫人 Ekaterina Romanovna Dashkova（1743 - 1810年）はクーデターを支援した側近として信頼が厚く、1767年の宰相M・I・ヴォロンツォフの死去以後、同家の政界復帰が進む。R・I・ヴォロンツォフは1767年の「立法委員会」Ulozhennaia Komissii/Legislative Commissionでシュリッセリベルク選出の代表委員を務め、その長男A・R・ヴォロンツォフは1768年に帰国して1773 - 74年のプガチョフ反乱の鎮圧に参与し、その功績から商業参議会长官（在任：1773 - 94年）に就任した。次男S・R・ヴォロンツォフも1768年から露土戦争に従軍し、司令P・A・ルミアンツェフ Petr Aleksandrovich Rumiantsev（1725 - 96年）の推薦で1774年の講和会議に臨席している。かくしてヴォロンツォフ兄弟は通商・外交政策で重要な役割を果たすことになった。⁽⁶⁾

パーニン派閥の失脚に伴い転向した外務官僚も存在する。I・A・オステルマン Ivan Andreevich Ostermann（1725 - 1811年）は駐瑞大使（1760 - 74年）として長らくパーニンの西方外交を支え、1775年には副宰相に就任したが、以後パーニンの政策路線から離脱した。⁽⁷⁾ また外務参議会の歴代長官P・V・バクーニン Petr Vasilevich Bakunin（1734 - 86年・在任：1780 - 86年）、及びA・I・モルコフ（マルコフ）Arkady Ivanovich Morkov（Markov）（1747 - 1827年・在任：1786 - 96年）は、いずれもかつてパーニンの側近であったが、1780年以降はむしろヴォロンツォフ兄弟に接近している。こうして所謂「ヴォロンツォフ派閥」Vorontsov Partyが形成されたのである。⁽⁸⁾

他方、オルロフの失脚に伴い、新たな寵臣として台頭するのがスモレンスクの中流貴族G・A・ポチョムキン Grigorii Aleksandrovich Potemkin（1739 - 91年）である。ポチョムキンはモスクワ大

学で語学・神学を修める一方、1755 年より近衛連隊に勤務して文武両道に優れ、1762 年のクーデターを支援した功績から 1763 年より宗務院の長官補佐を務めたが、1767 - 68 年の立法委員会ではタタル・少数民族代表の護衛任務を担当し、また 1768 年には露土戦争に従軍して南方戦線にも出征している。1774 年の終戦で帰還した後、オルロフに代わって女帝の寵愛を享受する一方、パーニン派閥と結ぶチェルヌイシェフ兄弟から軍事権力の奪取を進め、1775 年に「国防参議会」副長官 Z・G・チェルヌイシェフ Zakhar Grigorevich Chernyshev (1722 - 84 年・在任：1763 - 74 年) の後任に就任、1784 年よりその長官に昇任したほか、1785 年には「海軍参議会」副長官 I・G・チェルヌイシェフ Ivan Grigorevich (1726 - 97 年・在任：1770 - 97 年) から黒海艦隊の統帥権を吸収し、こうして軍事・国防、とりわけ南方政策の実権を掌握したのである。⁽⁹⁾

③ 権力機構の整備

並行してエカチェリーナ二世は家門貴族の派閥利害から脱却した支配機構の形成に努めている。

まず内務行政に関しては、既に女帝の即位直後に女帝自身の人選で抜擢された「検事総長」Ober-Prokuror/ Procurator General の A・A・ヴァゼムスキー Aleksandr Alekseevich Viazemsky (1727 - 93 年・在任：1764 - 92 年) が貴族利害から独立したツァーリ直属の文民官僚＝「君主の目」として貴族勢力の牙城「元老院」^{セナート} Senat/ Senate を統括してきたが、宰相 M・I・ヴォロンツォフが失脚・逝去して以後、女帝は有力貴族の掣肘を警戒して後任宰相を任命しなかったため、検事総長ヴァゼムスキーが事実上の宰相として機能することになった。また 1774 年 9 月、検事総長は元老院の第一部局を直轄することになったが、当該部局は商業・工業・鉱業・外務参議会の監督を任務としたから、これは検事総長を媒介としたツァーリ権力の通商・産業統制を意味したと言える。⁽¹⁰⁾

またツァーリ直轄の外交・国防業務に関して、女帝は補佐機関の「官房書記」Stats-Sekretar/ State Secretary を再編し、1774 年にパーニン派閥の 3 名を解任する一方、新任 6 名を配置した。うちウクライナ貴族の A・A・ベズボロドコ Aleksandr Andreevich Bezborodko (1747 - 99 年・在任：1775 - 93 年) 及び P・V・ザバドフスキー Petr Vazilevich Zavadovsky (1739 - 1812 年・在任：1776 - 95 年) 両名は、露土戦争の戦功から司令 P・A・ルミアンツェフによって推薦され、したがって共通の庇護者ルミアンツェフを媒介として S・R・ヴォロンツォフと親交を持ち、広義にはヴォロンツォフ派閥の一角を構成したと言える。⁽¹¹⁾ とはいえベズボロドコは、在外大使を歴任したパーニンとは対照的に外留経験が無く、したがって国際感覚・外語能力は必ずしも高くなかったが、それ故西欧状勢に対して何ら憧憬を抱かず、むしろロシアの専制体制を盲目的に支持し、1780 年のパーニン失脚以後、外務担当の主任書記として外交業務を管轄している。またザバドフスキーはルミアンツェフの書記として実務能力を評価され、各種の公文書作成に携わったほか、皇子ボブリンスキーの個人教師も務めた。かくして官房書記の中樞ベズボロドコ・ザバドフスキー両名は、ヴォロンツォフ派閥と連携する反面、自律的なツァーリ権力の外交・国防政策を支えたのである。⁽¹²⁾

(2) 地方貴族と地方官僚

① 1775年の地方改革：身分団体の形成と集権体制の強化

ピョートル大帝は 1708 年の地方改革によってロシア国内領土を「^{グーベルニア} 県」Gubernii/ Provinces・「^{プロヴィンツィア} 区」Provintsi/ Counties・「^{ウエズド} 郡」Uezdy/ Districts の三層に区分し、「^{グベルナートル} 県知事」Gubernator/ Governor 及び区・郡「^{ヴォエヴォダ} 地方長官」Voivoda を派遣したが、専門官僚の不足・国家財源の逼迫により専ら武官貴族が任命される一方、末端官吏の待遇は悪化し、エカチェリーナ二世時代には地方行政の非効率・不公正が顕在化していた。このため 1767 - 68 年の立法委員会では地方代表の多くがその是正を陳情し

たほか、⁽¹³⁾ 1768年にはモスクワ大学の法学教授S・E・デスニツキー Semen Efimovich Desnitsky (1740 - 89年)がブラックストーン法学を意識した「司法参議会」の縮小、地方法廷の権限強化、司法・行政の分立を助言する一方、⁽¹⁴⁾ 1769年にはノヴゴロド知事J・J・ジーフェルス Jacob Johann Sievers (1731 - 1808年・在任：1764 - 81年)が生地エストニアのドイツ型地方制度を模範とした県郡制度の採用、在地貴族の官吏登用を進言している。⁽¹⁵⁾ 続く1773 - 74年のプガチョフ農民戦争をめぐり、カザン知事P・S・メシュチェルスキー Petr Sergeevich Meshcherskii (在任：1774 - 81年)がその原因として地方統制の弛緩を批判する一方、モスクワ知事M・N・ヴォルコンスキー Mikhail Nikitich Volkonsky (1713 - 88年：在任1771 - 80年)がその対策として知事権限の強化・県域面積の縮小を要請するに至り、ツァーリズム国家の存立条件として地方制度の改革は急務となった。こうして1775年11月7日に「地方行政に関する基本法」が公布される。⁽¹⁶⁾

この結果、まず外形上の区分として、上級組織の旧25県は基準人口300,000 - 400,000の新41県(女帝治世末期50県)に、下級組織の旧169郡は基準人口20,000 - 30,000の新374郡(同493郡)に細分・増設される一方、中間単位の旧68区は廃止され、面積・人口の平準化と地方行政の簡便化・効率化が図られた。⁽¹⁷⁾ また機構上の特質としては、司法・行政の分離と地方住民の司法・行政参加が注目される。すなわち、まず司法制度に関しては、県・郡とも私領地住民・都市市民・国有地農民ごとに三種の裁判機関が設置されたが、県の上級法廷では判事こそ国家官僚が務めたものの、陪審は県内貴族・都市住民に互選され、郡の下級法廷では判事・陪審とも郡内貴族・都市住民の互選とされた。⁽¹⁸⁾ また行政機構に関しては、県の場合、中央派遣の知事制度が維持されたものの、郡の場合、中央派遣の郡長官は廃止され、農村では「郡警察署長」Ispravnik/ Land Commissar ^{イスブラーヴニク}が郡内貴族から互選される一方、^{ニジニ・ゼムスキー・スート}「下級地方裁判所」Nnizhnii Zemskii Sud/ Lower Land Court(名称に反して実態は行政機関＝郡庁)の陪審4名も在地貴族・国有地農民の互選(各々2名)とされた。ただし都市の「市警察署長」Gorodnich/ Town Provostは、軍隊の駐留する中核都市の場合はその司令が、また軍隊の駐留しない地方都市の場合は元老院任命の国家官僚が務める一方、続く1782年4月8日の「警察条令」Ustav Politseiskii/ Police Statuteによって、「都市警察会議」Uprava/ Police Boardの成員4名は中央政府・市長Magistrat/ Mayorの任命(各々2名)とされるにとどまった。⁽¹⁹⁾

以上の如く司法・行政における在地貴族の官吏互選が規定されるに伴い、地方官吏(3年任期)を選出・推薦する「貴族集会」Dvorianskoe Sobranie/ Noble Assemblyの母体として県・郡それぞれ「貴族団」Dvorianskoe Obshchestvo/ Noble Association ^{プレドヴォヂェーチェリ}が設置されたが、その「貴族団長」Predvoditelie/ Marshalも地方貴族によって互選(郡貴族団長は郡内の貴族から選出、県貴族団長は県内の郡貴族団長から選出)され、また知事・団長の兼任は禁止された。続く1778年11月25日の勅令は、各県知事に対して貴族集会への出席・官吏選挙への立会を禁止する一方、貴族集会には貴族団長・地方官吏の選出、地域問題の討議、共益費の配分、ツァーリへの請願提出等々の権限を認めている。こうして貴族集会は独自の法的権利を保持する一種の身分団体へと転身する一方、ツァーリズム国家は分権的な等族国家としての色彩を帯び、所謂「貴族帝国」の基礎が確立されたのである。⁽²⁰⁾

ところが県の行政制度を見る場合、各県知事は司法権限こそ喪失した反面、区制の廃止に伴い旧区長官からその財務機能を、郡制の再編に伴い旧郡長官から各種の地方業務(治安維持・軍隊宿営・疫病対策・逃亡農奴送還・貧民救済・道路整備・森林管理)を継承・吸収し、県知事・区長官・郡長官の並立状態は知事の強力な一元支配へと転換している。こうした知事の権限強化は、表面的には各県単位の地方分権を実現したかに見えるが、各県知事は上述の如く原則として管轄県内に私的所領を保有しないツァーリ任命の中央官僚であり、並行して検事総長の派遣する各県「地方検事」

Guberniia Procurator によって逐次監視されたから、⁽²¹⁾ 実際には知事を媒介とした集権体制の構築を意味した。しかも各県の上部には通常二県一組の「管区」^{ナメストニチェストヴォ} Namestnichestvo/ Provinces が置かれ、いずれかの知事が「総督」(県令) ^{ナメストニク} Namestnik/ Governor General を兼任したが、帝都近郊・国境地帯では女帝の腹心が三県以上を統括している。ノヴゴロド知事 J・J・ジーフェルスの場合、同県がトヴェーリ・ノヴゴロド・オロネッツ・プスコフに分解した結果これら四県の総督を務め、寵臣 G・A・ポチョムキンは「新ロシア」^{ノヴォロシア} Novorossiiia/ New Russia・アゾフ・エカチェリノスラフ・タヴリダ四県の総督(在任: 1775 - 91 年)に就任し、ツァーリの一円的な領域支配を支えた。⁽²²⁾

各県知事・管区総督を媒介とする中央統制は、ピョートル大帝の創設した中央官庁 = 「参議会」^{コレギヤ} Kollegiya/ College の縮小に帰結している。まず財務行政に関して、元老院の「国庫歳入局」Director Kamernykh Del/ Bureau of State Revnue は 1775 年以降、知事の運営する「県財務局」Kazennaia Palata/ Treasury Board・「郡財務局」Uezdy Kaznachei/ Uesd Treasure を通じて徴税活動を掌握したため、既存の「歳出参議会」・「歳入参議会」・「監査参議会」は歴史的使命を終え、それぞれ 1783・85・88 年に廃止された。また司法制度に関して、元老院の任命する各県「民事局」Palata Grazdanskogo Suda/ Civil Chamber・「刑事局」Palata Ugolovnogo Suda/ Criminal Chamber が上級法廷を管轄し、上訴手続を受理したため、当該問題を所管する「司法参議会」・「所領参議会」の役割も大幅に後退する。⁽²³⁾ さらに都市の司法・財政制度も上記の新設組織が管轄した結果、上述 1782 年の警察条令によって「都市参議会」も閉鎖された。⁽²⁴⁾ かくして財務・司法の中樞は各種参議会から元老院へと移行し、究極的には元老院を統括する検事総長 A・A・ヴァゼムスキーによって集約されたのである。

なお地方官僚の総数は 1775 - 96 年において 15,000 名まで増員したが、その 70 % に相当する 10,608 名は地元住民(地方貴族 4,053 名、都市市民 3,851 名、国有地農民 2,704 名)であり、在地勢力の登用を手段とする官吏不足の解消はある程度実現したと言えよう。⁽²⁵⁾ しかもこれら地方官吏は生計手段を国庫の俸給支払に依存する有給官僚であったから、地元利害の防衛・代弁よりも国家任務の忠実な遂行を義務付けられ、あくまでツァーリズム国家の末端官僚として活動することになった。地方貴族の互選する貴族団長さえ、実質的には知事の属僚として機能したと言われる。⁽²⁶⁾

以上の如く 1775 年の地方改革は、一方では貴族勢力に対する身分団体の形成・地方自治の展開を認め、貴族帝国の維持・強化に貢献した反面、他方では各県知事・末端官吏を媒介とするツァーリ権力・検事総長の地方統制を推進し、官僚絶対主義の形成における重要な布石をなしたのである。

② 1785年の恵与状

i) 貴族恵与状：貴族身分の自由と勤務制度の温存

ピョートル大帝は人的資源・国家財源の不足によって直轄官僚の整備に難航するなか、売官制度の欠如からフランス型の保有官僚の組織も困難であったため、専らプロイセン型の官僚貴族・勤務貴族 Dienstadel の育成に努め、1714 年の一子相続制によって貴族子弟の官庁・軍隊勤務を誘導したほか、1722 年の官等制度(14 等級)によって出生貴族には保有官等 Chin/ Rank に見合った国家勤務を要求する一方、平民身分には勤務実績・専門能力に応じて官等・貴族身分を供与した。しかし貴族勢力は行政的な奉仕活動を敬遠して実利的な所領経営を選好し、また歴代ツァーリも保守的な名門貴族の掣肘を警戒して独立的な専門官僚の形成を志向したため、最終的にピョートル三世は 1762 年の「貴族の自由に関する布告」(= 貴族解放令)によって貴族の勤務制度を廃止する。⁽²⁷⁾ とはいえ貴族勢力は身分秩序の観点から平民の官界進出・新興貴族の乱立に反発し、またエカチェリーナ二世も人材・財源不足から貴族身分の行政活動に期待せざるを得ず、1767 - 68 年の立法委員会では官等制度・勤務制度の是非があらためて焦点となった。続く露土戦争・農民戦争の内憂外患

によってツァーリ・貴族身分の連帯が不可欠となる一方、1775年の地方改革によって地方貴族の行政活動が既成事実となった結果、貴族特権の法的整備は急務となり、1785年4月21日に「貴族への恵与状」Zhalovannaia Gramota Dvorianstvu/ Charter to the Nobility が公布される。⁽²⁸⁾

その序文は、ロシアは今や西はバルト海から東はカムチャッカまで、北は北極海から南は黒海まで達する世界最大の領土を保有すること、こうした領土拡張はひとえに優秀な貴族身分の功績によるものであり、なかでも最近の黒海進出はP・A・ルミアンツェフ及びG・A・ポチョムキン兩名の軍事・行政活動に負うこと、ツァーリズム国家はかかる貴族身分の貢献を高く評価し、その報償として貴族身分に下記の特権を認可するに至ったこと、以上を表明している。すなわち貴族恵与状は露土戦争の軍功に対する「代価」rewardとして公布されたのであり、国内的な貴族身分の特権拡充は対外的なツァーリズム国家の南下政策と表裏一体の関係にあったと言えよう。⁽²⁹⁾

続く第一部「貴族家門の特権」(第1-36条)は貴族身分の世襲を保証し、ツァーリによる官等・名誉・生命・財産の剥奪を禁止する一方、こうした世襲貴族の存立根拠をツァーリへの奉仕活動に対する代価として定義し、名門貴族の血統を中世以来の軍役奉仕に由来するものとして尊重した。ただし同様の根拠から新興貴族の地位も近世以降の官庁勤務に起因するものとして公認し、したがってピョートル一世の導入した1722年の官等制度は温存している。その反面、国家勤務の強制は廃止して勤務拒否の自由を認め、ピョートル三世の発布した1762年の貴族解放令も追認した(第17・18条)。ただし留保条件として国益に反する勤務免除は禁止し、国家の緊急事態における貴族の国家勤務を義務付け、貴族の身分特権よりも国家の全体利害を優先している(第20条)。次に第二部「貴族集会の特権」(第37-71条)は、1775年の地方改革が導入した貴族集会の権限として、地方官吏の選出、行政文書の作成・保存、租税徴収・経費支出の管理、県知事・元老院・ツァーリ宛て請願の提出、以上を再認した。ただし、地方官吏の資格は年齢25歳以上・所領年収100ルーブリ以上・保有農奴25名以上とし、国家勤務の未経験者・不履行者は選挙・被選挙権を剥奪された(第64条)。この結果、貴族身分の圧倒的多数を占める所領年収100ルーブリ以下・保有農奴20名以下の中小貴族(前掲表16)、及び所領・農奴を一切保有しない平民出身の官僚貴族は、奉仕実績の如何にかかわらず貴族集会から除外される一方、巨大所領を保有する名門貴族であっても国家勤務を拒否した場合は貴族集会から排除され、かくして農奴保有・国家勤務とも満たす名門貴族の優位が保証されたのである。また第三部「貴族登録の義務」(第72-90条)は貴族身分を六大範疇(①最近一世紀以内に成立した新興貴族、②軍事奉仕によって成立した武官貴族、③行政活動によって成立した官僚貴族、④外国出身の貴族、⑤爵位保有貴族、⑥過去一世紀以上存続する貴族)に区分し、「貴族家系台帳」Dvoriaskaia Rogoslovnaia Kniga/ Book of Nobilityへの登録を義務付けたが、一般に世襲の家門貴族(⑤⑥)は一流、軍隊・官庁勤務に伴う新興貴族は二流とされた。⁽³⁰⁾

以上の如く1785年の貴族恵与状は、世襲貴族に対して旧来の所領保有・農奴支配を保証しただけでなく、新たな国家勤務の自由、貴族集会の編成を再認し、ピョートル三世の1762年「貴族解放令」からアレクサンドル三世の1761年「農奴解放令」まで一世紀続く貴族支配体制の確立指標と目されている。しかし同時に当該恵与状は、官等制度を保全して官僚貴族の地位を公認する一方、無制限の勤務免除を留保して有事における世襲貴族の奉仕を規定しただけでなく、貴族集会に参加する条件として国家勤務を義務付け、かくしてツァーリ権力の伸張にも寄与したのである。⁽³¹⁾

ii) 都市恵与状：市民身分の保護と都市行政の統制

エカチェリーナ二世は貴族恵与状と並行して1785年4月21日に「都市への恵与状」Zhalobannaia Gramota Gorodam/ Charter to the Citiesを公布した。その「都市条項」Gorodovoe Polozhenie/ City Statute

は都市住民の個人的・身分的特権を規定し、元老院・県知事によるツァーリの認可無き課税の禁止、市内所領を保有する貴族身分に対する課税の自由、都市における学校・工場・宿舎建設の自由、等々を承認している。また市民身分を六大範疇（①家屋・不動産所有者、②商人組合の成員、③手工業者、④市外・外国商人、⑤都市名士 eminent citizens = 2 回以上の官吏経験者・学位取得者・芸術家・富裕者、⑥その他居留民 = 不熟練労働者・零細商人）に区分し、上層市民 = 富裕商人に有利な社会秩序が構築された。行政機構に関しては、農村の「貴族集会」に相当する都市の「市民集会」 Gradscoe Obshchestvo/ Town Society を設置し、1775 年の地方改革で承認した地方官吏の互選、県知事への請願提出に関する権利、及び知事命令への服属・答申、集会施設の建設、文書の保管、共益費の分担等々の義務を再認する一方、地方官吏の選挙・被選挙資格は年齢 25 歳以上・保有資産 5,000 ルーブリ以上・納税年額 50 ルーブリ以上の市民に限定された。また都市の自治組織として、定例の「一般会議」 Gorodskaja Obshchaia Duma/ General Town Council のほか、首長及び六大範疇の代表 6 名から成る常設の「特別会議」 Shestiglasnaia Gorodskaja Duma/ Executive Town Council を設置し、市民の福祉増進・商業活動の振興・市内治安の維持を義務付けたが、商人利害を代弁する成員が 3 名（上記①②⑤）を占め、商人の都市支配が保証されている。⁽³²⁾ かくして 1775 年の地方改革・1782 年の警察条令がツァーリ権力による知事を媒介とした都市統制を確立したとすれば、1785 年の都市恵与状は、勃興する商人階層の法的地位を保証した反面、各県知事による有力商人を媒介とした都市統制を確保し、全体としてツァーリズム国家の都市支配を補強したと言えよう。

iii) 国有地農民恵与状：自由農民の創出と農村行政の統制

以上の二大恵与状に加えて、エカチェリーナ二世は 1785 - 87 年頃に「国有地農民への恵与状」 Charter to the State Peasantry（全三部・全 217 条）の公布を構想していたと言われる。その骨子は、国有地農民を六大範疇（①土地保有農民、②農村商人、③農村職人、④外来農民、⑤農村名士 eminent villagers = 2 回以上の官吏経験者、⑥その他居留民）に区分しつつ、自由農民に一定の法的権利（兵役・体刑の免除、土地所有・世襲の保証）を認め、私領地の貴族集会・郡庁に相当する国有地の自治組織として、富裕農民（①②⑤）を中核とする「農村集会」 Obshchestvo Sel'skoe/ Village Corporation ・「農村行政局」 Upravite'lskikh del Golnitsa/ Chamber of Administrative Affairs を構築することにあつたとされる。こうした国有地における自由農民の育成は、貴族恵与状が保証する身分制的な社会秩序の構築や領主地における農奴制度の温存と矛盾し、貴族勢力の抵抗を考慮して実際の公布は見送られ、したがって貴族国家の土台に影響はなかった。しかし貴族恵与状と対抗的な農民恵与状の企画は、領主の農奴支配を牽制するツァーリの臣民支配を志向したものとして注目されよう。⁽³³⁾

註

- (1) D. L. Ransel, *The Politics of Catherinian Russia: The Panin Party*, New Haven, 1975, pp. 223- 228; D. M. Griffiths, "The Russian Court Politics and the Question of an Expansionist Foreign Policy under Catherine II, 1762- 1783", Ph. D. dissertation, Cornell University, 1967, pp. 61- 66.
- (2) D. L. Ransel, "An Ambivalent Legacy: The Education of Grand Duke Paul", H. Ragsdale (ed.), *Paul I: A Reassessment of his Life and Reign*, Pittsburgh, 1979.
- (3) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 231- 236; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 256- 261.
- (4) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 228- 229, 240- 241; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 73- 85.
- (5) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 254- 255; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 194- 199, 202- 203, 222- 223.
- (6) L. J. Humphreys, "The Vorontsov Family: Russian Nobility in a Century of Change", Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1969, pp. 206- 220; J. J. Kenney, "The Vorontsov Party in Russian Politics, 1785- 1803: An Examination of the Influence of an Aristocratic Family at the Court of St. Petersburg in the Age of Revolution", Yale University, Ph. D.

- dissertation, 1975, pp. 46- 48, 51- 52.
- (7) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 263- 264; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 386- 387. なお彼はアンナ女帝時代の副宰相A・I・オステルマン Andrei Ivanovich Ostermann (1686 - 1747年)の子息である。
- (8) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 247- 253; J. J. Kenney, op. cit., pp. 58- 59; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 565- 566; 鳥山成人「一八世紀のバクーニン家」『えうみ：ロシアの文学・思想』第5号1977年、70 - 73頁。
- (9) G. E. Munro, "Potemkin, Grigorii Aleksandrovich", *MERSEH*, Vol. 29, pp. 123- 128; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 254- 262; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 262- 263.
- (10) J. E. Hassel, "Catherine II and Procurator General Vjazemskij", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 24, 1976; R. E. Jones, "Viazemsky, Aleksandr Alekseevich", *MERSEH*, Vol. 42, pp. 76- 79; J. P. LeDonne, *Ruling Russia: Politics and Administration in the Age of Absolutism 1762- 1796*, Princeton, 1984, pp. 34- 36, 61- 62. なお元老院の編成については、J. P. LeDonne, "Appointments to the Russian Senate 1762- 1796", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 16, 1975.
- (11) J. J. Kenney, op. cit., pp. 56- 65, 79- 82; J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 27- 30, 62- 65. なお残る4名のうち、P・トゥルチャニノフ Petr Turchaninov (在任：1779 - 96年)、V・ポポフ Vasily Popov (在任：1786 - 93年)、A・カラボヴィツキ Aleksandr Kharapovitsky (在任：1783 - 93年)の3名は寵臣ポチョムキンの腹心、残る1名P・ソイモノフ Petr Soimonov (在任：1779 - 93年)は検事総長ヴァゼムスキーの推薦であった。
- (12) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 239- 242; V. Kamendrowsky, "Bezborodko, Aleksandr Andreevich", *MERSEH*, Vol. 4, pp. 106- 108; J. T. Alexander, "Zavadovskii, Petr Vasilevich", *MERSEH*, Vol. 45, pp. 191- 195.
- (13) P. Dukes, *Catherine the Great and the Russian Nobility: A Study based on the Materials of the Legislative Commission of 1767*, Cambridge, 1967, pp. 162- 176; R. Jones, "Catherine II and the Provincial Reform of 1775: A Question of Motivation", *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970, pp. 501- 507; 鳥山成人「エカテリナ二世の地方改革——その動機と背景に関する問題と諸見解——」『スラヴ研究』第20号1975年(同、前掲書、再録)。
- (14) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 213- 214; M. Raeff, "The Empress and the Vinerian Professor: Catherine II's Projects for Government Reform and Blackstone's *Commentaires*", *Oxford Slavonic Papers*, Vol. 7, 1974; N. L. Rubinstein, "Desnitskii, Semen Efimovich", *MERSEH*, Vol. 9, pp. 88- 89.
- (15) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 214- 217. バルト海沿海諸県の自治制度については、R. Bartlett, "The Russian Nobility and the Baltic German Nobility in the Eighteenth Century", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 43, 1993.
- (16) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 196- 220; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 279- 280; J. T. Alexander, "Volkonskii, Mikhail Nikitich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 1- 4.
- (17) R. E. Jones, "The Russian Gentry and the Provincial Reform", Ph. D. dissertation, Cornell University, 1963, pp. 149- 162; idem, *The Emancipation*, pp. 220- 235; J. P. LeDonne, "The Territorial Reform of the Russian Empire, 1775- 1796", Part I (Central Russia, 1775- 1784)・II (The Borderlands, 1777- 1796), *Cahiers du monde russe et soviétiques*, Vols. 23- 24, 1982- 83; 飯田、前掲書、212 - 213頁、田中・倉持・和田編、前掲書、84 - 86頁。条文抄訳は、P. Dukes (ed.), *Russia under Catherine the Great*, 2vols., Newtonville, Mass., 1978, Vol. 1, pp. 136- 157.
- (18) 三身分に対応する司法機関は、県の場合それぞれ「上級地方裁判所」Verkhni Zemskii Sud/ Upper Land Court・「上級都市裁判所」Gubernskii Magistrat/ Provincial Magistracy・「上級農民裁判所」Verkhniaia Rsprava/Upper Rsprava、郡の場合それぞれ「郡裁判所」Uezdnyi Sud/ Uezd Court・「都市裁判所」Gorodovoi Magistrat/ City Magistracy・「下級農民裁判所」Nizniaia Rsprava/ Lower Rsprava、以上で構成される。また県にはイギリスの平衡裁判を意識した「調停裁判所」Sovetnyi Sud/ Conscience Courtが置かれたが、判事・陪審の編成・任命方法は県の上級法廷と同じである。J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 145- 201; idem, "The Judicial Reform of 1775 in Central Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 21, 1973, pp. 31- 35; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 282- 283.
- (19) J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 85- 141; idem, "The Provincial and Local Police under Catherine the Great, 1775- 1796", *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 283- 284, 292- 295.
- (20) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 266- 268; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 285- 286, 295- 296.
- (21) J. P. LeDonne, "The Guberniia Procuracy during the Reign of Catherine II 1764- 1796", *Cahiers du monde russe*, Vol.

36, 1995.

- (22) なお R・I・ヴォロンツォフはモスクワ県より分離したウラジーミル・タムボフ・ペンザ三県の総督（在任：1778 - 81 年）に就任し、辺境地帯では「小ロシア」^{マロロシア} Malorossia/ Little Russia 知事 P・A・ルミアンツェフ（在任：1764 - 96 年）がキエフ・チェルニゴフ・ノヴゴロド=セヴェルスク三県の総督を、また「白ロシア」^{ベロロシア} Belorossia/ White Russia 初代総督 Z・G・チェルヌイシェフ（在任：1774 - 83 年）はポーランド分割で併合したモギリョフ・プスコフ両県の知事を兼任している。R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 216- 217, 223; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 281- 282, 359- 360; J. P. LeDonne, “Catherine’s Governors and Governors General 1763- 1796”, *Cahiers du monde russe et soviétiques*, Vol. 20, 1979; idem, “Russian Governors General, 1775- 1825: Territorial or Functional Administration?”, *Cahiers du monde russe*, Vol. 42, 2001.
- (23) J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 162, 203- 265; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 284- 285, 304- 305; J. A. Duran, “The Reform of Financial Administration in Russia during the Reign of Catherine II”, *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970, pp. 490- 492.
- (24) J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 80, 162; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 303- 304.
- (25) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 232- 233.
- (26) この点は、西欧諸国の末端地方行政が直轄官僚ではなく当該地域の有閑階級・地方名望家層（イングランドの「治安判事」Justice of the Piece・フランスの「保有官僚」officier・プロイセンの「郡長」Landrat）によって遂行され、したがって君主権力の地方支配が抑制された事実と著しい対象をなしており、ヨーロッパ絶対主義の辺境に位置するロシア固有の特質として注目される。M. Raeff, *Origins of the Russian Intelligentsia: The Eighteenth Century Nobility*, New York, 1966, pp. 98- 102; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 225- 226; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 286- 287; 鳥山「18 世紀のツァーリズム」27 - 28 頁。なお現地採用の地方官僚は役職に応じて年間 360 - 200 ルーブリの俸給を受領したが、18 世紀後半において農奴 40 - 50 名から成る標準的な所領経営の地代収入はほぼ年間 200 ルーブリと推計されているから（前掲表 16 参照）、所領面積の劣る中小貴族にとって地方官職の獲得は地代収入の不足を補う現金収入の源泉として重要であった。R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 240- 241.
- (27) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 164- 172.
- (28) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 273- 275; idem, “The Charter to the Nobility of 1785: A Legislative Landmark?”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 23, 1989; 田中・倉持・和田編、前掲書、86 - 87 頁。条文抄訳は、P. Dukes (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 158- 170.
- (29) R. E. Jones, “The Charter to the Nobility of 1785”, pp. 13- 14.
- (30) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 276- 278, 281- 287; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 296- 299; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 226- 229.
- (31) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 287- 291; idem, “The Charter to the Nobility of 1785”, pp. 1- 4; D. M. Griffiths, “Catherine’s Charters: A Question of Motivation”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 23, 1989, pp. 58- 59. 貴族恵与状はツァーリ権力の伸張を抑制して貴族身分の特権を防衛したことから、しばしば「ロシアの大憲章」・「ロシア貴族の金印勅書」と称され、さらには同時代のアメリカ独立宣言・フランス人権宣言と並ぶ啓蒙主義の一角とみなされることさえある。しかし西欧世界の各種特許状が君主権力・等族団体の対立関係を調整する相互的・双務的契約の体裁をとったのに対して、ロシアの貴族恵与状は先の立法委員会が紛糾した新旧貴族間の内部対立を仲裁するツァーリ権力の一方的・片務的公布という形態をとった点で、両者は根本的に異なると言えよう。また啓蒙思想の観念とは対照的に、貴族恵与状の想定する自由はあくまでツァーリ権力に対する貴族身分の自由を意味し、農奴身分の自由を無視しただけでなく、むしろ領主階級の農奴支配を公認するものであった。
- (32) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 299- 303; J. M. Hittle, *The Service City: State and Townsmen in Russia, 1600- 1800*, Cambridge, Mass., 1979, pp. 213- 236; G. Munro, “The Charter to the Towns Reconsidered: The St. Petersburg Connection”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 23, 1989, pp. 20- 25; 飯田、前掲書、215 - 216 頁。
- (33) R. P. Bartlett, “Catherine II’s Draft Charter to the State Peasantry”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 23, 1989, pp. 39- 40, 50- 51; D. M. Griffiths, “Catherine’s Charters”, pp. 65, 74.

〔Ⅲ〕 経済政策：バルト海貿易の危機と黒海貿易の開拓——1787年仏露通商条約の経済的背景——

（１） 経済思想の覚醒

① 商業参議会と自由主義経済思想

商業参議会は、1775年の地方改革によって各県知事の権限拡大と参議会組織の縮小が進むなか、例外的に従来の機能を維持しただけでなく、多くの開明貴族・革新官僚を擁して自由主義経済政策を牽引しており、エカチェリーナ二世時代の経済政策において無視できぬ役割を果たしている。

まず長官A・R・ヴォロンツォフ（在任：1773－94年）は、実父R・I・ヴォロンツォフの啓蒙教育・外国留学によって早くから自由主義を吸収する一方、⁽¹⁾ 駐蘭・駐英大使を歴任してイギリス土地貴族の現状やフランス重農主義者・百科全書派の経済思想を摂取し、1783年に実父が死去して以後は官庁勤務のかたわら相続所領の面積拡張・経営改革に従事しており、当該期における代表的な企業家的貴族 nobleman- entrepreneurs・half lord and half traderであった。A・R・ヴォロンツォフにとって、自己所領における農奴支配・工場経営は疑う余地無く貴族身分の特権であったが、所領収入を拡大する手段としては過酷な労働地代＝バルシーチナよりも農民の自由労働に基づく貢租地代＝貨幣オブロークを選好した。また領主経済の成長する条件として商品作物の生産と輸出貿易の拡大を重視したが、海外貿易の形態としては、幼稚産業を育成する適度な保護関税の設定を是認したものの、基本的に国家の貿易規制から脱却した自由貿易の原則を標榜している。⁽²⁾

また通商官僚M・D・チュルコフ Mikhail Dmitrievich Chulkov（1743－93年）は、平民出身ながらモスクワ大学で人文・社会分野の見識を高め、1772年に商業参議会に入省した後、昇任を重ねて貴族身分も取得した典型的な官僚貴族である。チュルコフは独立的な国民経済と軍事的・政治的な国力の基盤として農業生産よりも工業生産、とりわけ繊維工業よりも製鉄・冶金部門を重視し、その経営形態としては自由な雇用契約に基づく工場制度を推奨する一方、農業はあくまで工業部門に低廉・豊富な原料・労働を供給する副次部門として位置付けた。また国内産業を育成する手段として高度な保護関税の導入、及び製品輸出の拡大を提唱し、輸出貿易の振興のため1781－88年には『ロシア商業史概説』 Istoricheskoe Opisaniie Rossiiskoi Kommertsii/ Historical Description of Russian Commerce（全7巻・21分冊）を順次刊行して商人資本への実務知識の提供に努めている。⁽³⁾

対照的に巨大領主の子弟A・N・ラジーシチェフ Aleksandr Nikolaevich Radischchev（1749－1802年）は、ライプツィヒ大学に留学して法学を修めた後、1771年から元老院書記として農民問題の文書管理に従事し、1773－75年の地方勤務ではプガチョフ農民戦争の根底をなす地方農村の窮状を目の当たりにした。その後1777年から商業参議会に勤務し、チュルコフとともに各種法令の作成に従事したが、1780年には長官ヴォロンツォフの推薦でバルト海貿易の玄関たる聖ペテルブルク税関に異動、1790年にはその局長に就任している。この間ラジーシチェフは自身の官吏経験と長官ヴォロンツォフの経済思想に触発されつつ、農奴制度の現状に強い疑問を抱くことになる。⁽⁴⁾

土地貴族として農業経済を重視する長官ヴォロンツォフと、平民官僚として工業部門に注目するチュルコフとで対照性はあるものの、いずれもその振興手段として自由な生産関係と輸出貿易の拡大を奨励する点では一致しており、ラジーシチェフの社会批判もその延長線上にあると言えよう。

② 科学アカデミーと黒海貿易構想

学術活動の拠点「科学アカデミー」 Akademiia Nauk/ Academy of Sciencesでは、院長V・G・オルロフ Vladimir Grigorevich Orlov（在任：1766－74年）がオルロフ派閥の失脚に伴い退任するが、後任院長S・G・ドマシネフ Sergei Gerasimovich Domashnev（在任：1774－82年）もその失態から間もなく辞任し、最終的にヴォロンツォフ家門の院長ダーシコワ夫人（在任：1783－96年）が

就任する。ダーシコワ夫人は過去二度の外留経験 (1769 - 73・1778 - 82 年) を通じて、フランスでは啓蒙思想家ヴォルテール・百科全書派 D・ディドロのほか駐仏アメリカ大使 B・フランクリン Benjamin Franklin (在任: 1776 - 85 年) と交流する一方、イギリスでは子息の留学するエディンバラ大学の学長=歴史学者 W・ロバートソン William Robertson や経済学者 A・スミスと接触し、院長就任後はその人脈からアカデミー海外会員を拡大して西欧思想の流入に貢献している。⁽⁹⁾

またアカデミー「国土地理部門」Geograficheskii Department/ Geographical Department は当該期に全盛時代を迎え、アカデミー創立 50 周年の 1776 年には長年の国土調査を集成した全国地図を刊行する一方、1774 年以降は露土戦争によって獲得した黒海沿岸の探索を進め、財務・軍事の前提となる人口・地勢のほか、経済開発に必要な気候・地質・鉱山資源の情報を収集している。⁽⁶⁾ なかでもリガ出身のドイツ人学者 J・A・ギルデンシュタット Johann Anton Güldenstädt (1745 - 81 年) は、既に 1768 年よりドニエプル=ヴォルガ河流域・コーカサス地方を調査し、戦争末期の 1773 年には黒海北岸を視察している。1776 年の調査報告では、アカデミー会員として初めて南部ステップの入植活動・農業振興を公式に提案する一方、オスマン帝国・地中海諸国との通商活動を推奨し、クリミア汗国への輸出商品としてリンネル・キャラコ・毛皮・皮革・広幅織物・鉄・銅、オスマン帝国への輸出商品として皮革・縄類・タール・銅板・棒鉄・油脂・茶・紙・塩漬け肉・小麦・大麦・キビ、またオスマン市場から輸入する産品として生糸・綿製品・羊毛・靴下・帽子・毛布・絨毯・各種小間物・葡萄酒・ブランデー・宝石類、等々を指摘した。また貿易拠点として、ドン河口口アゾフ・テメリコフ両港の欠陥を指摘する一方、タガンロック・キンブルン両港の開発を奨励している。続く同年 12 月の女帝即位 15 周年記念学会では、女帝・高級官僚の臨席するなか通商政策の現状・課題を報告し、近年における国内人口の増大・中産階級の成長・贅沢趣味の流行によって商品不足・物価上昇が進行するなか、国内・海外向け生産の拡大と物価安定が急務であること、とりわけ西欧市場で需要の高い産品 (皮革・キャビア・油脂・毛皮・木材・大麻) の生産・輸出を拡大すべきこと、南部ロシアは大麻栽培・家畜飼育・漁業活動に有利な自然環境と豊富な森林資源をもつため、バルト海諸港を代替する新たな大麻・木材・食糧輸出の拠点として成長する可能性もっていること、等々を指摘している。さらに輸出貿易の形態として原料輸出から製品輸出への転換を推奨し、その事例として獣脂輸出から石鹼輸出への転換、大麻・亜麻輸出からリンネル輸出への転換、アナトリア羊毛の輸入とウクライナ羊毛工業の育成を提起し、いずれも南部ロシアをその拠点として推薦した。現にギルデンシュタットの提示した 1776 - 77 年のタガンロック貿易統計は輸入総額 303,000 ルーブリ、輸出総額 494,000 ルーブリを記録し、貿易黒字は 90,000 ルーブリに達する。なおこの演説は 1780 年のアカデミー広報に掲載され、広く認知されることになった。⁽⁷⁾

他方ロシア人学者 V・F・ツエフ Vasilii Fedorovich Zuev (1754 - 94 年) は、1781 年にドニエプル河流域を探索し、河口都市ヘルソンから民間商船に同乗してコンスタンチノーブルを訪れ、1782 年に陸路バルカンを経由して帰国した。ツエフはこれらの現地調査から港湾都市ヘルソンの経済価値を高く評価し、同港がドニエプル河川体系を通じて南部ステップの穀物、カールーガの獣脂・帆布・皮革製品、ブリヤンスクの獣毛・煙草・縄類・大麻・棒鉄・灰汁を集荷する一方、ドナウ河を通じて中央ヨーロッパへ、黒海を経由してオスマン・東洋市場へ、さらに地中海を介してエジプト・アフリカへ搬出することにより、三大陸を連結する商業拠点として発展する可能性を指摘している。その後ツエフは『ロシア黒海貿易論』(1787 年) を出版し、ロシア商人による黒海航行の独占と国民的商船団の整備を提唱する一方、ロシア輸出貿易の基軸をペテルブルク経由からヘルソン経由へと漸次転換することを訴え、南下政策のイデオログとして精力的に活動した。⁽⁸⁾

(2) 農業政策

① 北西ロシアの開発と農奴解放の試み

エカチェリーナ二世は既に即位以前から啓蒙思想家モンテスキューとの文通を通じて農奴制度の弊害を認識し、即位直後こそ支持基盤を確立する必要から貴族身分の農奴支配を是認したものの、1765年には「自由経済協会」Bol'noe Ekonomicheskoe Obschestvo/ Free Economic Societyを創設して農業振興を図る一方、⁽⁹⁾モスクワ貴族の影響が及ばないバルト海沿岸・北西ロシアでは開明知事を任命して農地改革を推進した。まずリヴォニア知事G・ブラウン George Brown (在任：1762 - 92年)は、ドイツ官房学者J・G・アイゼン Johann Georg von Eisen (1717 - 79年)の構想をもとに農奴解放を試み、1765年4月に領主の封建特権を縮小して農民の動産所有・上訴権を承認している。⁽¹⁰⁾またノヴゴロド知事J・J・ジーフェルスは、イギリス王立協会と交流して農業革命の成果を見聞するなか、1764年には女帝に対して有償方式の農民解放を提言し、1765年には県内の皇室領でリヴォニア式の土地改革を実行する一方、自由経済協会を通じてノーフォーク型の四年輪作農法・無機肥料・新型農具の普及を試み、飢饉対策として馬鈴薯の作付けを奨励した。⁽¹¹⁾さらに内陸農業地帯から聖ペテルブルクへの食糧供給を保証するため、1768年からバルト海とヴォルガ河川体系を結ぶヴィシニ=ヴォロチェク運河 Vyshnii- Volochek の建設に着手する一方、二大帝都を結ぶ幹線道路・郵便制度を整備し、国内市場の統一に努めた。⁽¹²⁾続くプガチョフ農民戦争を契機として農奴問題の解決が急務となるなか、1775年の地方改革はそれぞれ私領地・聖界領を監督する「所領参議会」・「経済参議会」の権限を各県知事に移管し、開明知事の農業改革を後援する一方、露土戦争の勝利を祝う1775年3月17日の詔勅は自由農民の農奴化を禁止し、1783年10月20日の勅令もこの原則を再認している。また1781年の勅令は戦争捕虜の農奴化を規制し、自由農民と婚姻した農奴には自由身分の取得を認めた。⁽¹³⁾さらに上記「国有地農民恵与状」の草稿は、1781年のオーストリア農奴解放令に触発されつつ、自由農民に対する法的地位の改善に加えて生産・流通活動の自由を保証しており、未遂ながら一連の啓蒙改革の頂点として注目される。⁽¹⁴⁾

しかしバルト海沿岸・北西地方は、地質面では湿地・泥土が多く地味に劣る非黒土帯に該当し、また寒冷な気候から農耕・放牧期間は5ヶ月程度にとどまるため、穀作・畜産を接合するノーフォーク農法の導入は困難であり、従前の三圃制度が支配的であった。農耕用具としては新型の三頭牽き鉄製有輪鋤plugが普及したが、一定の経費・労力を要する無機肥料の利用は遅れ、休閑地での家畜放牧に依存する有機肥料の慣行が残存する一方、栽培作物としては依然として春播きライ麦と秋播き大麻・亜麻の輪作が主力であった。全体として開明知事や自由経済協会が期待する自営農民の創出・近代農法の導入には自然的な限界が存在したが、農奴制・三圃制に基づく大麻・亜麻生産の展開は結果的にバルト海経由のヨーロッパ向け原料輸出を促進する効果を持ったのである。⁽¹⁵⁾

② 南部ロシアの開発と植民活動の展開

エカチェリーナ二世は百科全書派ディドロの人口論に触発されて植民活動に意欲を示したが、入植地域の有力候補として注目されたのは人口希薄な南部ステップ地帯=新ロシアであった。当該地域は、土壌面では肥沃な黒土地帯の外縁に位置し、播種・収穫比率は4倍を超える一方(前掲表17)、温暖な気候から農耕期間も7-8ヶ月の長期に及び、商品価値の高い小麦の生産拠点として成長する可能性を秘めていただけでなく、新天地である故に社会的な農奴制の桎梏も存在しなかったため、組織的・効率的な農場経営の展開が期待されたのである。女帝は即位直後1762年10月の勅令・同年12月の布告によって外国移民の受入を開始する一方、初代の新ロシア知事A・P・メルグノフ Alexey Petrovich Melgunov (1722 - 88年・在任：1764 - 75年)は国有地農民・聖界領農民の内地

表21：成人男子人口の地理的分布

	北部・北西地方	中央工業地方	中央農業地方	新規入植地域
第1回調査 (1719年)	834,484	2,278,535	1,443,349	832,330
1719-44年の増率 (年率)	17.82 (0.71)	- 0.14 (- 0.01)	13.15 (0.53)	57.25 (2.29)
第2回調査 (1744年)	983,157	2,275,275	1,633,099	1,308,804
1744-62年の増率 (年率)	6.10 (0.33)	11.65 (0.64)	11.43 (0.64)	7.35 (2.63)
第3回調査 (1762年)	1,040,143	2,540,465	1,819,897	1,928,525
1762-82年の増率 (年率)	18.76 (0.93)	15.65 (0.78)	27.21 (1.36)	47.07 (2.35)
第4回調査 (1782年)	1,235,293	2,938,056	2,315,110	2,836,327
1782-95年の増率 (年率)	5.59 (0.43)	3.36 (0.25)	8.66 (0.66)	24.08 (1.85)
第5回調査 (1795年)	1,304,398	3,036,913	2,515,612	3,519,486

北部・北西部：アルハンゲリスク・ヴォログダ・オロネツ・聖ペテルブルク・ノヴゴロド・ブスコフ
 中央工業地方：モスクワ・ウラジーミル・カルーガ・ヤロスラヴリ・コストロマ・ニジェゴロド・トヴェリ
 中央農業地方：リャザン・タンボフ・オリョール・クルスク・トゥーラ
 新規入植地域：ヴォロネシュ・南部ステップ・ヴォルガ下流・ウラル・シベリア

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, p. 16.

植民に加えてドイツ系移民の入植を奨励した。1764年3月22日の「新ロシア国有地分配計画」は、入植地域を70の地区 *okrugi/ district* に、各地区を複数の耕区 *zherebya/ lot* に、各耕区を24の耕地 *uchastki/ plot* に分割し、内外の入植者に1耕区（林野の有無に応じて26－30 *デシヤチナ desyatina* = 60.2－81 エーカー）の配分と納税義務の猶予（同じく6－16年）を保証した。ただし70地区のうち52区は屯田兵、2区は都市民、16区は外国人に配分され、入植活動の主な目的が露土国境の防衛にあったことを示している。その反面、1戸あたり保有耕区は最大48耕区（3,888 エーカー）に制限されるとともに、土地保有の条件として県内居住が義務付けられており、生産基盤として不在地主＝巨大領主の抑制・中小経営の創出が図られていることは留意される。⁽¹⁶⁾

続く1774年のキュチュク・カイナルジ条約によってドニエプル＝ブグ河間が併合される一方、1775年にG・A・ポチョムキンが新ロシア総督・国防参議会副長官に就任するに及び、南部地帯への内地植民・国境防衛が本格化する。まず1776年から併合領土の土地分配が開始されたが、単位面積は一律142 エーカーへと拡大される一方、保有耕区の上限も撤廃され、巨大領主の登場が是認されている。また1783年のクリミア併合（後述）に際しては、1784年2月2日の勅令によってタートル貴族の土地所有を公認した反面、接收した太守直轄地・亡命貴族所領ではロシア・ウクライナ貴族に対して所有農奴の移住を条件とした土地分配（続く12年間で総計450万 *デシヤチナ*）＝農奴制の移植が実施された。並行して家畜・農具の無償支給を梃子とする国有地農奴の入植も奨励され、また信仰の自由を承認して異宗派・古儀式派を吸引するとともに、オスマン支配に抵抗するバルカン地域のスラブ農民・ギリシア正教徒の流入も支援された。続く1779年・80年・87年の布告は2年以内の帰国を条件として国外逃亡農奴への恩赦を約束し、原村復帰・南部入植のいずれかを選択させたが、ポチョムキンは種々の優遇条件を手段として旧農奴主への帰還を妨害し、帰国農奴の南部移住を誘導している。⁽¹⁷⁾ さらに1787年のエカチェリノスラフ規則は、同県の国有地農民に対して兵役・納税義務を賦課する一方、代償として自治活動（公共事業・治水・消防・教育）を認めたが、この規則は前述「国有地農民恵与状」の原型・実験的試行として注目される。⁽¹⁸⁾

以上の結果1780－90年代において北西ロシア・中央工業地方の人口上昇が鈍化する一方、南部植民地域の人口は急速に増加した（表21）。なかでも新ロシアの中心エカチェリノスラフの人口は1770年代半ばで262,920人、1784年で351,507人、1787年で724,678人、1793年には819,731人へ

と上昇したが、1784年における入植人口の内訳は、国有地農民が200,736人、うち屯田兵が159,516人を占め、国境防衛が植民政策の一環であったことを示唆している。また私領地農民は148,949人に達するが、その大半は自由契約に立脚する出稼ぎ農奴・雇用労働者であった。農奴総数は入植農民の2.7%に相当する4,139人に過ぎないが、地代形態の実に99%以上は労働地代であり、ロシア本土と比較した場合の農奴比重の低さ・賦役割合の高さが注目される。自由雇用であれ賦役労働であれ、北西ロシアとは対照的な組織的・集約的な商品生産の展開が推定されよう。⁽¹⁹⁾

③ 1785年の貴族恵与状と農奴制度の確立

北西ロシア・左岸ウクライナの領主階級は、ポチョムキンの積極的な農民誘致に伴う農奴人口の流出を警戒し、女帝に対してその制限を度々要請している。なかでもノヴゴロド知事ジーフェルスは、生涯の大半を生地のバルト海沿岸・任地ノヴゴロドで過ごし、海外ではイギリスのほか北歐・イタリアでの滞在経験をもつ反面、国内ではモスクワ以南を訪問したことはなく、経済成長の手段としてはあくまで限られた自然条件・人口のなかで効率的な改革を図ることに固執し、南部開発については経費膨張・露土緊張の遠因として批判的態度を示した。対してポチョムキンは逃亡農奴の原村復帰は国富の増大を妨げるとして、あくまで南部植民を強行しており、このためジーフェルスはポチョムキンとの確執を強め、1781年5月20日にノヴゴロド知事を辞任するに至った。⁽²⁰⁾

領主階級の所領経営とポチョムキンの南部植民が対立するなか、エカチェリーナ二世は農民恵与状の全土施行を断念し、むしろ1785年の貴族恵与状によって貴族勢力の懐柔に努めることになった。その経済条項を見れば、まず貴族所領は、軍役奉仕の報償としてツァーリから貴族身分に授与された封土と見る伝統的な解釈が修正され、ツァーリの上級所有から独立した貴族家門の私的財産 *private property* と定義されており、この結果ツァーリの違法な没収・分割は禁止され、むしろ自由な相続・売却・譲渡を保証された(第21 - 26条)。また貴族身分は自己所領における生産・商業活動の自由を保証され、領内における天然資源(耕地・森林・湖沼・鉱山)・人的資源(農奴)の活用、水車・工場・坑道・市場の設置、作物・製品の国内販売・海外輸出、以上の営利活動を承認されている(第27 - 36条)。かくして貴族身分は国家奉仕を条件とする武官・官僚貴族 *service nobility* から土地所有・農奴支配を条件とする土地貴族 *landed nobility* へと転身したのである。⁽²¹⁾

以上の結果1780 - 90年代に農奴人口は急増し、なかでも領主地では1.5倍に上昇した(前掲表15)。一般に名門貴族が大半を占める巨大領主の場合、遠隔の首都・任地に常駐する高級官僚・不在地主として貢租地代=貨幣オブロックの徴収を選好したが、消費活動の拡大・貨幣価値の下落に対応して地代収入を強化する必要から、農地面積の拡大(前掲表18)・名目年額の引上に努めた(前掲表19)。農地拡大は非黒土帯の中央工業地方で30 - 40%、黒土地帯の中央農業地方で60 - 100%に及ぶ一方、地代年額の水準は1780年代の平均3 - 10ルーブリから1790年代の5 - 20ルーブリへと上昇したとされる。対照的に公務から離脱して自己所領に帰還した中小貴族の場合、生産能力の劣る非黒土帯や商品経済の未発達な遠隔地域では、収入の安定を優先して貨幣地代を維持したものの、地味肥沃な黒土地帯や作物換金に有利な都市近郊・大河流域では、農民地の回収・直営地の拡大によって労働地代=バルシーチナを導入し、組織的な農場経営に着手したとされる。⁽²²⁾

こうして貴族恵与状は、前述の如く政治的には貴族身分を国家勤務より解放して所領帰還を認める一方、経済的には貴族身分の農奴支配を保証して領主経営を保護したのであって、国家勤務の自由が露土戦争への貴族動員に対する政治的報償であったとすれば、農奴支配の自由は南部方面への農民流出に対する経済的補償であったと言えよう。換言すれば、貴族身分の政治的・経済的特権の確保はこれを代価とするツァーリズム国家の南下政策・南部植民の展開を意味したのである。

(3) 工業政策

① 1785年の貴族恵与状と領主工場の発展

ピョートル大帝は 1721 年の勅令で商業資本の農奴購入・工場経営を公認し、国内産業の創出を図ったが、商人マニファクチュアの成長は農村人口を吸引して領主の所領経営を攪乱したため、続く歴代ツァーリは一連の勅令で商人の農奴支配を規制し、最終的にピョートル三世は 1762 年 3 月 29 日の勅令で非貴族身分の農奴購入を禁止する。⁽²³⁾ エカチェリーナ二世も即位直後 1762 年 8 月 8 日の勅令によってこの原則を再認し、同年 10 月 23 日の勅令では二大帝都における工場新設を禁止した。⁽²⁴⁾ しかしこの方針は逆に都市の労働不足を招いて商人企業を圧迫し、1767 - 68 年の立法委員会では農奴保有・工場経営の権利をめぐる商人・領主利害の対立が激化している。⁽²⁵⁾

農奴労働をめぐる領主・商人対立が深まるなか、1785 年の貴族恵与状は農奴保有を貴族身分の特権として保証し、非貴族層に対する農奴保有の禁止を最終的に確定したのみならず、前述の如く貴族身分に対して自己所領で生産・採掘される繊維原料・地下資源を活用した工場経営の自由を認めており、商人の工業生産に対して領主の工業活動を優遇したと言える。こうして当該恵与状は、南部植民に伴う農奴流出への補償措置として機能しただけでなく、商人工場の農奴吸収に対する予防措置としても作用し、農工両面で貴族身分の経営活動を支援したのである。⁽²⁶⁾

この結果 18 世紀末から 19 世紀初頭にかけて北西ロシア・中央工業地方、とりわけ二大帝都の近郊で工場設立が続き、またウラル鉱山地域では金属・冶金工業が飛躍的に成長する(表 22)。経営形態の内訳を見れば、海外貿易・国家軍需と直結する亜麻工業・絹織物業・鉄加工業の場合、流通経路を支配する商人資本の工場経営が依然優勢であったが(前掲表 20)、領主階級の農奴工場も毛織物業の 78%、鉱山企業の 64%、製紙工場の 60%、ガラス工場の 66%、灰汁工場の 80% を占めたとされる。しかも商業資本の工場経営は、今や農奴の購入・占有を規制された以上、賃金支払に基づく農奴雇用に依存せざるを得ず、非黒土帯・農閑期における出稼農奴の副収入源として機能するとともに、究極的には不在領主の安定的なオブローク徴収を保証したと言える。⁽²⁷⁾

② 1785年の都市恵与状と同職組合の創設

エカチェリーナ二世は貴族身分への譲歩として領主の工場経営を公認したものの、フランス百科全書派 D・ディドロの生産力論に触発されつつ、産業振興・国富増進の手段としてはむしろ中産階級 middle sort of people・第三身分 treti rod liudei/ tiers- état の創出に強い熱意を示し、重商主義規制

表22：工業生産の動向

① 繊維部門

	麻織物			絹織物			
	工場	労働者	生産額 (ルーブリ)	工場	紡錘	労働者	生産額 (ルーブリ)
1725	10	1,900	160,000	9	360	1,300	
1741	35			27		2,788	157,000
1743				23	1,012		178,258
1745				23	1,086		230,137
1763	79	13,812	1,017,039	48			645,000
1767				63		4,442	590,000
1773		18,247					
1797				357	4,701	8,853	3,938,300
1799	318	29,303	4,928,400				

② 製鉄

	民営		生産量 (トン)	官営 生産量 (トン)
	鉱山数			
	モスク	ウラル		
1720	7	3	7,453	2,539
1730	14	11	10,369	5,307
1740	19	17	17,494	7,567
1750	31	22	23,096	9,815
1760	37	41	58,367	1,638
1770	33	58	70,244	13,410
1780	31	71	97,559	12,482
1790	36	83	116,888	11,482
1800	42	88	141,654	18,673

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 88- 90, 110, 112, 114.

の緩和と産業活動の自由を進めた。⁽²⁸⁾既に1762年7月31日の勅令は旧来の特権事業（水産資源・海獣・煙草取引及び木綿捺染）を廃止し、1763年2月18日の勅令は期限満了の寵臣独占（金箔・銀箔・綴織工場）を失効する一方、上述1762年10月23日の勅令は二大帝都での工業活動こそ制限したものの、地方都市・近郊農村ではあらゆる身分に工場設立の自由を認めている。続く1767年4月17日の勅令は原則として国家の産業統制を禁止する一方、1769年10月30日の勅令は産業活動の自由を公式に承認し、その際露土戦争に伴う財政事情から審査制・戦時税を導入したものの、戦後1775年3月17日の勅令は両者とも撤廃した。⁽²⁹⁾さらに1775年の地方改革によって一部の農村は都市へと昇格し、実質的な農村工業が合法的な都市工業として公認される一方、各県知事が産業活動の行政権限を集中した結果、「工業参議会」・「鉱業参議会」は大幅に職掌を縮小する。以後1778年の勅令によって国防参議会が繊維工業の軍服供給を管轄するに至り、1779年に工業参議会が廃止された。またプガチョフ農民戦争を教訓としてウラル鉱山独占の弊害が反省され、1775年に製鉄企業への国家統制が禁止される一方、1779年には冶金業者の兵器生産・納品義務が廃止された結果、1784年には鉱業参議会も閉鎖されるに至った。かくして産業政策の基本路線は工業・鉱業参議会の産業規制・特権企業の保護から独立手工業者の育成へと転換したのである。⁽³⁰⁾

こうした産業規制の緩和は前述1785年の都市恵与状において頂点に達する。当該恵与状の「職人条項」Remeslennoe Polozhenie/ Artisans Statute（全117条）は、分量的に恵与状全体の40%を占め、内容的には既存の「商人組合」Gildii/ Merchant Guildに匹敵する「同職組合」Tsekhi/ Artisan Guildの拡充が焦点であった。同職組合は全ての手工業者に加入を義務付け、品質水準の維持のため規格統制・試作審査を規定している。しかし西欧中世のツンプト制度とは対照的に、有能な新参職人に門戸を開放する一方、価格・市場統制など排他的な独占行為は禁止しており、全体として自由競争の原理に基づく品質・価格改善と独立手工業者の育成を企図するものであったと言われる。⁽³¹⁾

自由な手工業者の活動が保証された結果、18世紀第4四半期には産業活動の担い手として商人・領主とともになかでも農村の小生産者が劇的に増大しており、その総数は領主工場を越え、商人企業に次ぐ地位を占めるに至った（前掲表20）。小生産者の自然淘汰・両極分解によって本来的マニュファクチュアも本格的に起動し、前述ウラジーミル県イヴォノヴォ村の亜麻工業の場合、1780年代より輸入綿布の捺染事業に参入して「ロシアのマンチェスター」へと成長する。⁽³²⁾

（4）通商政策

① バルト海貿易の推進と商業資本の育成

商業参議会長官A・R・ヴォロンツォフは、駐蘭・駐英大使を歴任してバルト海貿易の現状を把握する一方、所領経営に従事する領主階級として農業産品・加工製品の海外輸出に多大な関心を示し、その販路として最大の輸出市場イギリスを重視した。このため長官に就任して直後1773年よりイギリス各地に現地採用の領事を配置する一方、1778年には通商官僚M・D・チュルコフ及びA・N・ラジーシチェフに指示して領事訓令を作成し、駐英大使との連携、市場動向・関税制度の調査・報告を義務付けている。またヴォロンツォフ一族はイギリス商人（グリーン商会 Green・トムソン＝ボナル商会 Thomson, Bonar & Co.）から情報提供・資金融通の便宜を受け、イギリス商人の活動に対して好意的態度を示した。⁽³³⁾対照的にボルドー領事ウィットフースはフランス市場の開拓を試みたが、オランダ中継貿易への依存によって運送経費・商品価格の上昇に苦戦し、1774年より本国の商業参議会に対して通商条約の締結・海運資本の育成を要請している。しかしイギリスが安定した輸出市場として機能している以上、この請願が討議されることはなかった。⁽³⁴⁾

ところが 1775 年のアメリカ独立戦争・1778 年のフランス参戦によって状況は一変する。まずイギリス政府はフランスの木材輸入・海軍増強を警戒し、軍需物資（武器・弾薬）はもとより、兵器製造に転用可能な各種物資、わけても艦隊建設に必要なマスト用木材の国際取引に多大な注意を払い、1778 年 7 月 29 日にこれらの戦略物資を輸送するフランス商船の拿捕に着手する一方、同年 8 月 21 日にはフランス諸港に規制品目を搬入する中立諸国の民間商船も取締の対象とした。以後フランス向けロシア商船はもちろん、ロシア産品をフランスに搬送するオランダ商船もイギリス海軍によって拿捕され、木材を主力産品とするロシア輸出貿易は重大な危機に直面した。⁽³⁵⁾のみならず米仏両国も対抗措置として海上封鎖を実施したため、ロシア産品を輸送するイギリス商船もフランス海軍・アメリカ私拿捕船に攻撃され、バルト海・白海貿易は大幅に攪乱されたのである。⁽³⁶⁾

長官 A・R・ヴォロンツォフはイギリス市場への極端な依存体制を再考する必要に迫られ、新たにハンザ都市・イペリア両国に現地領事を配置してバルト海貿易の再編・地中海貿易の開拓を図る一方、代替市場としてフランスへの関心を高め、1778 年よりブルボン政府に関税制度の減免を打診している。⁽³⁷⁾ またボルドー領事ウィットフースは、独立戦争の勃発によって断絶したイギリス経由アメリカ向け輸出の代替経路としてフランス経由アメリカ貿易に期待し、1778 年の報告「露米貿易の意義」ではボルドー経由アメリカ向け木材輸出の可能性を提示した。⁽³⁸⁾ 最終的にエカチエリーナ二世は 1780 年 5 月 8 日 (19 日) に「通商・海運条令」Ordinance on Commerce and Navigation を発布し、中立維持の立場から参戦諸国に対する武器・弾薬輸出を自粛した反面、船舶用品は軍需物資に指定せず、むしろ禁輸品目の一覧から除外して自由輸出を承認した。また海上輸送の安全を確保するべく、バルト艦隊の護送船団を編成し、自国商船のみならずロシア産品を運搬する外国商船（オランダ）の護衛も行う方針を示した。⁽³⁹⁾ これを受けてフランス財務総監 J・ネッケル Jacques Necker（在任：1776 - 81 年）は物資調達を保全する必要から 1778 年の航海条例によって中立諸国の海運活動を奨励する一方、1781 年の法令ではロシア商船に西インド貿易を開放し、仏領西インド経由の米露貿易を認めている。⁽⁴⁰⁾ こうして以後、英露貿易（及びイギリス経由米露貿易）を代替する仏露貿易（及びフランス経由米露貿易）の開拓が進むのである。

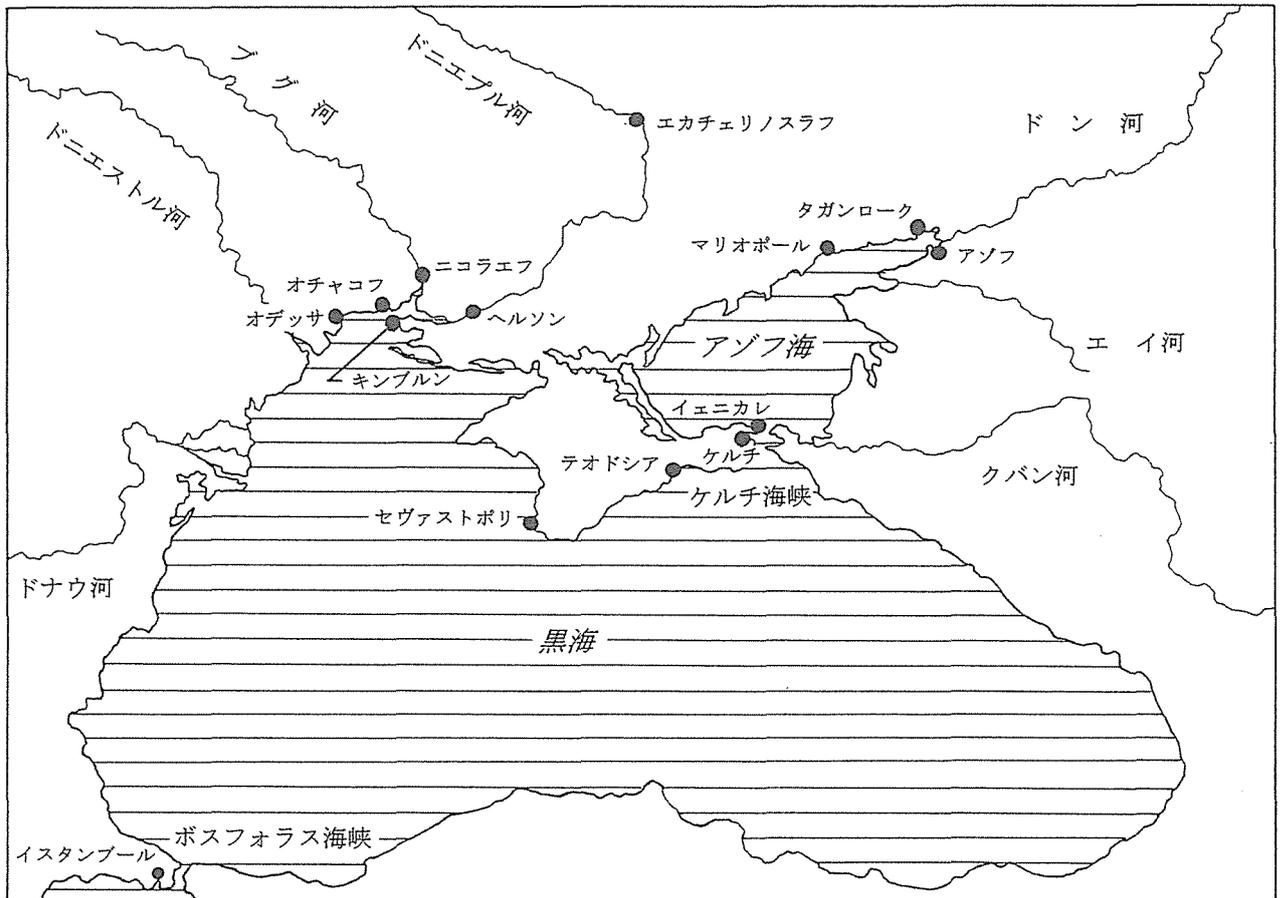
またアメリカ独立戦争の結果、これまで相手国・第三国の海運資本に依存してきた通商活動の弱点が露呈し、外国資本の利害から自立した国民的商人層・商船団の育成も早急な課題となった。このため、上記 1775 年 3 月 17 日の勅令は前述の如き産業活動の自由に加えて商業活動の自由も認め、農村商人の組合加入・商業活動を公認する一方、⁽⁴¹⁾ 続く 1785 年の都市恵与状は、政治的には商人優位の社会秩序を保証したほか、経済的には富裕商人に有利な商人組合の制度を保証している。すなわち、保有資産 1,000 ルーブリ以上の市民は組合制度への登録と申告資産の 1% 納税を義務付けられる一方、代価として人頭税・兵役の免除特権を享受したのであるが、その上で、①第一ギルド（資産 10,000 - 50,000 ルーブリ）は外国貿易・国内商業の自由、工場・船舶の所有、四頭馬車の利用、体刑の免除、②第二ギルド（資産 5,000 - 10,000 ルーブリ）は広域国内商業の自由、工場の所有、二頭馬車の利用、重度な体刑の免除、③第三ギルド（資産 1,000 - 5,000 ルーブリ）は域内商業（卸売・小売）の自由、工房の所有・手工業の兼営、一頭馬車の利用、以上を認められた。⁽⁴²⁾ 商人資本は依然として工業活動の権利を承認されているが、前述の如く 1785 年の貴族恵与状が貴族身分の農奴支配を保証する一方、1785 年の都市恵与状・職人条項が手工業者の自由を公認するなか、富裕商人はむしろ市政運営・組合制度での優位を生かし、経済活動の重点を海外貿易・国内商業に転換したと思われる。現に 1780 年代を通じて海外貿易に従事するロシア海運資本は急速に拡大し、バルト海諸港を出港するロシア船籍商船は年間 80 - 90 隻に達したのである（前掲図 4）。

② 黒海・地中海貿易の開拓と港湾都市の整備

1774年のキュチュク・カイナルジ条約によって併合された黒海北岸は、背後に肥沃な黒土地帯を控えるとともに複数の大河（ヴォルガ・ドン・ドニエプル）及び不凍港を有し、南部植民・農地開拓が進むなか効率的・組織的な穀物生産・海外輸出の展開が期待された。また黒海水域はオスマン帝国の両海峡統制を除けば国際紛争・海上封鎖の危険は低く、アメリカ独立戦争に伴うイギリス海上封鎖が続くなか、バルト海貿易に代わる通商経路として黒海貿易の開拓は急務となった。⁽⁴³⁾

まず貿易活動の拠点となる港湾都市の整備が課題とされ（図13）、既に1769年にはドン河河口でタガンロックが再建されたほか、1779年には新ロシア総督ポチョムキンがアゾフ海北岸で新港マリオポールを建設した。両港は主に銑鉄・食糧（小麦・獣脂・キャビア）・船舶装具（ロープ・帆布）・繊維製品（麻織物・リンネル）・皮革を輸出し、年間500,000 - 1,000,000ルーブルの貿易取引と年間60隻以上の商船寄港を記録している。ただしアゾフ海は内海のため水深が浅く、大型商船の入港には不適であった。⁽⁴⁴⁾ このため1770 - 80年代には黒海北西岸に築港の舞台が移り、ドニエプル下流では1778年にヘルソン、1786年にエカチェリノスラフ、ブグ河口では1788年にニコラエフが建設され、クリミア半島でも1786年にテオドシア（カッフア）・軍港セヴァストポリが建造された。なかでもヘルソンは、オスマン臣民のギリシア商人に加え、ドナウ河経由バルカン通商に従事するオーストリア商人、レヴァント貿易を展開するマルセイユ商人が多数来航する「南の聖ペテルブルク」・「南のアムステルダム」として成長している。ただしヘルソンは、露土国境を挟んで対峙するオスマン要塞オチャコフ Ochakov の砲撃を回避する必要から、その有効射程圏外に位置する河口デルタ地帯に建造され、したがって後背地との連絡が不便であるほか、航路維持

図13：黒海沿岸の港湾建設



のためには堆積土砂を絶えず除去せねばならず、港湾都市としては致命的な弱点があった。⁽⁴⁵⁾

また黒海貿易の相手市場となる地中海諸国、なかでもフランスで領事設置が進められ、1777 年にはスイス出身の商人 A・ペシア Abram Peshier がマルセイユ領事に就任し、フランスの市場動向を調査する一方、現地におけるロシア商人の通商活動を補佐している。⁽⁴⁶⁾ 並行して黒海・地中海貿易に精通した外国商人の国内誘致が図られ、1782 年 9 月の各種勅令はヘルソンにおける為替銀行の整備・外国商人の保護(木材・穀物関税の減免、商館用地・資材の提供)を規定し、続く同年 12 月の勅令は黒海諸港に寄航する全ての外国商船にロシア国旗の掲揚を認め、未だ海峡通航の権利を保持しないヨーロッパ商人の来航を奨励した。⁽⁴⁷⁾ また 1784 年 2 月 22 日の勅令は、黒海三港(ヘルソン・セヴァストポリ・テオドシア)を全ての外国商人に開放する一方、三港に居留する外国商人にはロシア商人と平等な条件での商業・産業活動を認めた。さらに同年 2 月 24 日の勅令はバルカン・イタリア葡萄酒の輸入関税を緩和し、右岸ウクライナ(ポーランド)の農業産品に対する輸入関税を撤廃した。最終的に 1786 年には自由通商の対象が黒海全港に拡大されている。⁽⁴⁸⁾

③ 1782年の関税改革

イギリス海軍の海上封鎖が続く 1781 年 10 月 4 日、エカチェリーナ二世は商業参議会に対して 1766 年関税の改正を指示し、その基本方針として、①輸出貿易の拡大、とりわけ加工製品の輸出促進、②必要産品に対する輸入関税の緩和、その際の国内産業に対する保護の維持、③あらゆる輸入・輸出規制の再考と禁輸規定の撤廃、④商品分類の簡素化と関税手続の円滑化、⑤関税特区の再考(リヴォニア・エストニア・フィンランド三県における特別関税の廃止・統一関税の適用、黒海諸港に対する特別関税の適用)、以上を提示した。長官 A・R・ヴォロンツォフはこの方針を踏まえて関税制度の検討を進め、1782 年 9 月 27 日に関税改革が実施される。⁽⁴⁹⁾

まず輸出貿易に関しては、指定品目(金銀・国内通貨・皮革・羊毛・麻糸)を除く全ての国内産品について海外輸出を自由化した。その際、領主階級の供給する一次産品への輸出関税を 50%以上削減し、西欧向け原料輸出の維持・収入関税の確保を図る一方、加工製品への輸出関税を撤廃し、勃興する国内産業の海外進出を支援している。また輸入貿易に関しては、貴族身分の消費する酒類・嗜好品への輸入関税を 1766 年関税の従価 100 - 200%から 40%へと大幅に削減し、密輸防止・税収確保を図る一方、国内産業が必要とする原料・道具への輸入関税は撤廃し、国内産業の育成を図った。なお納税方法として、通商条約の非締結国の商人は、従来通り半額を国際通貨ライヒスターにて、残る半額を国内通貨ルーブリにて納入するとされた。かくして禁輸規定の撤廃・関税率の緩和を特質とする当該関税は、ロシア史上最初の自由主義関税として評価されている。

その反面、当該関税は高度な保護主義の性格をもったことも確かである。まず国内産業と競合する商品への輸入関税は 1766 年関税の規定する従価 15%から「適正税率」たる従価 30%へと強化され、なかでもイギリス毛織物への輸入関税は、軍服向け織物・ヨークシャー広幅織物の場合 2 コペイカからそれぞれ 21 コペイカ・17 コペイカへ、広幅・狭幅フランネルの場合それぞれ 1 コペイカ・3/4 コペイカから従価 30%へ、上昇している。また国内で勃興する絹織物の場合、課税単位が寸法(アルシン arshin)から重量へと移行した結果、高価軽量の奢侈的フランス・イタリア製品はより軽く、安価重量な大衆向けイギリス製品はより重く課税されることになった。全体としてイギリスに不利な関税体系は、国内的には独立手工業者を育成する産業政策の一環をなすとともに、国際的にはアメリカ独立戦争で急務となったイギリス独占体制への対抗を意味すると言えよう。⁽⁵⁰⁾

また 1782 年関税はこれまで独自の関税制度を維持してきたリヴォニア・エストニア・フィンランド諸港にも一律に適用され、バルト海沿岸の特権都市をロシア本土の関税体系に包摂した最初の

統一関税となった。他方、黒海三港（ヘルソン・セヴァストポリ・テオドシア）では、通商条約の締結を条件とする関税税率の25%免除が保証され、黒海貿易の優遇が図られている。⁵¹⁾

註

- (1) J. S. Zimmerman, "Alexander Romanovich Vorontsov: Eighteenth Century Enlightened Russian Statesman, 1741- 1805", Ph. D. dissertation, City University of New York, 1975, pp. 60- 63; G. E. Munro, "Vorontsov, Aleksandr Romanovich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 45- 48; L. J. Humphreys, op. cit., pp. 61- 62; J. J. Kenney, op. cit., pp. 19- 20.
- (2) P. H. Clendenning, "The Economic Awakening of Russia in the Eighteenth Century", *Journal of European Economic History*, Vol. 14, 1985, p. 466; J. S. Zimmerman, op. cit., pp. 30- 31, 36- 37, 58- 60; L. J. Humphreys, op. cit., pp. 63- 64; J. J. Kenney, op. cit., pp. 29- 30. 同じヴォロンツォフ家門でも、宰相M・I・ヴォロンツォフが国家奉仕に伴う名誉・官職の獲得に固執したのに対して、R・I・ヴォロンツォフは所領経営による経済的富の蓄積を重視した。婚姻関係においても前者はロマノフ皇室との政略結婚を選択したのに対して、後者はシベリア商人の令嬢と婚姻している。またR・I・ヴォロンツォフはエリザヴェータ女帝時代の立法委員会議長として国家勤務の廃止を主張し、実際その後ピョートル三世時代に勤務制度が廃止されると宮廷政治から引退してモスクワ近郊の所領経営に専念した。1768年の立法委員会では領主階級の農場経営・輸出利害を踏まえて自由貿易の原則を提唱し、以上の経済観念・政策思想は長男A・R・ヴォロンツォフにも影響を与えている。J. J. Kenney, op. cit., pp. 11- 12.
- (3) E. V. Prikazchikova, "Spokesman of the Merchantry: M. D. Chulkov", J. M. Letiche (ed.), *A History of Russian Economic Thought: Ninth through Eighteenth Centuries*, Berkley, 1964, pp. 451- 474. その第1巻「国土地勢・人口」に続く各巻は海外貿易の主要環節を個別に扱うが、その筆頭として第2巻「黒海貿易」が設定されており、黒海貿易に対する関心がうかがわれる。なお続く各巻の内容は、第3巻「シベリア貿易」、第4巻「聖ペテルブルク貿易」、第5巻「リガ・レヴァル・ナルヴァ・ヴィボルグ貿易」、第6巻「国内商業・産業・通貨・通信制度」、第7巻「商業辞典」、である。1788年には縮刷版（全3巻）も発行された。
- (4) D. M. Lang, *The First Russian Radical: Alexander Radishchev, 1749- 1802*, London, 1959; E. V. Prikazchikova, "The Emergence of the Revolutionary Theory of the Abolition of Serfdom: A. N. Radishchev", J. M. Letiche (ed.), op. cit., Chapter 12; A. McConnell, "Radishchev, Aleksandr Nikolaevich", *MERSEH*, Vol. 30.
- (5) L. J. Humphreys, op. cit., pp. 62- 63, 65- 78, 93- 103; H. M. Hyde, *The Empress Catherine and Princes Dashkov*, London, 1935; D. M. Griffiths, "Dashkova, Ekaterina Romanovna", *MERSEH*, Vol. 8, pp. 190- 197; E. Dvoichenko-Markoff, "Benjamin Franklin, the American Philosophical Society, and the Russian Academy of Sciences", *Proceedings of the American Philosophical Society*, Vol. 91, 1947; idem, "The American Philosophical Society and Early Russian-American Relations", *ibid.*, Vol. 94, 1950. なお科学アカデミー総裁K・G・ラズモフスキー Kirill Grigorevich Razmovsky (1728 - 1803年：在任1746 - 98年)の地位は名誉的・形式的なものにとどまる。L. Schulze, "The Russification of the St. Petersburg Academy of Science and Arts in the Eighteenth Century", *British Journal of the History of Science*, No. 66, 1985, pp. 321- 322, 330- 331. またダーシコワ夫人は1783年に「ロシア・アカデミー」 Russian Academyの総裁に就任し、人文科学の育成・語学辞書の編纂に従事した。中神美砂『ロシア初の女性アカデミー総裁——ダーシコワ公爵夫人——』東洋書店2006年。
- (6) R. E. Jones, "The St Petersburg Academy of Science and the Development of the Black Sea Region (1773- 95)", A. G. Cross/ G. S. Smith (ed.), *Literature, Lives, and Legality in Catherine's Russia*, Cotgrave, 1994, pp. 34- 35.
- (7) R. E. Jones, "Academy of Science", pp. 36- 38; F. Fox, "Commercial Relations", pp. 197- 200.
- (8) R. E. Jones, "Academy of Science", pp. 41- 44; F. Fox, "Commercial Relations", pp. 210- 211. なおギルデンシュタット・ツェフ両者の視察・著作活動がツァーリズム国家の南方進出を擁護するイデオロギー的色彩を帯びたのに対して、純粋な学術調査・研究活動としてはJ・G・ゲオルグ Johann Gottlieb Georgiの著作『ロシア帝国の黒海河川体系』 On the Rivers of the Russian Empire that Flow into the Black Sea (1781年)や、1783年におけるK・I・ガブリツ Gablitsのクリミア調査を指摘しうる。
- (9) J. H. Brown, "The Free Economic Society and the Nobility, 1765- 96: Some Observations", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 14, 1980; J. K. Pratt, "The Russian Free Economic Society, 1765- 1915", Ph. D. dissertation, University of

- Missouri, 1983; C. Leckey, "Patronage and Public Culture in the Russian Free Economic Society, 1765- 1796", *Slavic Review*, Vol. 64, 2005.
- (10) E. C. Thaden, *The Russia's Western Borderlands, 1710- 1870*, Princeton, 1984, pp. 22- 23; R. Bartlett, "The Question of Serfdom: Catherine II, the Russian Debate and the View from the Baltic Periphery (J. G. Eisen and G. H. Merckel)", R. Bartlett/ J. M. Hartley (ed.), *Russia in the Age of the Enlightenment: Essays for Isabel de Madariaga*, London, 1990.
- (11) R. E. Jones, *Provincial Development in Russia: Catherine II and Jakob Sievers*, New Brunswick, 1984, pp. 151- 155; idem, "Jacob Sievers, Enlightened Reform and the Development of the 'Third Estate' in Russia", *Russian Review*, Vol. 36, 1977; R. Bartlett, "J. J. Sievers and the Russian Peasantry under Catherine II", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 32, 1984, pp. 17- 22; N. W. Cornell, "The Role of the Nobility in Agricultural Change in Russia during the Reign of Catherine II", Ph. D. dissertation, University of Illinois, 1972, pp. 31- 34, 39- 44.
- (12) R. E. Jones, "Getting the Goods to St. Petersburg: Water Transport from the Interior 1703- 1811", *Slavic Review*, Vol. 43, 1984; idem, "Ukrainian Grain and the St. Petersburg Market", R. P. Bartlett/ A. G. Cross/ K. Rasmussen (ed.), *Russia and the World of the Eighteenth Century*, Columbus, 1986; idem, "The Dnieple Trade Route in the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries: A Note", *International History Review*, Vol. 11, 1989; G. E. Munro, "Feeding the Multitudes: Grain Supply to St. Petersburg in the Era of Catherine the Great", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 35, 1987.
- (13) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 280- 281, 304- 305, 552- 555; idem, "Catherine II and the Serfs: A Reconsideration of Some Problems", *Slavonic and East European Review*, Vol. 52, 1974; A. S. Lappo- Danilevsky, "The Serf Question in an Age of Enlightenment", M. Raeff (ed.), *Catherine the Great: A Profile*, London, 1972, pp. 275- 277; P. Dukes, "Catherine II's Enlightened Absolutism and the Problem of Serfdom", W. E. Butler (ed.), *Russian Law: Historical and Political Perspectives*, Leyden, 1977.
- (14) R. Bartlett, "Catherine II's Draft Charter to the State Peasantry", pp. 38- 39; D. M. Griffiths, "Catherine's Charters", pp. 65- 66. オーストリア農奴解放については、進藤牧郎『ドイツ近代成立史』頸草書房 1968 年、第 8 章。
- (15) R. E. Jones, *Provincial Development*, pp. 31- 32, 163- 165, 170- 174; N. W. Cornell, op. cit., pp. 52- 58.
- (16) R. Bartlett, *Human Capital: The Settlement of Foreigners in Russia, 1762- 1804*, Cambridge, 1979, pp. 35- 49, 109- 116; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 361- 362; 鈴木健夫「近代ロシアへのドイツ人入植の開始——ドイツ諸地域からヴォルガ流域へ——」同編『「ヨーロッパ」の歴史的再検討』早大出版部 2000 年、139 - 144 頁。
- (17) R. Bartlett, op. cit., pp. 116- 118, 124- 134; M. Raeff, "The Style of Russia's Imperial Policy and the Prince G. A. Potemkin", G. N. Grob (ed.), *Statesmen and Statecraft of Modern West: Essays in Honor of Dwight E. Lee and H. Donaldson Jordan*, Barre, 1967 (Rep., "In the Imperial Manner", idem (ed.), *Catherine the Great: A Profile*), pp. 21- 23.
- (18) J. A. Duran, "Catherine II, Potemkin, and Colonization Policy in Southern Russia", *Russian Review*, Vol. 28, 1969, pp. 33- 34; R. Bartlett, "Catherine II's Draft Charter to the State Peasantry", pp. 51- 52.
- (19) J. A. Duran, "Colonization Policy", pp. 28- 33; A. Kahan, op. cit., pp. 15- 22; 増田、前掲書、第 15 章「『新ロシア』の農奴制」、286 - 287 頁。
- (20) J. A. Duran, "Colonization Policy", pp. 34- 35; R. E. Jones, *Provincial Development*, pp. 157- 158.
- (21) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 298- 299; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 281- 284.
- (22) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 550- 551; A. Kahan, op. cit., pp. 45- 46, 67- 68; idem, "The Costs of 'Westernization' in Russia", pp. 42- 43, 46- 54; N. W. Cornell, op. cit., pp. 27- 29, 60- 75.
- (23) J. M. Lauber, "The Merchant- Gentry Conflict in Eighteenth Century Russia", Ph. D. dissertation, University of Iowa, 1967, pp. 118- 121, 268- 269; V. Kamendrowsky, "State and Economy in Catherinian Russia: The Dismantling of the Mercantile System of Peter the Great", Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1982, pp. 32- 33.
- (24) V. Kamendrowsky, op. cit., pp. 195- 196; P. Dukes, op. cit., pp. 107- 108.
- (25) J. M. Lauber, op. cit., pp. 208- 210, 215- 216, 270- 279; W. L. Daniel, "Russian Attitudes toward Modernization: The Merchant- Nobility Conflict in the Legislative Commission, 1767- 1774", Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1973, pp. 45- 46; G. E. Munro, "The Empress and Merchants: Response in St. Petersburg to the Regulation of Commerce

- under Catherine II”, *Social Science Journal*, Vol. 13, 1976, pp. 43- 44; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 130- 135.
- (26) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 268- 270; V. Kamendrowsky/ D. M. Griffiths, “The Fate of the Trading Nobility Controversy in Russia: A Chapter in the Relationship between Catherine II and the Russian Nobility”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, NF, Bd. 26, 1978, pp. 213- 214; 飯田、前掲書、217 - 221 頁。
- (27) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 101- 108; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 234- 235; 有馬達郎『ロシア工業史研究——農奴解放の歴史的前提の解明——』東大出版会 1973 年、72 - 79、84 - 85 頁。
- (28) D. M. Griffiths, “Eighteenth Century Perception of Backwardness: Projects for the Creation of a Third Estate in Catherinean Russia”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 13, 1979, pp. 469- 470.
- (29) V. Kamendrowsky, *op. cit.*, pp. 196- 214; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 108- 109; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 464- 466. ただし 1781 年 9 月 17 日の勅令は領主の火酒蒸留特権を再認し、当該部門の貴族独占は維持された。
- (30) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 304- 305; V. Kamendrowsky, *op. cit.*, pp. 214- 218.
- (31) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 302- 303; D. M. Griffiths, “Catherine’s Charters”, pp. 66- 67; G. Munro, “The Charter to the Towns Reconsidered”, pp. 24- 25; H. D. Hudson, “Catherine II’s Charter to the Towns: A Question of Motivation”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 23, 1989, pp. 142- 144.
- (32) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 88- 91, 120- 124; 飯田、前掲書、225 - 232 頁、和田春樹「農奴主国家体制とロシア綿工業」『土地制度史学』第 30 号 1966 年、22 - 24 頁、M・E・フォーカス（大河内暁男・岸智子訳）『ロシアの工業化 1700 - 1914 ——ピョートル大帝から第一次世界大戦まで——』日本経済評論社 1975 年、40 - 41 頁。
- (33) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 65- 67; J. J. Kenney, *op. cit.*, pp. 34- 38; E. V. Prikazchikova, *op. cit.*, pp. 465- 466, 612- 613. まず 1773 年にはロンドン領事 A・バクスター Alexander Baxter が、1785 年にはハル領事 J・ニューマン John Newman が、1786 年にはポーツマス領事 A・リンデグレン Andrew Lindegren が、採用・配置された。
- (34) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 68- 69; F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 178- 182.
- (35) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 182- 185. なかでも 1780 年にはボルドー領事ウィットフースの保有する商船がイギリス海軍に拿捕されたほか、ブレストに大麻を輸送するロシア商船 Gloukov 号、ボルドーに大麻・棒鉄・獣脂を輸送するロシア商船 Kirpichnikov 号が次々と拿捕され、積荷は全て没収のうえロンドンに移送された。なお 1783 年のパリ講和条約までの間にイギリス海軍の拿捕したロシア商船の総数は 17 隻とされる。
- (36) D. M. Griffiths, “An American Contribution to the Armed Neutrality of 1780”, *Russian Review*, Vol. 30, 1971, pp. 166- 167. なかでも植民地期からバルト海貿易に従事してきた前述のボストン商人 D・マクネイルは、1778 年においてアルハンゲリスクを出帆したイギリス商船 8 隻を攻撃・略奪し、うち 4 隻を撃沈している。
- (37) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 69- 70.
- (38) N. N. Bolkhovitinov, *The Beginnings of Russian- American Relations 1775- 1815*, Cambridge, Mass., 1975, pp. 92- 94.
- (39) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 125, 139; J. B. Scott (ed.), *The Armed Neutralities of 1780 and 1800: A Collection of Official Documents preceded by the Views of Representative Publicists*, Oxford, 1918 (Reprint ed., 2007), pp. 291- 294.
- (40) D. M. Griffiths, “Eighteenth Century Perception of Backwardness”, pp. 456- 457.
- (41) N. N. Bolkhovitinov, “Russo- American Trade Relations”, pp. 30- 31.
- (42) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 282- 284; H. D. Hudson, *op. cit.*, pp. 140- 141.
- (43) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 25- 26, 53- 64, 132- 133.
- (44) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 69- 74; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 48- 49.
- (45) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 77- 80; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 49- 51; I de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 363- 364.
- (46) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 200- 201.
- (47) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 211- 212; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 51- 53.
- (48) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 214- 215, 249; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 114- 116.
- (49) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 133- 134; V. Kamendrowsky, *op. cit.*, pp. 182- 185; J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 79- 80.
- (50) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 136- 137, n. 12.
- (51) E. C. Thaden, *op. cit.*, pp. 29- 30; M. L. Harvey, *op. cit.*, p. 51.

【IV】外交政策：北方体制の解体と南下政策の推進——1787年仏露通商条約の政治的背景——

(1) 政策論争の展開

① パーニン派閥と北方体制

エカチェリーナ二世治世前半の外交政策を主導した外務官僚N・I・パーニンは、ロシア海外貿易の発展方向としてズンド海峡経由のバルト海貿易を重視し、対外政策の基本方針として何よりも通商経路上に位置する北欧（デンマーク・スウェーデン）・東欧（ポーランド・プロイセン）及び最大の輸出市場イギリスとの同盟・友好関係に努め、1760年代を通じて「北方体制」Northern Systemを構築した。帝位問題をめぐって失脚した後も当面は外相として外交政策を補佐し、1770年代を通じて北方体制の維持・強化に尽力している。また海外貿易の円滑な展開を保障する前提としてバルト海世界における平和状態の維持に専念する一方、通商活動を攪乱する積極外交・対外戦争には否定的態度を示し、なかでも露土関係の緊迫を招きうる南下政策には強い懸念を示した。⁽¹⁾

また皇太子パーヴェルは、師N・I・匠パーニンの平和外交を支持する一方、母后エカチェリーナ二世との確執を深めるなか、上記1772・74年の覚書では寵臣オルロフ勢力の南下政策を批判している。すなわち、露土戦争は対外的には黒海北岸の領有・黒海貿易の自由を実現した反面、国内的には農業生産の減退・農民反乱の勃発・社会秩序の悪化を招いたこと、これらの損害を修復するには国家経費を軍事部門よりもむしろ国内秩序の回復・国内産業の振興に投入するとともに、積極的な領土拡張政策を放棄して今後は消極的な平和外交の展開に努めるべきであること、以上を主張したのである。また宥和外交を遂行する手段としてパーヴェルが重視した盟邦は、父君ピョートル三世が尊敬したフリードリヒ二世の統治するプロイセンであった。⁽²⁾

なお輸出向け作物生産に従事する貴族勢力はバルト海世界の政情安定に多大な利害を有し、外務官僚パーニン＝皇太子パーヴェルの北方体制・平和外交を支持する一方、1768－74年の露土戦争では租税増徴・農民徴兵によって所領経営が多大な損失を被ったため、南下政策に対する不満を高めた。なかでも自ら巨大所領の経営に従事する領主階級のイデオログM・M・シチェルバートフ Mikhail Mikhailovich Shcherbatov (1733－90年)は、西欧向け輸出に対応したバルト海世界の安全保障を重視する一方、南下政策については国民利害から遊離した寵臣の野心外交であること、北部国境の防備を縮小してスウェーデンの復讐戦争を誘発したこと、いたずらに国家財政を浪費して領主経済を圧迫したこと、等々を指摘している。⁽³⁾ また農奴制度に批判的な通商官僚A・N・ラジーシチェフも国家経費の膨張・農民負担の増大をもたらした元凶として南下政策を批判した。⁽⁴⁾

② ヴォロンツォフ派閥と親仏・親墺路線

宰相M・I・ヴォロンツォフは、かつてエリザヴェータ女帝の副宰相・宰相として七年戦争時代の外交政策を指導したが、その際イギリスとの伝統的友好関係に留意しながらも仏墺両国との新たな同盟関係を構築し、プロイセンの領土拡張を牽制すると同時にオスマン帝国の対露戦争を予防した。⁽⁵⁾ 続くエカチェリーナ二世時代には宰相M・I・ヴォロンツォフが失脚して仏墺路線は後退し、むしろN・I・パーニンの英普協調＝北方体制が本流となったのであるが、1770年代後半にパーニンが没落してヴォロンツォフ兄弟が台頭するに伴い、仏墺路線もまた復活することになる。

まず長兄A・R・ヴォロンツォフは、1760年代に駐蘭・駐英大使を歴任してバルト海状勢に精通する一方、1770年代には商業参議会長官としてバルト海経由の輸出貿易を推進するなか、当初はN・I・パーニンと同じくイギリス・北欧両国との友好関係を重視した。その反面、バルト海世界の平和状態を維持する上で、野心外交を展開するプロイセンとの同盟関係に疑問を抱く一方、むしろ露土戦争を回避する観点からオーストリアとの紐帯を重視し、所謂「親墺派閥」Austrian Party

の形成に努めた。また奥露同盟を補完する友邦としては、アメリカ独立戦争を契機にイギリスとの関係が悪化するなか、むしろハプスブルク家の血縁的な同盟国家にしてオスマン帝国の伝統的な友好国家であり、またロシア輸出貿易の仕向け先として成長が期待されるフランスを選好し、かつて七年戦争期に宰相M・I・ヴォロンツォフが実現した仏奥露三国同盟の復活を提唱している。⁽⁶⁾

また実弟S・R・ヴォロンツォフは、在奥大使館付き武官としてオーストリア政府中枢と交流し、また露土戦争への従軍を通じて官房書記ベズボロドコと親交を持つなか、一方のプロイセンに対抗したオーストリアの中欧覇権、他方のオスマン帝国と対立したロシアの南下政策、両者を同時に達成する手段として奥露同盟の維持・強化を支持し、親奥派閥の一角を構成した。ただし対外政策の基本路線としてはあくまでバルト海貿易の玄関たるスウェーデン国境・フィンランド湾岸の防衛を優先し、したがって奥露同盟を補強する手段としては、スウェーデンの失地回復を牽制する必要からイギリスとの協調関係を重視する一方、これまでスウェーデン・ポーランド・オスマン帝国と連携して反露外交を展開してきたフランスとの同盟関係には懐疑的であった。⁽⁷⁾

③ ポチョムキン＝ベズボロドコと南下政策

女帝エカチェリーナ二世自身は、ピョートル大帝が北方戦争の勝利によってバルト海進出を達成して以来、ロマノフ王朝にとって残された課題は同帝さえ試みて挫折した露土戦争の遂行と不凍港の獲得・黒海進出の達成にあると確信し、南下政策の展開に強い野心を抱いていたとされる。また南方進出による黒土地帯の開発と黒海・地中海貿易の始動は、必ずしも貴族勢力の経済利害を阻害するものではなく、むしろこれまでバルト海・北西ロシア方面に集中してきた生産・流通活動の限界を打破して新たな経済活動を刺激し、長期的には国民利害にかなうものと認識していた。⁽⁸⁾

また寵臣G・A・ポチョムキンは、立法委員会においてタタール少数民族代表の護衛任務を担当して以来、辺境問題・南方進出に対する関心を強め、露土戦争に自ら従軍する一方、戦後は新ロシア総督として南部植民・黒海貿易を推進するなか、ロシアの生命線をヨーロッパ・バルト海方面よりもむしろ南部・東部方面に求め、今やロシアの「アジア帝国」Asiatic Empireとしての成長を提唱した。その後国防参議会長官として国防政策を統括するなか、同盟政策の路線としては、バルカン進出をめぐるオスマン帝国と対立するオーストリアとの共同戦線を重視するとともに、ハプスブルク包囲をめぐるオスマン帝国と協調してきたブルボン王権の仲裁工作を期待し、パーニン＝パーヴェル勢力の主導する北方体制を放棄して仏奥同盟と接近する必要を示唆した。⁽⁹⁾

こうした状況において官房書記A・A・ベズボロドコは、外相N・I・パーニンから外交政策の実権を剥奪した1780年に『政治問題覚書』を作成し、南下政策の遂行に際して普露同盟よりも奥露同盟を優先する必要を訴え、北方体制の解消・同盟関係の再編を提言した。⁽¹⁰⁾ その一環としてベズボロドコは、仏奥同盟と連携したバルカン半島の共同分割(所謂「ギリシア計画」Gretskii Proekt/Greek Project)を策定し、①ロシアによる黒海北岸(ブグ＝ドニエストル河間)・クリミア半島・エーゲ群島の併合、オーストリアによるセルビア・ボスニアの併合、フランスによるエジプトの併合、②モルダヴィア・ワラキアにおける「ダキア王国」Kingdom of Daciaの建設、及びG・A・ポチョムキンの国王即位、③オスマン帝国の解体とビザンツ帝国の復興、及び皇太子の次男コンスタンティン・パヴロヴィチKonstantin Pavlovich(1779－1831年)の皇帝即位、以上を提示している。これは皇太子の長男アレクサンドル・パヴロヴィチAleksandr Pavlovich(1777－1825年：後の皇帝アレクサンドル一世)のロシア帝国と並立するロマノフ二大帝国の成立を意味した。⁽¹¹⁾

かくして政策決定の基軸がパーニン＝パーヴェルからポチョムキン＝ベズボロドコに移行するに伴い、外交政策の基本方針は北方重視の平和主義から南方重視の主戦路線へと転換する。

(2) ヨーロッパ国際状況とロシア外交：英露関係の悪化・仏露関係の強化

① アメリカ独立戦争と武装中立同盟

アメリカ独立戦争が国際紛争へと発展するに伴い、ノース内閣・北部大臣サフォーク卿 12th Earl of Suffolk は米仏同盟に対抗する手段として北方体制＝普露両国に支援を求め、駐普大使 H・エリオット Hugh Elliot (在任：1776 - 85 年)・駐露大使 J・ハリス James Harris (在任：1777 - 83 年) を順次派遣する。⁽¹²⁾ところがプロイセン政府はバイエルン継承戦争に専念する必要から参戦を拒否したため、⁽¹³⁾ノース内閣にとって英露同盟の形成が死活問題となった。フランスの参戦が迫った 1778 年 4 月、駐露大使ハリスはロシア政府首脳に対して、一方のイギリスが独立問題をめぐって北米植民地と対立し、他方のロシアがクリミア問題をめぐってオスマン帝国と対抗している以上、北米・オスマン帝国を支援するフランスは英露両国にとって共通の敵国であることを指摘し、英露同盟の締結を提案した。これに対して外相 N・I・パーニンは、北方体制を維持する上で英露両国の紐帯を重視しつつも、輸出貿易を拡大する上では重商主義規制から脱却した自由なアメリカ市場の成立を期待し、むしろ独立戦争の講和仲介を打診している。他方、国防参議会副長官ポチョムキンは、クリミア問題を解決する後盾として英露同盟の形成を支持し、駐英大使 A・S・ムーシン＝プーシキン Aleksei Semonovich Musin- Pushkin (在任：1769 - 78 年) を通じて東方有事におけるイギリス艦隊の地中海派遣(「トルコ条項」 Turkish Clause) を要求するに至った。しかしサフォーク卿は英土関係の悪化を憂慮してトルコ条項の受入を拒否し、交渉は停滞する。続く 1778 年 10 月、ハリスはロシア艦隊の北米遠征を再び要請し、代償として露土戦争の際における資金援助を申し出たが、ポチョムキンはあくまで軍事支援の供与に固執したため、交渉は破綻した。⁽¹⁴⁾

他方ブルボン政府は対英包囲の構築に努め、海軍卿サルタンが海軍拡張を進める一方、外務卿ヴェルジェンヌは駐墺大使ブルタイユ Louis-Charles Le Tonnelier, Baron de Breteuil (在任：1774 - 83 年) を通じて仏墺同盟の発動を、また駐西大使モンモラン Armand- Marc de Montmorin (在任：1777 - 87 年) を通じて家門同盟スペインの参戦を要請した。うちウィーン政府はバイエルン継承戦争に忙殺され、軍事介入を拒絶したが、仏王の伯父スペイン国王カルロス三世 (在位：1759 - 88 年) は、ミシシッピー以西の西領北米を防衛するべく、1779 年 4 月 12 日のアランフェス条約 Aranjuez によって仏西同盟を締結、同年 6 月に対英宣戦している。⁽¹⁵⁾ 並行してヴェルジェンヌは対仏包囲を防止するべく仏露関係に留意し、駐露大使ジュイグネ Jacques- Gabriel Lecelrc, Marquis de Juigné (在任：1775 - 77 年)・代理公使コルベロン Bourrée Corberon (在任：1777 - 80 年) を派遣して友好維持に努める一方、駐土大使サン＝プリースト François Emmanuel Guignard, Comte de Saint-Priest (在任：1768 - 85 年) はクリミア問題をめぐって緊迫する露土関係の仲裁に成功した。⁽¹⁶⁾

英露同盟の挫折・対英包囲の形成に伴い、ノース内閣・海軍大臣サンドウィッチ伯 4th Earl of Sandwich (在任：1771 - 82 年) はフランス海軍の増強を警戒し、前述の如く 1778 年よりフランス商船及びフランス向け外国商船の拿捕・攻撃を開始する。この原則はフランス向け木材輸出を展開・仲介するロシア商船・オランダ商船にも適用され、英露交渉が破綻した 1778 年 10 月、駐露大使ハリスはロシア木材のフランス向け輸出を自粛するよう勧告したため、木材資源の輸出・運送に従事するバルト海諸国・オランダの商業活動は大幅に攪乱されることになった。以後イギリスは 1779 年より北米の南部諸州を制圧する一方、1780 年 1 月 18 日のジブラルタル海戦で仏西艦隊を敗り、また同年 4 月 17 日には 1674 年の英蘭通商条約を破棄し、同年 12 月よりブルボン両国の貿易活動を仲介するオランダ商船を攻撃して第四次英蘭戦争 (1780 - 84 年) に突入する。⁽¹⁷⁾

こうしたなかエカチェリーナ二世は 1780 年 2 月 28 日 (3 月 10 日) に外務参議会長官 P・V・

バクーニンの起草した「武装中立宣言」を公布し、交戦諸国に対して「国際貿易における中立・自由の権利」を訴え、武器・弾薬を除く民間商品の自由取引を主張する一方、⁽¹⁸⁾ 同年 4 月には駐露各国大使を召集して中立諸国の共同歩調・自由貿易を提起した。⁽¹⁹⁾ この結果 1780 年 6 月 28 日（7 月 9 日）にデンマーク国王クリスチャン七世（在位：1766 - 1808 年）が、続く 7 月 21 日（8 月 1 日）にスウェーデン国王グスタフ三世（在位：1771 - 92 年）が、「武装中立同盟」The League of Armed Neutrality に加盟した。また駐蘭大使 D・A・ゴリツィン Dmitrii Alekseevich Golitsyn（1734 - 1803 年・在任：1769 - 1803）は、英蘭戦争を展開するオランダ総督ウィレム五世（在任：1766 - 95 年）と交渉を進め、1780 年 12 月 24 日（1781 年 1 月 4 日）にオランダも当該同盟に参加する。さらに 1781 年 5 月 8 日（19 日）にはプロイセンが、10 月 30 日にはベルギーの通商利害から本国オーストリアも加盟し、地中海方面では 1782 年 7 月 13 日に親英国家ポルトガル、1783 年 2 月 10 日にスペイン王室の支配するシチリア王国が加入している。かくして実質的なイギリス包囲体制が成立し、ロシアは米仏同盟への物資供給を通してアメリカ独立戦争の成功に寄与したのである。⁽²⁰⁾

交戦諸国の反応を見れば、まずアメリカ大陸会議は武装中立同盟を主導するロシアの軍事支援を期待し、全権大使 F・ダーナ Francis Dana（在任：1781 - 83 年）を派遣して米露同盟を交渉した。しかし、これまでバルト海貿易の防衛のために反英・親米外交を展開してきた外相 N・I・パーニンは既に失脚し、今や外交政策の実権を掌握した寵臣ポチョムキン・官房書記ベズボロドコはむしろ将来的な南下政策の遂行を考慮して英露関係の決裂を忌避し、アメリカ独立戦争に対してはあくまで中立を維持することに固執した。こうして米露同盟の構想は挫折したのである。⁽²¹⁾

またブルボン政府は 1780 年 4 月に武装中立宣言の支持を表明する一方、⁽²²⁾ 対英戦略の失策から主要閣僚を一新し、海軍卿カストリ Charles-Gabriel de La Croix, Marquis de Castries（在任：1780 - 87 年）・陸軍卿セギュール Philippe Henri Ségur（在任：1780 - 87 年）が戦局の打開にあたった。また外務卿ヴェルジェンヌは、折しも 1780 年 11 月に国務卿モールパが死去するなか内政・外交の実権を掌握し、財務総監フルリー Joly de Fleury（在任：1781 - 83 年）を登用して戦時財政を維持する一方、ロシア代理公使ヴェラク Charles-Olivier de Saint-Georges, Marquis de Vérac（在任：1780 - 83 年）を派遣して仏露関係の安定に努め、武装中立同盟を支援している。⁽²³⁾

対してノース内閣は 1780 年 4 月 23 日に武装中立宣言の拒絶を表明し、対決姿勢を示したものの、加盟諸国の着実な拡大を前にして英露関係の修復が緊急課題となった。北部大臣ストーモント卿 7th Viscount of Stormont は駐英ロシア大使 I・M・シモリン Ivan Matveevich Simolin（1720 - 99 年・在任：1779 - 85 年）に対して英露同盟の締結を打診し、代価として懸案のトルコ条項を受諾するとともに、1780 年 11 月にはミノルカ割譲さえ提案した。ところが既にフランスの仲介でクリミア問題を解決したエカチェリーナ二世にとってもはや英露同盟を締結する動機は無く、むしろイギリス海軍の海上封鎖に伴う英露関係の断絶は大きく、同盟交渉は再び失敗している。⁽²⁴⁾ その後 1781 年 10 月のヨークタウン陥落・1782 年 3 月のノース内閣辞任を契機に事態は収束し、ロッキンガム内閣 Rockingham（再任：1782 年 3 - 7 月）・外相 C・J・フォックス Charles James Fox が 1782 年 6 月に武装中立宣言を受諾して英露関係を回復する一方、続くシェルバーン内閣 Shelburne（在任：1782 年 7 月 - 83 年 4 月）・外相グランタム卿 Lord Grantham は 1783 年 1 月 20 日にフランスと休戦協定を締結し、最終的にポートランド内閣 Portland（在任：1783 年 4 月 - 12 月）・外相フォックスは 1783 年 9 月のヴェルサイユ条約によって東部 13 州の独立を承認するとともに、ミノルカ・フロリダをスペインに、西インド・アフリカ西岸の一部をフランスに割譲した。さらにピット内閣 William Pitt（在任：1783 - 1801 年）・外相カマーセン Carmarthen（リーズ公 Duke of Leeds）は 1784

年 5 月に英蘭戦争の講和条約を締結し、アメリカ独立問題をめぐり一連の国際紛争が終結する。⁽²⁵⁾

以上の如きアメリカ独立戦争への対応・武装中立同盟の形成を通して、英露関係の冷却・仏露関係の強化が進む一方、ロシアがヨーロッパ勢力均衡体系の枢要をなすことは明らかとなった。

② バイエルン継承戦争と1779年テッシェン条約

バイエルン王位継承問題をめぐって中欧情勢が緊迫するなか、フリードリヒ二世はアメリカ独立戦争を契機として対英関係を悪化させたことから、専らロシアの支援を期待した。⁽²⁶⁾ これに対して外相 N・I・パーニンも、北米問題に傾倒するイギリスが北方体制から離脱するなか、残された盟邦プロイセンとの友好関係を重視し、1776 年には早逝した皇太子妃ナタリア・アレクセイヴナ(=フリードリヒ二世の姪)の後継としてヴェルテンベルク公女ゾフィー・ドロテア Sophie Dorothea (露名: マリア・フョドロヴナ Maria Feodorovna =フリードリヒ二世の姪)を迎え、ロマノフ=ホーエンツォレルン両家の紐帯を強化する一方、続く 1777 年には 1764 年の普露同盟を更新して満了期限を 1780 年から 1788 年へと延長し、バイエルン継承問題に関してはプロイセンへの軍事支援・オーストリアへの宣戦布告を進言した。しかし国防参議会副長官ポチョムキンはクリミア状況に対処するべく軍隊主力を南部国境へ集中する一方、露土戦争の勃発に備えてむしろオーストリアとの紐帯を重視し、最終的にエカチェリーナ二世はバイエルン継承戦争への中立を表明する。⁽²⁷⁾ 他方オーストリア宰相カウニッツは、プロイセンに対抗する手段として仏墺同盟の発動を期待したが、外務卿ヴェルジェンヌはアメリカ独立戦争への対応に忙殺され、また北米植民地・ヨーロッパ二大紛争の連動を懸念し、駐墺大使ブルタイユを通じて中欧問題への軍事介入を拒否した。⁽²⁸⁾

かくして普墺両国からそれぞれ軍事介入を期待された露仏両国は、クリミア危機・アメリカ独立戦争に専念する必要からバイエルン継承戦争への中立を保ったのみならず、以後むしろ共同で講和仲介に乗り出し、1779 年 5 月 13 日にテッシェン条約 Teschen が締結される。この結果オーストリアはバイエルンのイン地方 Inn Valley を獲得する一方、プロイセンはバイエルン北部のアンスパハ Anspach・バイロイト Bayreuth の相続権を確保した。また当該条約・第 12 条は、神聖ローマ帝国の国制として 1648 年のヴェストファーレン条約が規定する分邦主義体制を再認したが、帝国国制を保護する後見国家としては、旧来のヴェストファーレン条約体制におけるフランス・スウェーデン両国の共同保障(それぞれミュンスター条約・第 16 条、オスナブリュック条約・第 17 条)を廃止し、新たにフランス・ロシア両国の後見体制を導入している。⁽²⁹⁾ かくして、以後フランスはアメリカ独立戦争に専念する一方、ロシアは今やヴェストファーレン条約の解釈・改変に関する発言権を獲得し、P・A・ルミアンツェフの次男 N・P・ルミアンツェフ Nikolai Petrovich Rumiantsev (1754 - 1826 年) がフランクフルト駐在大使(在任: 1782 - 93 年)とじて赴任した。⁽³⁰⁾

なお続く 1780 年に平和外交を主唱するマリア・テレジアが死去して以来、ヨーゼフ二世は積極外交に着手し、1784 年にファルツ選帝侯カール・テオドールに対して再び墺領ネーデルラント・ファルツ領バイエルンの領土交換を打診する一方、駐独大使ルミアンツェフを通じて帝国国制の後見人エカチェリーナ二世にその支持を要請した。⁽³¹⁾ これに対してフリードリヒ二世はプロイセン・ザクセン・ハノーファーの三大選帝侯及び西部の中小諸邦を結集し、1785 年 7 月に「諸侯同盟」Der deutsche Fürstenbund を結成してオーストリアの領土野心を牽制している。続く新王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世(在位: 1786 - 97 年)は、諸侯同盟を拡張するとともに、なかでも同盟の一員ハノーファー選帝侯たるイギリス国王ジョージ三世との関係を強化した。⁽³²⁾

こうしてバイエルン継承戦争への対応・テッシェン条約の仲介を通じて、英露関係の悪化・仏露両国の連携が進むとともに、ロシアはヨーロッパ大陸状況に強い影響を与えることになった。

(3) クリミア問題とロシア南下政策

① クリミア危機と1779年アイナリ・カヴァク条約

クリミア半島をめぐる露土緊張が高まるなか、外相N・I・パーニンは事態を打開するべくプロイセンの軍事介入を要請した。しかしバイエルン継承戦争に従事するフリードリヒ二世はこの依頼を拒否し、むしろオーストリアを挟撃する必要からオスマン帝国との連携を試みたが、駐露大使ゴルトツ Goertz (在任：1779 - 85年) は露土関係の仲裁・普土関係の形成を同時に達成する手段として、プロイセン・ロシア・オスマンの三国同盟を提案している。もともと南下政策に批判的なパーニンは露土戦争を未然に防止する措置として三国同盟の計画を支持したものの、エカチェリーナ二世は南下政策の頓挫を意味するオスマン帝国との同盟関係を拒否したため、交渉は挫折する。⁽³³⁾

他方オスマン帝国は、レヴァント貿易の観点から東方状勢の安定を重視する英仏両国に艦隊派遣を打診した。うちイギリス駐土大使R・アインスリ Robert Ainslie (在任：1776 - 94年) は英土関係を回復する好機として軍事支援を志向したが、アメリカ独立戦争を展開するノース内閣にその余裕はなく、むしろ英露同盟を模索するなか露土関係の緊迫を懸念し、南部大臣ウェイマウス 3rd Viscount of Weymouth はオスマン帝国への武力支援を拒否している。⁽³⁴⁾ またフランス外務卿ヴェルジェヌスは、駐土大使としての経験からオスマン帝国の戦略価値を重視し、これまで仏土関係の維持に専心してきたのであるが、今やアメリカ独立戦争の遂行において仏露関係の強化を追求するなか、自身の後任たる駐土大使サン＝プリーストを通じてロシアに有利な講和を斡旋した。⁽³⁵⁾

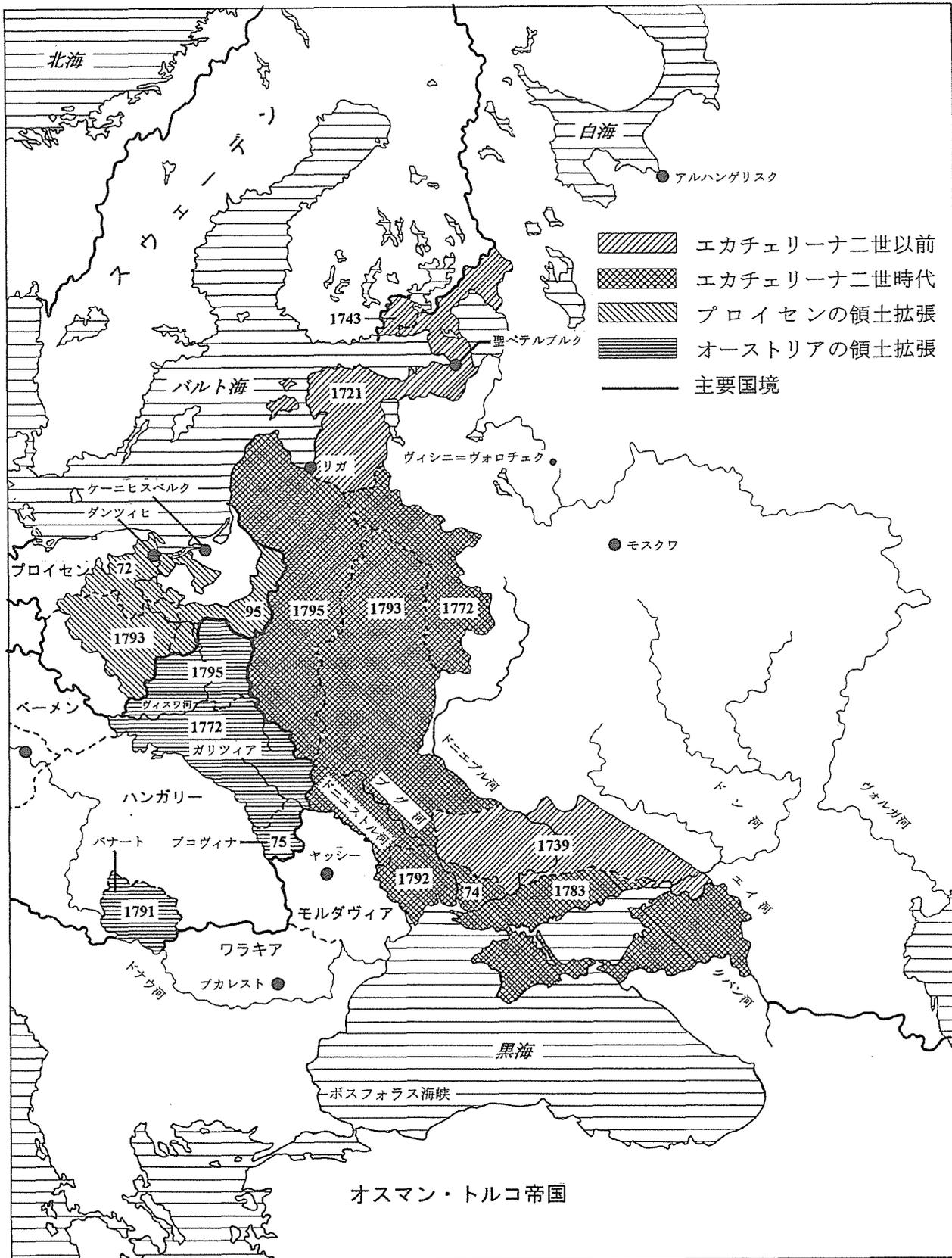
こうして露土両国はフランスの仲介によって1779年3月10日にアイナリ・カヴァク条約 Ainali-Kavak を締結し、クリミア太守はオスマン帝国に黒海北岸(ブグ＝ドニエストル河間)を割譲、かつカリフ権への宗教的従属を宣誓する一方、オスマン政府はクリミア汗国の政治的独立を認め、またロシア政府にはモルダヴィア・ワラキア領事の設置を承認した。⁽³⁶⁾ かくしてロシア政府はそれぞれ1784年・82年よりモルダヴィア・ワラキア的首都ブカレスト・ヤッシーに現地領事を設置したが、ロシア領事は両国の君主人事に強い影響を与え、親露派のファナリオト君主が多数即位することになった。なかでもモルダヴィア君主A・マヴロコルダト Alexandru Mavrocordat (在位：1785 - 86年) は事実上のロシア傀儡政権として知られている。また黒海貿易に従事するギリシア商人は、ファナリオト君主の官職売買を通じてルーマニアの新興貴族階層を形成し、これらギリシア系の君主・貴族がルーマニア両国におけるロシア支配体制の支持基盤として機能するのである。⁽³⁷⁾

② 1781年埃露同盟と1782年「ギリシア計画」

バイエルン継承問題・クリミア問題をめぐって普露関係が弛緩するなか、外相パーニンは北方体制の基軸をなす普露同盟の維持・強化に執着し、皇太子パーヴェルとプロイセン皇子との会談を主催したほか、皇太子パーヴェルの義妹とフリードリヒ二世の甥の長男との政略結婚を画策するなど、普露関係の改善に尽力している。しかしながらポチョムキン・ベズポロドコ両名は、クリミア危機の教訓から南下政策の遂行において普露同盟が無益であることを実感し、南下政策の後盾としてはむしろオーストリアとの軍事同盟を強化する必要を認識した。最終的に1781年4月のパーニン失脚によって、ロシア同盟政策の基本路線はプロイセンからオーストリアへと移行する。⁽³⁸⁾ 他方オーストリアでも、皇帝ヨーゼフ二世・宰相カウニッツはバイエルン継承戦争の教訓から盟邦フランスの態度に不信を強め、プロイセンに対抗する手段としてフランスよりもロシアとの同盟関係を重視するに至った。1780年11月に仏埃同盟に傾倒するマリア・テレジアが死去して以後、駐露大使L・コベンツル Louis Cobenzl (在任：1780 - 1800年) のもとで同盟交渉が本格化する。⁽³⁹⁾

まず既に1780年5月のモギリョフ会談において、エカチェリーナ二世・ヨーゼフ二世は両国の

図14：ロシア帝国の領土拡張



友好関係を確認し、皇太子パーヴェルの義妹とヨーゼフ二世の甥との婚姻を約束した。⁽⁴⁰⁾ 続く 1781 年 5 月、墺露同盟の密約が結ばれ、ポーランドを含む両国領土を保障すること、ただし墺領イタリア・露領アジアは保障対象に含めず、墺領ベルギーは軍事支援ではなく資金援助の対象にとどめること、またポーランド国制・領土の保全に関して共同歩調をとること、以上が合意されている。その付帯条項では、両国はそれぞれオスマン帝国との既存の条約関係を尊重すること、ただしオスマン帝国が条約破棄・宣戦布告した場合、他の一国は三ヶ月以内に出兵すること、以上が確認された。さらに 1782 年 9 月 10 日 (21 日)、エカチェリーナ二世はベズボロドコの手になる上述の「ギリシア計画」をヨーゼフ二世に提示し、両国の対土戦争とバルカン半島分割を約束したと言われる。⁽⁴¹⁾

③ クリミア併合と1784年アイナリ・カヴァク条約

1782 年 5 月、クリミア汗国で内乱が再発し、クリミア太守シャヒン・ギレイがロシア領内に逃亡する一方、オスマン政府は反徒バハディル・ギレイ Bahadır Girey の武装蜂起を支援した。駐土大使 Y・I・ブルガコフ Yakov Ivanovich Bulgakov (1743 - 1809 年・在任：1781 - 89 年) はオスマン政府の反乱幫助を上記 1779 年のアイナリ・カヴァク条約に対する違反行為として非難し、ポチョムキンは 1782 年 8 月にクリミア出兵によって内乱を鎮圧する一方、エカチェリーナ二世は 1783 年 4 月 8 日 (19 日) にクリミア半島の併合を宣言し (クリミア汗国の滅亡)、さらに同年 8 月にはグルジア侵攻を開始している。⁽⁴²⁾ また S・R・ヴォロンツォフをヴェネツィア大使 (在任：1783 - 84 年) として派遣し、ヴェネツィア参戦・ギリシア反乱の扇動を指示した。⁽⁴³⁾ 対してアブデュル＝ハミド一世はロシアのクリミア併合を無効とし、露土戦争の危機が再来する。

東方危機をめぐって、オーストリアでは宰相カウニッツ・皇弟トスカーナ大公レオポルト (後の皇帝レオポルト二世) がプロイセンへの防備を重視して中立を主張したものの、皇帝ヨーゼフ二世は 1781 年の秘密同盟に従ってロシアを支持し、駐土大使 P・ヘルベルト＝ラスケル Peter Herbert-Rathkael を通じてオスマン政府の譲歩を求め、仲裁の代価としてバルカン領土 (セルビア・ボスニア・ワラキア西部・ダルマツィア) の割譲を要求した。⁽⁴⁴⁾ またイギリスのシェルバーン内閣外相グランタム卿は、1783 年 1 月 20 日の休戦以来、独立戦争の正式講和に専念するべく東方状勢の沈静を望み、駐土大使 R・アインスリを通じてオスマン政府の妥協を要請している。続くポートランド内閣外相フォックスもフランスを牽制するべく英露関係の回復を急ぎ、駐露大使 J・ハリスを通じてクリミア併合を支持した。⁽⁴⁵⁾ 他方フランス外務卿ヴェルジェンヌは、当初はオスマン帝国の友好国家として露土戦争の勃発を懸念したものの、アメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争を通じて仏露協調を深める一方、駐土大使の経験からオスマン帝国の国力衰退を実感し、むしろルイジアナの代替市場及び海軍基地としてエジプト・クレタ島の獲得さえ画策した。かくして 1783 年 10 月、ヴェルジェンヌはオスマン帝国の救援要請を拒否し、再び駐土大使サン・プリーストを通じて露土講和を斡旋している。⁽⁴⁶⁾ この結果 1783 年 12 月 28 日 (1784 年 1 月 8 日) に再度のアイナリ・カヴァク条約が締結され、ロシアはクリミア半島・コーカサス北部を公式に領有するとともに (図 14)、ルーマニア両国に対するオスマン支配体制の縮小 (君主罷免の制限、貢納制度の緩和) を確認し、ルーマニアに対する実質的なロシア・トルコ両国の二重「保護」protectorate 体制が成立する。⁽⁴⁷⁾

続く 1787 年 1 月 18 日、エカチェリーナ二世は新ロシア総督ポチョムキンの企画した大規模なクリミア巡幸に出発し、新たな穀倉地帯・貿易拠点として成長する開拓村落 (所謂「ポチョムキンの村」Potemkin villages)・港湾都市ヘルソンを視察する一方、対土戦略の軍事拠点として期待される海軍基地セヴァストポリでは黒海艦隊の観閲式に臨み、半年後の同年 7 月 22 日に帰還している。南下政策の順調な進展を象徴する演出であったと言えよう。⁽⁴⁸⁾

註

- (1) R. E. Jones, "Opposition to War and Expansion in late Eighteenth Century Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 32, 1984, pp. 38- 40; idem, "The Nobility and Russian Foreign Policy 1560- 1811", *Cahiers du Monde russe et soviétique*, Vol. 34, 1993, pp. 162- 163; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 31- 32; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 144- 150.
- (2) R. E. Jones, "Opposition to War", pp. 43- 44, 50- 51; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 63- 64; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 223- 225.
- (3) R. E. Jones, "Opposition to War", pp. 41- 43; A. Lentin, "Prince M. M. Shcherbatov as Critic of Catherine II's Foreign Policy", *Slavonic and East European Review*, Vol. 49, 1971, pp. 374- 375.
- (4) R. E. Jones, "Opposition to War", pp. 46- 49.
- (5) L. J. Humphreys, *op. cit.*, pp. 162- 169; J. J. Kenney, *op. cit.*, pp. 31- 34; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代のロシア海外貿易」88 - 91 頁。
- (6) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 239- 242; J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 83- 86, 92- 93, 101- 102.
- (7) J. W. Marcum, "Semen R. Vorontsov: Minister to the Court of St. James's for Catherine II, 1785- 1796", Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1970, pp. 21- 22, 29- 30, 53- 55, 131- 135; G. F. Jewsbury, "Vorontsov, Semen Romanovich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 58- 60; J. J. Kenney, *op. cit.*, pp. 83- 84.
- (8) R. E. Jones, "Opposition to War", pp. 40- 41; idem, "The Nobility", pp. 163- 164.
- (9) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 254- 262; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 250- 251.
- (10) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 239- 242.
- (11) E. Hösch, "Das sogenannte 'Griechische Projekt' Katharinas II", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 12, 1964; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 144- 175; idem, "Greek Project", *MERSEH*, Vol. 13, pp. 128- 132; H. Ragsdale, "Evaluating the Tradition of Russian Aggression: Catherine II and the Greek Project", *Slavonic and East European Review*, Vol. 66, 1988; idem, "New Light on the Greek Project: A Preliminary Report", R. P. Bartrett/ A. G. Cross/ K. Rasmussen (eds.), *Russia and the World of the Eighteenth Century*, Columbus, 1988; idem, "Russian Projects of Conquest in the Eighteenth Century", idem (ed.), *Imperial Russian Foreign Policy*, Cambridge, 1993, pp. 82- 100. なおコンスタンティンの命名はビザンツ帝国の首都コンスタンチノーブルに因むとされ、女帝の南下志向を象徴している。
- (12) H. M. Scott, *British Foreign Policy in the Age of the American Revolution*, Oxford, 1990; J. Black, "Anglo- Russian Relations after the Seven Years War", *Scottish Slavonic Review*, Vol. 9, 1987; idem, *British Foreign Policy in an Age of Revolutions, 1783- 1793*, Cambridge, 1994.
- (13) P. L. Haworth, "Frederick the Great and the American Revolution", *American Historical Review*, Vol. 9, 1904; M. L. Brown, "American Independence through Prussian Eyes: A Neutral View of the Negotiations of 1782- 83", *Historian*, Vol. 18, 1956.
- (14) I. de Madariaga, *Britain, Russia and the Armed Neutrality of 1780: Sir James Harris's Mission to St. Petersburg during the American Revolution*, London, 1962, pp. 19- 22, 31- 33, 44- 52; D. M. Griffiths, "Nikita Panin, Russian Diplomacy, and the American Revolution", *Slavic Review*, Vol. 28, 1969, pp. 4-6; idem, "Catherine the Great, the British Opposition and the American Revolution", L. S. Kaplan (ed.), *The American Revolution and 'Candid World'*, Kent, 1977; N. N. Bolkhovitinov, *Russia and the American Revolution*, Tallahassee, 1976; D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 152- 166.
- (15) J. Hardman/ M. Price (ed.), *Louis XVI and the comte de Vergennes: Correspondence 1774- 1787*, Oxford, 1998, pp. 73- 85; J. R. Dull, *The French Navy and American Independence: A Study of Arms and Diplomacy, 1774- 1787*, Princeton, 1975. なお当時イギリス海軍の戦列艦は 90 隻、対するフランス艦隊は 70 隻にとどまったが、盟邦スペインは 50 隻の艦船を保有し、スペインの参戦によって勢力関係の逆転が期待された。
- (16) J. Hardman/ M. Price (ed.), *op. cit.*, pp. 124- 127, 137- 138, 267- 268; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 93, 104.
- (17) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 118- 119; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 117- 118.
- (18) I. de Madariaga, *Armed Neutrality*, pp. 158- 160, 166- 167, 172- 173.
- (19) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 271- 273; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 116- 117, 121- 124.

- (20) I. de Madariaga, *Armed Neutrality*, pp. 185- 190, 320- 321, 340- 341; D. M. Griffiths, “Court Politics”, pp. 274- 277; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 127- 129. 北歐諸国の動きについては、R. E. Lindgren, “The League of Armed Neutrality”, C. F. Bayerschmidt/ E. J. Friis (eds.) *Scandinavian Studies: Essays presented to Henry Goddard Leach*, New York, 1965. H. A. Barton, “Sweden and the War of American Independence”, *William and Mary Quarterly*, Vol. 23, 1966; O. Feldbaek, “Eighteenth- Century Danish Neutrality: Its Diplomacy, Economics and Law”, *Scandinavian Journal of History*, Vol. 8, 1983; D. H. Anderson/ H.- J. Voth, “The Grapes of War: Neutrality and Mediterranean Shipping under Danish Flag, 1747- 1807”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 48, 2000. 武装中立同盟の加盟条約については、C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 47, pp. 345- 356 (デンマーク), 357- 378 (スウェーデン), 463- 472 (プロイセン); Vol. 48, pp. 253- 258 (シチリア王国), 105- 110 (ポルトガル). なお 18 世紀を通じて英葡両国はブルボン連合に対抗するべく協調関係を維持してきたが、ブラジル国境をめぐる西葡戦争 (1776 - 77 年) に際してノース内閣はアメリカ独立戦争に忙殺されてポルトガル国王ジュゼ・マヌエル (在位: 1750 - 77 年) に十分な援助を与えなかった。このため続く女王マリアー一世 (在位: 1777 - 1816 年) は独力でパルド講和条約を締結する一方、以後イギリスへの不信を強め、むしろ伯父のスペイン国王カルロス三世と提携したのである。
- (21) F. A. Golder, “Catherine II and the American Revolution”, *American Historical Review*, Vol. 21, 1915; W. P. Cresson, *Francis Dana: A Puritan Diplomat at the Court of Catherine the Great*, New York, 1930.
- (22) I. de Madariaga, *Armed Neutrality*, pp. 184- 185; D. M. Griffiths, “Court Politics”, pp. 269- 270.
- (23) J. Hardman/ M. Price (ed.), *op. cit.*, 95- 101; M. Price, *Preserving the Monarchy: The Comte de Vergennes, 1774- 1787*, Cambridge, 1995, pp. 61- 81.
- (24) I. de Madariaga, *Armed Neutrality*, pp. 119-124, 136-137, 239-242, 255-256; D. M. Griffiths, “Court Politics”, 134- 135.
- (25) C. R. Ritcheson, “The Earl of Shelburne and Peace with America, 1782-1783: Vision and Reality”, *International History Review*, Vol. 5, 1983. なお 1782 年に内閣制度が再編され、1660 年の復古王制より存続してきた外交部門の二名体制 (「北部担当国務大臣」・「南部担当国務大臣」Secretary of State for the Northern Department/ Southern Department) は廃止され、新設の「外務大臣」Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs に一元化されている。
- (26) H. Dippel, “Prussia’s English Policy after the Seven Years’ War”, *Central European History*, Vol. 4, 1971.
- (27) D. M. Griffiths, “Court Politics”, pp. 51- 52. 同盟条約の条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 46, pp. 249- 254.
- (28) J. Hardman/ M. Price (ed.), *op. cit.*, pp. 64- 65; O. T. Murphy, *op. cit.*, pp. 291- 311; G. Fagniez, “La politique de Vergennes et la diplomatie de Breteuil, 1774- 1787”, *Revue historique*, Vol. 140, 1922.
- (29) D. M. Griffiths, “Court Politics”, pp. 95- 104; M. Hellman, “Die Friedensschlüsse von Nystad (1721) und Teschen (1779) als Etappen des Vordringens Rußlands nach Europa”, *Historisches Jahrbuch*, Bd. 97, 1978; K. O. F. von Aretin, “Russia as a Guarantor Power of the Imperial Constitution under Catherine II”, *Journal of Modern History*, Vol. 48, 1986, Supplement: Politics and Society in the Holy Roman Empire 1500- 1806; K. Härter, “Möglichkeiten und Grenzen: Der Reichspolitik Rußlands als Garantmacht des Teschener Friedens (1778- 1803)”, C. Scharf (Hg.), *Kahtarina II., Rußland und Europa: Beiträge zur internationalen Forschung*, Mainz, 2001; G・エストライヒ (石川武訳)「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系 (1648 - 1789 年)」、F・ハルトウング/R・フィーアハウス (成瀬治編訳)『伝統社会と近代国家』岩波書店 1982 年、所収。条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 47, pp. 153- 176.
- (30) D. L. Schlafly, “Rumiantsev, Nikolai Petrovich”, *MERSEH*, Vol. 32, pp. 11- 15.
- (31) K. O. F. von Aretin, *op. cit.*, pp. 148- 150; H. L. Dyck, “Pondering the Russian Fact: Kaunitz and the Catherinian Empire in the 1770s”, *Canadian Slavonic Papers*, Vol. 22, 1981.
- (32) M. S. Anderson, *Britain’s Discovery of Russia 1553- 1815*, London, 1958, pp. 143- 144; C. W. Blanning, “‘That Horrid Electrate’ or ‘Ma Patrie Germanique’? George III, Hanover and the Fürstenbund of 1785”, *Historical Journal*, Vol. 20, 1977; F・ハルトウング (成瀬治・坂井栄八郎訳)『ドイツ国制史——15 世紀から現代まで——』岩波書店 1980 年、224 - 225 頁、坂井栄八郎「十八世紀のドイツ」『岩波講座・世界歴史』第 17 巻 (近代 4)、350 - 351 頁。
- (33) D. M. Griffiths, “Court Politics”, pp. 178- 180.
- (34) A. I. Bagis, *Britain and the Struggle for the Integrity of the Ottoman Empire: Sir Robert Ainslie’s Embassy to Istanbul*

1776- 1794, Istanbul, 1994, pp. 6- 8.

- (35) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 151- 152; J. Hardman/ M/ Price (ed.), *op. cit.*, pp. 124- 127, 137- 138. なおヴェルジェンヌの東方政策については、R. Salomon, *La politique orientale de Vergennes, 1780- 1784*, Paris, 1935.
- (36) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 6- 7. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 47, pp. 103- 114.
- (37) ルーマニア両国におけるロシア領事の設置については、D. Dvoichenko- Markov, "Russia and the First Accredited Diplomat in the Danubian Principalities, 1779- 1808", *Slavic and East European Studies*, Vol. 8, 1963; B. G. Spiridonakis, "L'établissement d'un consulat russe dans les Principautés danubiennes, 1780- 1782", *Balkan Studies*, Vol. 4, 1963.
- (38) D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 206- 207.
- (39) K. A. Roeder, *op. cit.*, pp. 157- 159; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 176- 177.
- (40) K. A. Roeder, *op. cit.*, pp. 159- 162; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 181- 184, 207- 208.
- (41) I. de Madariaga, "The Secret Austro- Russian Treaty of 1781", *Slavonic and East European Review*, Vol. 38, 1959; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 144- 175, 188- 193.
- (42) M. S. Anderson, "The Great Powers and Annexation of the Crimea, 1783- 4", *Slavonic and East European Review*, Vol. 37, 1958; Anonymous, "Bukgakov, Yakov Ivanovich", *MERSEH*, Vol. 9, p. 10.
- (43) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 95, 100; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 37- 46.
- (44) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 28- 32; K. A. Roeder, *op. cit.*, pp. 167- 168; D. M. Griffiths, "Court Politics", pp. 299- 303.
- (45) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 24- 28; A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 11- 18.
- (46) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 20- 24; O. T. Murphy, *op. cit.*, pp. 312- 320, 333- 344.
- (47) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 9- 11; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 387- 390; D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 166- 179. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 49, pp. 11- 16.
- (48) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 370- 373.

〔V〕通商条約体系の再編

(1) 北海・バルト海諸国

① 北欧・東欧諸国

ロシアは前述の如く 1780 - 81 年に北欧両国・プロイセンと一連の武装中立条約を締結したが、当該条約は武装中立の原則とともに自由貿易の原則を包含し、通商条約としての性格を兼ね備えている。なかでもバルト海貿易の動脈ズンド海峽を領有するデンマークの場合、1780 年の武装中立条約と連動して 1782 年 10 月 8 日 (19 日) に丁露通商条約が締結され、ロシア商船の自由航行が再認された。⁽¹⁾ ロシアは以上の武装中立同盟・通商条約体系を通じて、外交的にはイギリス包囲体制の構築に荷担する一方、経済的には加盟各国の国旗を掲げるオランダ商船の中継貿易を支援し、イギリス海軍の海上封鎖にもかかわらず北米・ブルボン連合向け輸出貿易を遂行できたのである。

なおイギリス支配から脱却した新生アメリカは、1776 年の「通商条約計画」Plan of Treaties に従ってヨーロッパ諸国と自由貿易交渉を開始したが、ボストン商業資本がバルト海貿易の展開に強い関心を示す一方、大陸会議も武装中立同盟との連携を追求するなか、1780 年より特使 F・ダーナは米露軍事同盟の形成とともに米露通商条約の締結を打診している。しかし国際市場においてアメリカ産品 (木材・麻類・煙草) の多くがロシア産品と競合した以上、ロシアにとって米露通商条約を締結する意義は低く、外相パーニンの失脚と相俟って、同盟問題ともども交渉は破綻した。⁽²⁾

② オランダ

一般に絶対主義諸国が一連の保護関税によって国内産業を育成したのとは対照的に、中継貿易・加工工業の拠点として機能するオランダは自由貿易の維持を通商政策の原則とした。現行の 1725

年関税は、勃興する農村工業・穀物生産の利害を考慮して若干の保護措置を採用したものの、輸入・輸出商品とも5%程度の収入関税を賦課するにとどまり、あらためて個別の通商条約を締結せずとも既に自由な貿易取引を保証している。このため蘭露両国は、第四次英蘭戦争に伴い武装中立条約こそ締結したものの、当該条約は通商条項を含まず、正式な蘭露通商条約は成立していない。⁽³⁾

③ イギリス

イギリスはロシア最大の輸出市場にして北方体制の枢軸であったが、ロシアもイギリス最大の原料市場にして対仏包囲の一角を占め、18世紀を通じて両国には共通の通商・外交利害が存在した。なかでもエカチェリーナ二世の外務官僚パーニン及びグレンヴィル内閣の北部大臣サンドウィッチ（在任：1763 - 65年）によって駐露イギリス大使G・マカートニー George Macartney（在任：1764 - 67年）を媒介に締結された1766年の英露通商条約（20年期限）は両国の紐帯を象徴している。

ところがアメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争を通じて北米支配・北方体制が解体し、1780年の武装中立宣言・1782年の関税改革によって英露貿易が動揺するなか、以後ピット政権は北米・ロシアを代替する新規市場の模索を始めた。すなわち、東洋方面では1784年のインド法によって東インド会社への統制を強化、同年の関税改革によって茶税を緩和し、1787年には通商使節C・カスカート Charles Cathcart を清朝政府に派遣する一方、⁽⁴⁾ ヨーロッパ世界ではスミス経済学に基づいて重商主義の廃棄・自由貿易の導入を試み、1785年のアイルランド提議によってアイルランド関税改革＝市場開放を計画した。⁽⁵⁾ また商務院総裁C・ジェンキンソン Charles Jenkinson（在任：1786 - 1803年）は各国と互惠通商条約を交渉し、バルト海世界ではワルシャワ駐在大使C・ウィットワース Charles Whitworth（在任：1785 - 88年）が穀物・船舶用品の代替市場ポーランドと条約交渉を開始する一方、地中海方面ではレヴァント会社の羊毛製品輸出・東インド会社の地中海ルート開発を背景として駐土大使R・アインスリがオスマン政府と条約交渉を進めた。⁽⁶⁾ しかし交渉はいずれも破綻し、ピット政権は英露通商条約の更新に活路を求めることになる。

ところで1766年の英露通商条約はいくつかの問題を内包していた。まずロシアから見た場合、パーニンは当該条約の交渉に際してイギリス商人に有利な最恵国待遇条項の撤廃を試みたが、結局この目標は達成できず、以来ロシア海外貿易におけるイギリス「独占体制」monopoly・「独裁体制」despotismの克服が悲願となった。⁽⁷⁾ またイギリスから見た場合、北部大臣サンドウィッチは先の条約交渉において木材を軍需物資（軍艦向け帆柱）とみなし、戦時の禁輸品目に指定するよう求めたが、最終的に木材は禁輸対象から除外され（第10・11条）、以後イギリスが第三国と交戦した場合、ロシアが中立を守る限り、敵国向け木材輸出の阻止は困難となった。現にノース内閣の海軍大臣に就任したサンドウィッチは、アメリカ独立戦争に際して海上封鎖を実行した際、1766年の英露通商条約への違反行為としてパーニンの強い抗議を受け、武装中立同盟の形成を招いている。⁽⁸⁾ またロシア会社総裁E・フォスター Edward Forster は、1782年のロシア関税改革におけるイギリス商人への高率課税を深く憂慮し、商務院に対して条約改正による問題解消を陳情した。⁽⁹⁾ こうして当該条約が1786年の満了期限を控えるなか、以上の問題が更新交渉の焦点として浮上する。

エカチェリーナ二世は1785年、駐英大使S・R・ヴォロンツォフ（在任：1785 - 96年）を派遣して条約交渉に備える一方、官房書記A・A・ベズボロドコ、副宰相I・A・オステルマン、外務参議会長官P・V・バクーニン、商業参議会長官A・R・ヴォロンツォフ、以上4名を全権委員に任命し、同年12月、駐露イギリス大使A・フィッツヘルバート Alleyne Fitzherbert（在任：1783 - 88年）に対して1766年の通商条約を全面的に改定した条約草案を提示した。その概要は、イギリス航海条令を改正してロシア商人に不利な条項を撤廃すること、ロシア関税制度を改定して英露

商人への平等課税を廃止すること、1780 年の武装中立宣言を尊重して戦時期における中立国の船舶用品輸出を認めること、総じてイギリス商業独占の克服を志向するものであった。⁽¹⁰⁾

対してイギリス商務院総裁 C・ジェンキンソンは、まず関税規定に関して、イギリス繊維製品へのロシア輸入関税を従価 30% から 20% へと緩和すること、イギリス商人の関税納入はルーブリ通貨で行うこと、黒海諸港の税率をバルト海諸港より 25% 緩和すること、また武装中立規定に関して戦時期における中立国・交戦国の相互通商を一切禁止すること、その代償としてロシア棒鉄へのイギリス輸入関税をスウェーデン棒鉄への税率より 5% 優遇すること、以上の対抗草案を示した。また外相カマーセンは駐英大使 S・R・ヴォロンツォフに対して、ロシアの原料輸出がその販路をイギリス市場に依存する反面、イギリスの原料輸入はその調達市場をいつでもカナダ植民地へと転換できる以上、イギリスにとって条約交渉で譲歩する理由はないことを通告している。⁽¹¹⁾

こうしたピット政権の一方的提案は、従来の伝統的な英露友好関係を過信した楽観的な展望に由来するものと言える。しかし今やロシアは経済的には黒海・地中海貿易の開拓を進める一方、外交的にはフランスと友好関係を構築し、英露両国をとりまく国際環境には根本的な変化が生じていた。現にエカチェリーナ二世は自国利害に反する対抗草案の受入を拒絶し、1786 年 12 月に駐英大使 S・R・ヴォロンツォフを通じて原案受諾を迫る一方、商業参議会長官 A・R・ヴォロンツォフも駐露大使 A・フィッツヘルバートに最後通牒を伝達している。それでもピット政権は依然として状況の変化を理解しなかったため、条約交渉は決裂した。この結果 1787 年 4 月をもって 1766 年の通商条約は失効し、イギリスの期待に反していかなる延長措置もとられることはなかった。⁽¹²⁾

なおピット政権は一連の互惠通商交渉に加えて英露条約の更新交渉に挫折するなか、1678 年の対仏通商禁止より一世紀にわたり断絶してきた旧敵フランスとの貿易関係を追求することになった。かくしてイギリス全権大使 W・イーデン William Eden とフランス外務卿ヴェルジェンヌのもと、1786 年 9 月 26 日に史上有名な英仏通商条約（イーデン条約）が成立するのである。⁽¹³⁾

(2) 黒海・地中海諸国

① オスマン帝国

ロシアは 1774 年のキュチュク・カイナルジ条約によって黒海・ドナウ河・ボスフォラス海峡（黒海＝マルマラ海）の自由航行を実現したものの、オスマン帝国が依然としてボスフォラス・ダーダネルス海峡を領有する以上、両海峡経由の黒海・地中海貿易にはオスマン政府との正式な通商条約が不可欠であった。このためロシアはクリミア危機をめぐる外交交渉を通じて、政治的には黒海北岸の領土拡大を実現する一方、経済的にはオスマン貿易統制の緩和を図っている。

まず 1778 年のクリミア危機に伴う 1779 年 3 月 10 日のアイナリ・カヴァク条約は、政治的にはクリミア汗国の独立を承認する一方、経済的にはロシア商船の黒海自由航行を再認したものの、対象船舶・積載貨物は最大 16,000 キロ（＝8,000 キンタル＝26,400 プード）に制限された。続く 1783 年のクリミア併合に際しては、前述 1783 年 12 月（1784 年 1 月）のアイナリ・カヴァク条約と連動して 1783 年 6 月 10 日（21 日）に露土通商条約が締結され、前者がロシアのクリミア支配を公認したとすれば、後者はロシアの黒海・オスマン貿易を保証している。まず第 20 条はロシアに対する最恵国待遇を認め、これまで主としてイギリス・フランス商人のレヴァント貿易に承認してきた通商特権（カピチュレーション Capitulation）をロシア商人の黒海貿易にも適用し、以後ロシア産品に対して 3% 関税を除く全ての追加課税を免除した。また第 30 条は依然として船舶規模・積載総量の上限を維持しているが、ロシア商船に対してダーダネルス海峡（マルマラ海＝地中海）の

自由航行を承認し、この結果ロシア商船は内海の黒海を越えて外洋の地中海へと進出することが可能となった。続く第 40 条は戦時における軍需物資の禁輸を規定するが、船舶用品は規制品目に含まれず、したがって国際情勢に左右されない黒海経由の木材輸出が保証された。さらに第 45・46・47 条はロシア商人に対してスミルナ・アレクサンドリア・その他帝都以外の地方都市における各種の規制品目（生糸・米穀・コーヒー・オリーブ油・羊毛・綿糸・蠟燭・皮革、及び豊作の場合に限りイチジク・レーズン・ヘーゼルナッツ）の買付・輸出を承認している。バルト海貿易ではイギリスから最恵国待遇の適用を強いられ、従属的地位に置かれたロシアであったが、黒海貿易においては逆にオスマン政府に最恵国待遇を要求し、主導的立場にあったことが注目されよう。⁽¹⁴⁾

② オーストリア

ヨーゼフ二世は 1780 年 5 月のモギリョフ会談に続く同年 7 月の聖ペテルブルク訪問に際して、科学アカデミー・ドイツ人教官 J・A・ギルデンシュタットの講義「ドナウ河・黒海の独露貿易に関する考察」を聴講し、ドナウ河・黒海が中央ヨーロッパの各種産品（フランス・ドイツ繊維製品・ハンガリー葡萄酒）を輸送する動脈として機能する可能性について認識を深めた。以後ヨーゼフ二世は、1739 年のベオグラード条約が規定する最恵国待遇条項を根拠として、オスマン政府に対してロシア商船の享受する黒海自由航行の権利を自国商人にも適用するよう求め、この結果 1784 年 2 月 24 日の埧土通商条約によってオーストリア商船のドナウ河・黒海自由航行が確認された。こうしてロシアに続き、オーストリアも黒海貿易に参入する権利を獲得したのである。⁽¹⁵⁾

またヨーゼフ二世は 1784 年の関税改革によって外国産品への輸入関税を強化したが、その際ドナウ河・黒海経由で搬出されるオーストリア産品への輸出関税は緩和している。他方、1782 年のロシア関税改革は通商条約の締結諸国に対して黒海諸港の対外関税を 25 % 優遇したため、黒海貿易の推進にはロシアとの通商条約が不可欠となり、1785 年 11 月 1 日（12 日）に埧露通商条約が成立する。この結果、黒海・ドナウ河における両国の自由通商、黒海諸港におけるオーストリア商船への 25 % 優遇税率の適用、以上が確認された。⁽¹⁶⁾ かくして前述 1781 年の埧露同盟と相俟って、バルカン・黒海方面における埧露両国の経済的・政治的紐帯が強化されたのである。

③ ポーランド

ポーランド国王ポニャトフスキー（在位：1764 - 95 年）は、ダンツィヒ経由のバルト海貿易をプロイセン関税制度によって攪乱されるなか、新たな穀物輸出の販路としてドナウ河・黒海を経由して地中海方面へと到達する経路に注目したが、なかでも 1783 年 10 月にプロイセン政府がダンツィヒ封鎖を強行するに及び、新規販路の開拓は死活問題となった。外相ボスカンプ＝ラソポロスキー Boscamp-Lasopolski は既に 1776 年からオスマン政府に黒海航行の自由を求めたが、交渉が難航するなか 1783 年よりロシア政府と黒海貿易の協議を進め、またポーランド議会も 1784 年の「貿易法」Commonwealth Trade Act によって東部国境の関税を緩和した。これを受けてエカチェリーナ二世は 1783 年 12 月にプロイセン政府に対してダンツィヒ封鎖の解除を要請する一方（1785 年 2 月 22 日に自由港化）、1784 年 2 月 24 日の勅令によってポーランド産品に対する黒海諸港の関税を撤廃し、黒海経由ポーランド貿易の振興に努めた。その際、両国の黒海通商を媒介する手段としてフランス商業資本の役割が重視され、重農主義に精通するワルシャワ駐在大使 O・M・シュタケルベルク Otto Magnus von Stackelberg（1736 - 1800 年・在任：1772 - 90 年）は現地フランス大使ボンノー Bonneau と連携し、アントワープ商会のポーランド貿易を支援している。⁽¹⁷⁾

④ 南欧諸国

ロシアは武装中立同盟の拡大と連動して、南欧諸国との通商条約も整備している。まずシチリア

王国とは 1783 年の武装中立同盟と並行して 1787 年 1 月 6 日 (17 日) に通商条約が締結され、黒海経由の輸出・輸入産品に対する相互の 25 % 関税引下が確認された。またポルトガルとは 1782 年の武装中立同盟と連動して 1787 年 12 月 9 日 (20 日) に通商条約を締結し、黒海経由の直接取引に対する 50 % の関税引下が確認されている。⁽¹⁸⁾ 以上の条約体系を通じて、従来のバルト海経由南欧貿易に代わるボスフォラス・ダーダネルス海峡経由の地中海貿易が促進されたのである。

(3) フランス

i) 通商条約の背景

ロシアは、経済的には貴族向け奢侈品の源泉、あるいはバルト海・黒海経由の原料・穀物輸出における販路としてフランス市場に期待する一方、政治的にはアメリカ独立戦争・バイエルン問題を通じてフランスと連携し、クリミア危機をフランスの仲裁で解決するなか、両国関係の紐帯として通商条約を求める動きは強まった。並行してフランスでも仏露通商条約への関心は高まっている。

まず経済的には、アメリカ独立戦争によって新大陸・西インド貿易が攪乱されるなか、代替市場としてロシア市場の経済価値が注目された。⁽¹⁹⁾ なかでもルーアンの「ル・ジャンドル商会」Le Gendre は戦争末期に『仏露通商に関する覚書』(1783 年) を発表し、イギリス海上封鎖に対抗する手段として武装中立同盟を組織するロシアとの通商振興を訴える一方、伝統的なバルト海経由の通商関係と並んで、イギリス商業覇権に対抗する手段として黒海経由の仏露貿易に着目し、当面はフランス商船のロシア船籍取得・ロシア国旗掲揚によって黒海市場に参入するべく、クリミア問題の仲裁による仏露関係の強化を主張した。⁽²⁰⁾ またオスマン領事を歴任した C・ペイソネルは帰国して『黒海貿易概論』(1787 年) を出版し、レヴァント貿易の延長としてフランス黒海貿易を展望するとともに、その手段として仏露通商条約の締結を訴えるイデオログとして活動している。⁽²¹⁾

またフランス政府内部では、新任の財務総監カロンヌ Charles Alexandre de Calonne (在任: 1783 - 87 年) がアメリカ独立戦争で疲弊した国家財政の再建を急ぐなか、自由貿易協定を梃子とした商業活動の促進=関税収入の確保と国際関係の安定=軍事経費の抑制を志向し、敵国イギリスとの条約交渉に加えてロシアとの通商条約にも関心を示した。1784 年には重農学派の貿易総監デュボン・ド・ヌムール Pierre Samuel du Pont de Nemour も貿易協定の締結・相互関税の引下による仏露貿易の推進を主張している。⁽²²⁾ また歴代海軍卿サルタン・カストリは独立戦争に際してフランス海軍の増強を急務とするなか、良質・豊富なマスト用木材の源泉としてバルト海市場に注目する一方、武装中立同盟を組織してブルボン連合を後援したエカチェリーナ二世の政治姿勢を評価し、アントワープ商会のヘルソン進出以降は黒海経由の木材調達にも注目した。⁽²³⁾

さらに外務卿ヴェルジェンヌは、駐土大使・駐瑞大使の経験からもともとレヴァント・バルト海貿易の経済的価値とロシア国家の戦略的位置を理解していたが、アメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争を通じて仏露関係が接近する一方、1774 年の露土講和によってオスマン黒海支配が解体するなか、歴代の駐露大使を通じて黒海経由の仏露貿易を模索している。駐露大使ジュイグネの派遣に際しては、ロシア黒海貿易の実現によってフランス輸出・輸入貿易の拡大する公算が大きいこと、黒海・地中海貿易ではフランス主導体制の実現に努め、バルト海貿易における如きイギリス独占体制の確立を阻止するべきこと、以上の見解を伝え、続く代理公使コルベロンにはロシアの資源・産業・金融事情に関する調査を指示した。⁽²⁴⁾ 1781 年におけるアントワープ商会の黒海視察・聖ペテルブルク訪問に際しては女帝宛て親書を託し、①黒海航行に必要なロシア国旗の掲揚をフランス商船に認可すること、②露土両国の通商関係を振興し、正式な通商条約を締結すること、③黒海で海

賊被害を受けた外国商船に対して救援措置をとること、④仏露両国はヘルソン・マルセイユ両港の相互関税引下を実施すること、またヘルソンにフランス商船の専用岸壁を建設すること、⑤ヘルソンの外国商人に対して聖ペテルブルクの外国商人と対等な特権を付与すること、⑥ポーランド・ヘルソン・オスマン帝国を結ぶ郵便制度を整備すること、⑦ヘルソンに商事法廷を設置すること、以上を要請している。⁽²⁵⁾ 並行してバルト海経由の仏露貿易にも留意し、アメリカ独立戦争期には代理公使ヴェラクを通じて中立諸国のバルト海貿易を支持した。⁽²⁶⁾ その後ヴェルジェンヌは、国際威信の回復を目指す積極外交から、通商条約を梃子とする宥和外交へと政策路線を転換するなか、その一環として仏露通商条約の実現に多大な期待を寄せることになる。⁽²⁷⁾

こうした動きを受け、国王ルイ十六世は1783年7月の勅令によってアントワープ商会に各種特権・国庫補助を提供したのみならず、トゥーロン海軍工廠で就航した軍艦5隻を商用に提供し、黒海経由の木材輸入を奨励している。⁽²⁸⁾ また1784年9月の法令はバルト海貿易に従事するフランス北方会社に対して輸入製品の政府買上・輸入関税の減免・奨励金の付与を保証した。⁽²⁹⁾

かくしてフランスは、経済的には海軍向け船舶用品の源泉として、政治的にはイギリス包囲体制の一角として、仏露通商条約を梃子とする貿易振興・同盟形成を追求することになったのである。

ii) 条約交渉の展開

ヴェルジェンヌは新任の駐露大使L・P・セギュール Louis Philippe Ségur (在任：1784 - 89年) を派遣し、条約交渉を開始する。⁽³⁰⁾ セギュールは赴任途上ワルシャワで現地ロシア大使シュタケルベルクからアントワープ商会の情報を収集する一方、聖ペテルブルク着任後はポチョムキンと会談し、ロシア黒海貿易の販路としてフランス市場が有望であること、ロシア南下政策の推進にはフランス外交の支援が必須であること、ロシア海外貿易の発展にはイギリス商業独占の解体と競争原理の導入が不可欠であることを主張した。これに対してポチョムキンは、現状ではロシア領主・商人の生産・輸出活動がイギリス市場に依存し、ロシア海外貿易に占めるフランス市場の意義は低いこと、これまでイギリス歴代政権が対露貿易を積極的に保護・奨励してきたのとは対照的に、フランス政府はロシア市場の開拓に明確な施策・関心を示さず、むしろ伝統的にオスマン帝国領土の保全に荷担してきたこと、以上を指摘し、即座の通商条約には疑問を示したが、黒海貿易・南下政策を推進する上で仏露関係の接近には多大な興味を示した。⁽³¹⁾ 続く1785年6月、セギュールは女帝のヴィシニ＝ヴォロチェク運河視察に随行した際、英露通商条約の更新交渉が難航している事実を察知し、女帝宛て「秘密覚書」において、これまでロシア政府がイギリス商人に過大な特権を付与してきたが故に仏露貿易は十分に発達してこなかったこと、しかしながら仏露両国はバルト海・黒海の南北両面を通じて通商関係を展開できること、なかでも南部ロシアは木材・大麻・皮革・獣脂・食肉・煙草を、フランスは酒類・砂糖・コーヒーを提供できること、以上を指摘して通商条約の交渉を嘆願した。対英交渉に頓挫した女帝はセギュールの提案を受け入れ、駐英大使I・M・シモリンを駐仏大使(在任：1785 - 92年)に異動し、同年7月より交渉を開始する。⁽³²⁾

まず外務卿ヴェルジェンヌは、通商条約の基本方針として、両国の対等性・双務性を保証する最恵国待遇の承認、特定国籍の商人を優遇する差別関税の撤廃・統一税率の採用、フランス葡萄酒・ブランデーに対するロシア輸入関税の緩和、ロシア木材・大麻・煙草に対するフランス輸入関税の引下、国際通貨ライヒスターラーではなく現地通貨ルーブリによるロシア関税の納入(実質的な12.5%の関税引下)、以上を要求している。なおヴェルジェンヌは関税制度を緩和する根拠として、重農学派の理論を援用しつつ、高率の輸入関税は密輸行為・産地偽装を助長して関税減収を招くこと、むしろ輸入関税の緩和こそ合法取引の促進・関税収入の増収に帰結することを示唆した。⁽³³⁾

これに対して商業参議会長官 A・R・ヴォロンツォフは、国内産業を育成する観点から適度な輸入関税の維持に固執し、また関税収入を確保する観点からフランス産品が多くを占める奢侈品への高率関税の設定を志向した。このため 7 月 30 日の「基本原則」Principes Fondamentaux では、フランスの主張する平等原則を受け入れ、全ての外国商人にルーブリ通貨での関税納入を承認した反面、まさにこの平等原則を根拠として、フランスに対する最恵国待遇の承認はもちろん、実質的なフランス産品への優遇措置を意味する葡萄酒・ブランデー関税の緩和は拒否した。また官房書記ベズボロドコは、対仏交渉を専ら対英交渉の難航を打開する手段として利用し、条約交渉をめぐる英仏の競合関係から有利な条件を引き出すため、フランス原案に譲歩する必要を認めなかった。⁽³⁴⁾ 最終的に 1786 年 2 月に開示されたロシア政府草案は、依然として最恵国待遇の付与、葡萄酒関税の緩和を拒否したのみならず、一転してルーブリ通貨での関税納入も却下している。なお A・R・ヴォロンツォフはその「補足覚書」において、フランスはロシア一次産品を船舶・繊維製品へと加工して仏領植民地に転売できるのに対して、ロシアはフランス奢侈品を再輸出できない以上、関税障壁によってフランス産品輸入を抑制せざるを得ないとして、高率関税の採用を正当化している。⁽³⁵⁾

こうした状況においてフランス財務総監カロンヌは、第三国経由の取引を含む仏露貿易の実態調査を行い、その結果 1782 年におけるフランスのロシア産品輸入は 9,721,000 リーヴル、対するフランスのロシア向け輸出は 4,802,000 リーヴル、したがって貿易収支はフランスにとって 4,919,000 リーヴルの赤字、直近の 1785 年でもフランスのロシア産品輸入は 6,412,329 リーヴル、対するフランスのロシア向け輸出は 5,485,675 リーヴル、したがって貿易収支はフランスにとってほぼ 1,000,000 リーヴルの赤字に達するものと推計した。カロンヌはフランスの入超・赤字構造がイギリス商人の特権的地位とフランス通商の第三国依存に由来すると判断し、最恵国待遇条項の採用、ルーブリ通貨での関税納入、葡萄酒関税の引下、以上を再び主張した。また外務卿ヴェルジェンヌは、カロンヌの現状分析を踏まえつつ、仏露貿易は必ずしもロシア側の赤字ではなく、むしろ英蘭両国の仲介する仏露貿易を加味すればロシア側の出超であること、またフランスのロシア向け輸出商品は必ずしも奢侈品を基軸とせず、その比率は総額の 5% にすぎないこと、以上を指摘してロシア原案の論拠を批判した。しかしヴェルジェンヌは、イギリス商人と対等な地位の確保には多くの困難が予想されること、ロシア貿易にレヴァント・西インド貿易の如き巨額の利益を期待するのは無謀であること、以上の現実をも自覚し、早期の条約締結のために妥協する必要も考えていた。1786 年 5 月、駐露大使セギュールはフランスの対抗草案を提示し、最恵国待遇の承認・葡萄酒関税の緩和を再度要求するとともに、フランスとの通商関係なくして黒海貿易の繁栄はないことを警告した。⁽³⁶⁾

しかし交渉は依然として停滞したため、ヴェルジェンヌは特使レインバール *Gérald de Rayneval* を通じてピット政権と条約交渉を進め、この結果前述の如く 1786 年 9 月 26 日に英仏通商条約が成立する。⁽³⁷⁾ 官房書記ベズボロドコは、本命のイギリスとの条約交渉が難航する一方、これまで相互に対抗してきた英仏両国が通商条約を締結した事実を驚愕し、1786 年 11 月の最終原案では、フランス葡萄酒への関税緩和、黒海諸港における 25% の関税減免、バルト海諸港における 20% の関税減免、従来イギリスにのみ承認してきた各種特権（最恵国待遇条の採用、商事裁判の控訴、ルーブリ通貨での関税納入）の適用、以上を約束する一方、交換条件としてロシア棒鉄に対するフランス輸入関税を他国の棒鉄に対する税率よりも常時 20% 低く設定するよう要求した。⁽³⁸⁾ 財務総監カロンヌはベズボロドコの譲歩を評価する反面、ロシア棒鉄に対する優遇税率には難色を示したが、駐露大使セギュールはエカチェリーナ二世が近々クリミア視察旅行に出発する予定であることを考慮し、早期の条約署名を進言した。外務卿ヴェルジェンヌは妥協措置としてロシア棒鉄への輸入関

税を現行より 20%緩和し、またロシア獣脂・油脂・穀物への関税も 20%緩和する旨を対案として打診した。合意は成り、1786年12月31日（1787年1月11日）に仏露通商条約が署名される。⁽³⁹⁾

続く1787年1月7日（18日）、エカチェリーナ二世はクリミア視察に出発するが、これには駐露大使セギュールも同行している。ロシア南下政策の画期をなすクリミア巡幸が、仏露通商条約の直後、フランス大使随伴のもとで敢行されたことは、ロシア南部開発・黒海進出が1787年の通商条約を基盤とする仏露両国の密接な通商・外交関係のもとで実現した事実を象徴すると言えよう。

iii) 通商条約の概要

以下、1787年の仏露通商条約の概要を確認しよう。まずフランスはイギリスと対等な地位の獲得に成功し、第4・5条ではロシア関税制度・領事制度における最恵国待遇を確保した。また第8条において、フランス商人は他の条約締結諸国の商人（イギリス商人）と同様、商事裁判における上級司法機関への上訴権を獲得した。さらに第10条では、フランス商人はリガを除く諸港においてルーブリ通貨での関税納入を認められている。のみならずフランスはイギリスを上回る優遇条件も獲得した。すなわち第11条では、ロシア黒海諸港・フランス地中海諸港の相互貿易を促進するため、ロシアは黒海諸港に搬入されるフランス商品に対して1782年の関税税率よりも20%低い税率を採用すること、逆にフランスはマルセイユ・トゥーロンに流入する黒海経由ロシア産品に対して関税税率を20%緩和すること、以上が確認された。ただしロシア商船は、その積荷がロシア国内で生産され、かつロシア諸港より搬出されたことを証明するフランス領事発行の証書を提示することを義務付けられた。また第12条では、バルト海・白海経由で流入するブルゴーニュ・シャンパーニュ葡萄酒を除き、全てのフランス葡萄酒はキャスク cask（240本）当たり関税を15ルーブリから12ルーブリへと20%緩和され、また黒海経由で搬入された場合には9ルーブリへとさらに25%緩和されることが承認され、またフランス石炭に対する関税も同様に緩和された。逆にロシア獣脂・油脂に対する関税も20%緩和され、またロシア棒鉄に対するフランス関税には最恵国待遇の原則が適用された。いずれの場合も、優遇税率の適用には当該産品が仏露両国いずれかの商船によって直接搬送されることが条件とされ、第三国の中継貿易は対象より除外された。⁽⁴⁰⁾

以上の如く旧来の1766年英露通商条約が満了・失効する一方で新たに1787年仏露通商条約が締結され、イギリスに対する最恵国待遇は廃止されてむしろフランスが当該条項を享受し、かくしてロシア海外貿易の重点はバルト海経由対英貿易から黒海経由対仏貿易へと転換するかに見えた。

註

- (1) H. H. Kaplan, *op. cit.*, p. 113, n. 1; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 48, pp. 183-202.
- (2) D. M. Griffiths, "American Commercial Diplomacy in Russia, 1780 to 1783", *William and Mary Quarterly*, 3rd Series, Vol. 27, 1970; K. Ahonen, *op. cit.*, pp. 63-67.
- (3) J. V. Knoppers, *Dutch Trade with Russia from the Time of Peter I to Alexander I: A Quarantine Study in Eighteenth Century Shipping*, 3 vols., Montréal, 1976, Vol. 1, pp. 297-299; 石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社1971年、200-205頁。
- (4) なお先の駐露大使G・マカートニーが当時マドラス総督（在任：1780-86年）としてインド貿易を統制する一方、その後任の駐露大使C・カスカート（在任：1768-72年）は中国使節として中国貿易の開拓を目指し、駐露大使を経験した両者ともその後アジア貿易に関与している事実は興味深い。
- (5) 藤村幸雄「ウィリアム・ピットの貿易政策——イギリス初期自由貿易運動をめぐって——」『世界経済評論』第9巻1965年、松尾太郎「小ピット貿易政策の初期的・過渡的性格——アイルランド提議問題の分析——」『経済志林』第34巻第1号1966年（同『近代イギリス国際経済政策史研究』法政大学出版局1973年、再録）。
- (6) J. Ehman, *The British Government and Commercial Negotiations with Europe 1783-1793*, Cambridge, 1962, pp. 1-2; J.

- E. Crowley, "Neo- Mercantilism and the Wealth of Nations: British Commercial Policy after the American Revolution", *Historical Journal*, Vol. 33, 1990. なおポーランドとの条約交渉については、J. Ehman, *op. cit.*, pp. 125- 134. またオスマン帝国との交渉については、J. Ehman, *op. cit.*, pp. 140- 144; T. J. Hope, "The Importance of the Ottoman Empire to British Interests in the Late Eighteenth Century", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 34, 1995, pp. 142- 147.
- (7) P. H. Clendenning, "The Background and Negotiations", pp. 149- 152; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 133- 134; M. Roberts, "Macartney in Russia", *English Historical Review*, Supplement 3, 1974, pp. 21- 22.
- (8) F. Spencer, "Lord Sandwich, Russian Masts and American Independence", *The Mariner's Mirror*, Vol. 44, 1958.
- (9) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 135- 142; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 100- 107.
- (10) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 134- 135; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 96- 100; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 47- 51.
- (11) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 142- 145; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 85- 87. なお外相カマーセンは、更新交渉が難航した場合は 1766 年条約の暫定延長でも満足する意向を示した。現に 1734 年の英露通商条約が 1759 年に満了した際、エリザヴェータ女帝は 1766 年の条約改正・更新まで先行条約の失効を猶予しており、外相カマーセンの期待はこの先例を意識したものであった。P. H. Clendenning, "The Background and Negotiations", pp. 148- 149.
- (12) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 146- 147; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 109- 111; D. Gerhard, *a. a. O.*, S. 140- 151.
- (13) O. Browning, "The Treaty of Commerce between England and France in 1786", *Transactions of the Royal Historical Society*, Vol. 2, 1885; J. H. Rose, "The Franco- British Commercial Treaty of 1786", *English Historical Review*, Vol. 23, 1908; W. Bowden, "The English Manufacturers and the Commercial Treaty of 1786 with France", *American Historical Review*, Vol. 25, 1919; W. O. Henderson, "The Anglo- French Commercial Treaty of 1786", *Economic History Review*, Vol. 10, 1957; 松尾太郎「イーデン条約の締結過程」『経済志林』第 34 巻第 2・3 号 1966 年 (同、前掲書、再録)。
- (14) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 18- 20, 48- 49; P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 95- 96; T. Stoianovich, *op. cit.*, pp. 288- 289; 尾高晋己「オスマン帝国とロシアの通商・航海条約 (1783) について——オスマン外交のヨーロッパ化の視点から——」愛知学院大学『人間文化』第 22 号 2007 年。条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 48, pp. 333- 365.
- (15) R. E. Jones, "Academy of Science", pp. 38- 39; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 20- 21, 53- 54; A. Beer, "Die österreichische Handelspolitik unter Maria Theresia und Josef II", *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 86, 1899, S. 82- 87. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 49, pp. 31- 38.
- (16) H. P. Liebel, "Free Trade and Protectionism under Maria Theresa and Joseph II", *Canadian Journal of History*, Vol. 14, 1979, pp. 367- 368. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 49, pp. 391- 440.
- (17) I. Reychman, *op. cit.*, pp. 236- 237; H. Klimesz, *op. cit.*, pp. 62- 66, 74- 77; W. O Henderson, *op. cit.*, pp. 102- 103.
- (18) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 55- 56; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 113, 145. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 50, pp. 147- 166, 253- 276.
- (19) 独立戦争を契機にフランスではロシア市場・ロシア国家に関する著作が相次いで出版された。まず A・マルボー Marbault は『ロシア通商史論』*Essai sur le commerce de Russie avec l'histoire de ses découvertes* (1777 年) において、ロシア国土は気候的・土壌的条件から無限の市場価値をもつにもかかわらず、仏露貿易はロシア固有の取引慣行 (なかでも商品買付における前払制度) から停滞している事実を指摘し、現状打開のために今後はフランス商人もロシア経済事情に習熟する必要を訴えている。また黒海貿易に関して、タガンロック・ケルチ・イエニカレ諸港の価値を高く評価する一方、フランス南部はロシア向け一次産品・工業製品を供給しうること、ロシアは地中海貿易の遂行に必要な知識・資本・船舶を欠如するのに対して、マルセイユは豊富な商船組織を保有していること、総じて両国は相互に最良の相手市場となりうることを主張した。また重農学者ル・トロズネ Guillaime François Le Trosne は、『アメリカ独立戦争及びロシア国制の政治的考察』*Réflexions politiques sur la guerre actuelle de l'Angleterre avec ses colonies, et sur l'état de la Russie* (1777 年) において、新大陸におけるアメリカ独立戦争の勃発とロシアにおける啓蒙専制君主の即位・自由貿易政策の展開を、イギリス重商主義体制を解体した二大革命として評価している。F. Fox, "Commercial Relations", pp. 122- 127, 143- 146, 202.
- (20) F. Fox, "A View of French- Russian Trade Relations in the 18th Century: The Ms. Le Gendre", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 16, 1968; W. Kirchner, "Economic Relations", pp. 148- 149, 290, n. 40.

- (21) C. C. Peyssonel, *Traité sur le commerce de la mer Noire*, 2 toms, Paris, 1787 (Reprint, Elibron Classics, 2005).
- (22) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 152- 156; O. T. Murphy, *op. cit.*, pp. 432- 446, 454- 458.
- (23) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 149- 150, 207- 208; P. W. Bamford, *op. cit.*, pp. 196- 198.
- (24) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 200- 202, 246- 247; O. T. Murphy, *op. cit.*, pp. 447- 454.
- (25) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 204- 207; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 53- 55; P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 30-32, 76-77.
- (26) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 203- 204.
- (27) 1778 年の米仏同盟では通商条項として仏領西インドの市場開放を認め、フランス・北米・西インドを結ぶ三角貿易の形成を促進した。1779 年にはメクレンブルク公国と、続く 1784 年にはスウェーデンと通商条約を結ぶ一方、神聖ローマ帝国諸邦では帝国国制の保護者として合計 23 の帝国都市と通商協定を締結し、フランス産品に対する関税引下を実現してバルト海沿岸諸国・ドイツ内陸市場との通商関係を拡大している。さらに 1783 年にはイベリア両国と貿易協定を締結し、南米・地中海市場への進出を試みた。最終的に 1786 年の英仏通商条約によって、1767 年の高率保護関税を起点とする英仏通商の断絶が解消され、自由貿易の条約体系が完成するのである。O. T. Murphy, *op. cit.*, pp. 454- 456; 吉田静一『フランス重商主義論』未来社 1962 年、55 - 56 頁。
- (28) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 156- 160. ただし 1783 年にアメリカ独立戦争が終結してイギリスの海上封鎖が解除され、続く 1786 年の英仏通商条約によって英仏通商対立が解消するに及び、フランス商人は危険の多いバルト海貿易よりも利益の見込まれる西インド貿易を選好し、以上の措置は十分な効果を生まなかった。
- (29) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 213- 214; H. H. Kaplan, *op. cit.*, p. 115. しかしながら黒海諸港より来航したロシア商船の検疫期間は短縮されず、また farmers- general も自身の北米貿易と抵触する黒海経由のタバコ・塩漬け肉輸入に対して関心を示すことはなかった。1785 年にマルセイユのレヴァント貿易独占は失効し、他港におけるレヴァント産品の搬入が承認されたが、この結果外国商人はレヴァント産品に 20 % 輸入関税を賦課するマルセイユを回避して他の諸港を選好したため、レヴァント産品に対する 20 % 関税の原則も実質的に無効となった。
- (30) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 244- 246; *idem*, “Negotiating with Russians: Ambassador Ségur’s Mission to Saint-Petersburg, 1784- 1789”, *French Historical Studies*, Vol. 7, 1971. なお L・P・セギュールは陸軍卿セギュールの子息として幼少より軍人教育を受けたが、同時に文芸・思想の高い教養を持ち、時代精神の啓蒙主義に感化されて 1781 年にはアメリカ独立戦争に参戦している。セギュールにとってロシアはアメリカと同じく将来の約束された新天地であった。その回想録として、Count Louis Philippe de Segur, *Memoirs and Recollections of Count Segur, Ambassador from France to the Courts of Russia and Prussia*, 3vols., London, 1825 (Repint ed., New York, 1970).
- (31) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 249- 258; *idem*, “Séгур’s Mission”, pp. 49- 53.
- (32) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 258- 263; *idem*, “Séгур’s Mission”, pp. 53- 55.
- (33) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 265- 268, 278- 279; J. L. Van Regemorter, “Commerce et politique: Préparation et négociation du traité franco- russe de 1787”, *Cahier du monde russe et soviétique*, Vol.4, 1963, pp. 244- 245.
- (34) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 264- 274, 282- 283, 302- 303; J. L. Regemorter, *op. cit.*, pp. 246- 247.
- (35) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 280- 281, 284- 286; *idem*, “Séгур’s Mission”, pp. 59- 60.
- (36) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 288- 289, 294- 301, 304- 305; J. L. Regemorter, *op. cit.*, pp. 231- 232.
- (37) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 318- 319; O. T. Murphy, “Dupant de Nemours and the Anglo- French Commercial Treaty of 1786”, *Economic History Review*, Vol. 19, 1966; *idem*, *op. cit.*, pp. 432- 446; M. M. Donaghay, “Caronne and the Anglo- French Commercial Treaty of 1786 (abstract)”, *Journal of Modern History*, Vol. 50, 1978; *idem*, “The Maréchal de Casteries and the Anglo- French Commercial Negotiations of 1786- 1787”, *Historical Journal*, Vol. 22, 1979; 吉田、前掲書、54 - 63 頁、津田内匠「自由貿易と保護主義の相克—— 18 世紀フランスのイーデン条約をめぐる——」杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局 1985 年、所収。
- (38) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 308- 309, 313- 314; *idem*, “Séгур’s Mission”, pp. 67- 68.
- (39) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 314- 321, 324- 325; *idem*, “Séгур’s Mission”, pp. 68- 70.
- (40) F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 322- 324; W. Kirchner, “Economic Relations”, pp. 145- 146, 152- 153. 条約条文は、F. Fox, “Commercial Relations”, pp. 416- 437; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 50, pp. 103- 138.

〔VI〕1787年仏露通商条約の効果

(1) 国際体系の再編——1787年仏露通商条約の外交的効果——

① 露土戦争の再発

エカチェリーナ二世のクリミア視察を契機としてオスマン帝国は南下政策への警戒を強め、黒海東岸ではグルジア武装勢力の支援を続ける一方、バルカンでは親露派のモルダヴィア君主A・マヴロコルダートを廃位してルーマニア支配の再建を試みた。続く1787年7月26日(8月6日)、アブデュル＝ハミド一世は最後通牒(①亡命したA・マヴロコルダートの身柄引渡、②ヤッシー・ブカレストにおけるロシア領事の閉鎖、③ロシア諸港におけるオスマン領事の設置、④黒海航行ロシア商船への検閲)を提示し、1787年8月31日(9月11日)に露土戦争が再発する。⁽¹⁾以後ロシアにとって同盟体系の整備は死活問題となり、通商条約の締結に続く仏露同盟の形成を試みる一方、奥露密約に基づく対土同盟の発動を要請し、また英普両国との北方体制の再建に努めた。

これに対してまずフランスの場合、国王ルイ十六世はあくまでオスマン皇室との旧交を重視し、新任の外務卿モンモラン(在任:1787-91年)も当面は駐露大使セギュール・駐土大使ショワズール＝グフィエ Choiseul-Gouffier(在任:1784-92年)を通じて露土関係の仲介を試みた。しかし和平工作が失敗するや一転してオスマン領土分割への参加を表明し、オスマン帝国から軍事顧問団を撤収する一方、1788年10月に駐露大使E・ジェネ Edmond Genet(在任:1789-91年)を派遣して仏露同盟を交渉している。⁽²⁾またオーストリアでは、宰相カウニッツ・皇弟トスカーナ大公レオポルトは1787年のベルギー反乱・1788年のハンガリー動乱を考慮して参戦を忌避したものの、ヨーゼフ二世は1785年の諸侯同盟に対抗するべく奥露同盟の紐帯・バルカン進出の野望を優先し、1781年の奥露密約・1786年のヘルソン会談に従って1788年2月に参戦した。以後オーストリア軍は同年4月・11月にモルダヴィア・ワラキアを占領し、黒海北岸ではロシア軍が同年12月にオチャコフ、1789年9月にハジベイ Hadjibey(「新世界」Yeni Dunai)の要塞を順次攻略する一方、地中海方面ではツァーリ公認のギリシア・マルタ系私拿捕船が奥領トリエステ・トスカーナ大公領リヴォルノを基地としてエジプト太守のオスマン向け食糧・物資供給を攪乱している。この間オスマン帝国ではアブデュル＝ハミド一世が没して戦線対応が乱れ、エカチェリーナ二世は講和条件として黒海北岸(ブグ＝ドニエステル河間)の割譲・ルーマニア両国の独立を要求する。⁽³⁾

他方、北方体制に帰属した諸国の動きを見れば、まずプロイセンの場合、外相E・F・ヘルツベルク Ewald Friedrich Hertzbergは諸侯同盟を拡充する上で帝国国制の番人ロシアとの紐帯を重視し、1764年普露同盟(1788年期限)の更新を打診する一方、1787年12月には露土戦争を仲裁する領土分割を提案した。だがその真意は東方危機に便乗したバルト海進出を図るものにすぎなかったため、普露同盟の延長交渉ともども破綻している。⁽⁴⁾次にイギリスの場合、前回の露土戦争ではグラフトン内閣が「好意的中立」benevolent neutralityを保証し、英領諸港での寄港受入・物資補給を通じてバルト艦隊の地中海遠征を後援したのであるが、今や武装中立同盟の形成・英露通商条約の失効によって両国関係が動揺するなか、ピット政権は駐英ロシア大使S・R・ヴォロンツォフに「厳格な中立」complete neutralityを保証するにとどめた。⁽⁵⁾その反面、一連の内政問題(累積国債の整理・アイルランド問題の解決)に直面してオスマン帝国を支援する余裕も無く、駐土大使R・アインスリはオスマン政府の救援依頼を拒否している。⁽⁶⁾また北欧諸国の場合、スウェーデン国王グスタフ三世は露土戦争の勃発をフィンランド奪回の好機とみなし、1788年6月に瑞露戦争(1788-90年)を開始する一方、デンマーク国王クリスチャン七世は丁露同盟を発動して1788年9月に対瑞宣戦する。⁽⁷⁾さらにポーランドでは1788年10月6日に四年議会(1788-92年)が召集され、露

土・瑞露戦争を契機にロシア支配体制の克服と立憲政体の樹立を求める動きが高まった。⁽⁸⁾ 国際状況が緊迫するなか、英普両国は 1787 年のオランダ内乱（総督ウィレム五世に対する「愛国党」の反乱）をめぐって 1788 年 9 月に三国同盟（英・普・蘭）を結成し、オランダ総督制度の保全を確認したのみならず、奥露両国に対して露土戦争の即時休戦を勧告する一方、スウェーデンの失地回復を支持した。⁽⁹⁾ 以上の対露包囲を後盾としてオスマン新帝セリム三世 Selim III（在位：1789 - 1807 年）は奥露両国の侵略戦争に対する「聖戦」の続行を表明し、戦線は膠着する。⁽¹⁰⁾

② 対露包囲の形成と英露関係の危機

続く 1789 年 7 月のフランス革命勃発によって事態は急変する。まずフランスは国内状況に対応するため東方問題より撤退し、有力な後盾として期待された仏露同盟の計画は早くも幻想に終わった。またオーストリア新帝レオポルト二世（在位：1790 - 92 年）は、当初より露土戦争に消極的であったのみならず、ブルボン王室を支援するべく干涉戦争の準備を進め、対土講和を急いだ。対照的にスウェーデンは 1789 年 6 月 30 日に瑞士同盟を形成し、またプロイセンは 1790 年 1 月 20 日の普土同盟によってオスマン帝国のクリミア奪回を支援する一方、1790 年 3 月 18 日にポーランド王国と同盟して貴族勢力の自治回復を約束した。⁽¹¹⁾ 最終的に普奥両国は 1790 年 7 月 16 日のライヒェンバッハ協定 Reichenbach によって相互の領土保全と対土戦争の早期講和を確認している。⁽¹²⁾ 他方イギリス・ピット政権は、レヴァント会社の地中海貿易・東インド会社のエジプト経由東方貿易を防衛する観点から、1788 年 12 月のオチャコフ陥落を契機としてロシアの黒海・地中海進出に対する警戒を強め、駐露大使 C・ウィットワース（在任：1788 - 90 年）を派遣して東方状況を監視する一方、バルト艦隊のドーヴァー海峡通航・地中海遠征を妨害し、むしろレヴァント会社を通じてオスマン政府への物資供給・経済支援を開始した。最終的に 1791 年 3 月 22 日の閣議はイギリス艦隊のバルト海・地中海派遣を決定し、続く 27 日の最後通牒によって今後 10 日以内のロシア軍撤兵を求め、英露開戦の危機が迫った（「オチャコフ危機」Ochakov Crisis）。こうして 18 世紀を一貫する英露友好の伝統は崩れ、続く 19 世紀における英露対立への一歩が記されたのである。⁽¹³⁾

列国の対露包囲に直面するなか、官房書記ベズボロドコは一連の外交交渉によって危機の打開を図った。まず瑞露戦争について、両国は 1790 年 8 月 3 日（14 日）にヴェレーラ条約 Verela を結び、ロシアはグスタフ三世の国制改革を承認する一方、代価としてフィンランド支配の維持に成功する。⁽¹⁴⁾ 次に英露危機に関して、駐英大使 S・R・ヴォロンツォフはイギリス国内で反戦キャンペーンを展開する一方、野党ホウィッグの領袖 C・J・フォックスと接近してピット政権の対露外交を妨害し、⁽¹⁵⁾ 最終的に 4 月 6 日、首相ピットは最後通牒を撤回して宥和派の新任外相 W・W・グレンヴィル William Wyndham Grenville（在任：1791 - 1801 年）を登用するとともに、駐露大使 W・フオークナー William Fawkener（在任：1790 - 1801 年）を派遣して英露関係を回復した。⁽¹⁶⁾ 最後に対土戦争に関して、オーストリアは英普両国の仲介で講和交渉を進め、1791 年 7 月 24 日のシストヴァ条約 Sistovo によってオルソヴァ Orsova・バナート Banat を併合する一方、⁽¹⁷⁾ ロシアも 1791 年 12 月 29 日（1792 年 1 月 9 日）にヤッシー条約 Jassy を締結し、クリミア半島の保全と黒海北岸（ブグ＝ドニエステル河間・エイ Ei＝クバン河間）の獲得（前掲図 14）、1774 年・79 年・83 年（84 年）の先行三大条約に規定されるルーマニア関連条項の再認、以上を実現する。⁽¹⁸⁾

以上の如く 1787 年の仏露通商条約に続く仏露同盟の構想はフランス革命の勃発によって挫折し、仏奥両国と連携したオスマン分割計画は幻想に終わった。それでも開戦直後のフランス外交はロシア優位の戦局に大きく貢献し、黒海進出の前進に一定の役割を果たしたと言えよう。なおヤッシー条約締結の直前、黒海進出の象徴ポチョムキンが死去し、ここに南下政策は一つの区切りを迎える。

(2) 海外貿易の再編——1787年仏露通商条約の経済的効果——

① 黒海貿易の成長

まずロシア黒海貿易の展開における仏露通商条約の効果を検証しよう。黒海貿易の振興にはアゾフ海諸港・河口都市ヘルソンの欠陥を克服することが課題であったが、1789年に陥落したオスマン要塞ハジベイは、ブグ・ドニエプル河口から一定の距離を保つため河川輸送の便宜を享受しながら砂州堆積は無く、また断崖絶壁に面して大型船舶の着岸可能な水深を持ち、既存諸港より南方に位置して結氷期間も12月中旬—1月初旬の短期にとどまり、新港の有力候補として注目された。1791年(1792年)のヤッシー条約によってブグ＝ドニエステル河間が公式に併合された後、当該要塞は1794年5月にオデッサ Odessa と改名され、ナポリ出身将校リバス Don Joseph de Ribas・オランダ人技師ヴォランド Franz de Voland のもとで都市整備が進められた。⁽¹⁹⁾ 並行して商人誘致、なかでもオスマン黒海支配体制において唯一黒海通商の特権を享受してきたギリシア商人の入植が奨励され、1792年7月27日の勅令が入植市民に6年の免税措置を認める一方、⁽²⁰⁾ 1795年4月19日の勅令はオデッサにおける信仰の自由と宗教団体の組織を認可した。この結果1799年にオデッサで活動した商人208名のうち、その60%に相当する126名は外国商人、就中ギリシア商人を筆頭とするオスマン臣民から構成されるに至った。以後ギリシア商人は経済活動の後盾をオスマン帝国からツァーリ政府へと転換しつつ黒海貿易を牽引することになる。⁽²¹⁾ 他方、ポチョムキンの職務を継承した新ロシア総督P・A・ツヴォフ Platon Aleksandrovich Zubov (1767—1822年・在任：1793—96年)は新規併合領土への植民活動を続行し、なかでも優遇条件の提示によって自発的な国内移民の誘致を図った。1796年の勅令は南部ウクライナの逃亡農奴に自由身分の付与を認め、この結果近隣のコサック兵士・投機的開発業者に加えて多数の逃亡農奴が入植し、18世紀末で3,000人の農奴が自由身分を取得したとされる。同時に海外移民の流入を奨励し、経済的には土地の無償供与、建材・農具・資金の提供、酒類・工業製品の製造・販売特権の承認、また政治的には納税・軍役の免除、人格・宗教の自由、等々の各種特権を認め、この結果オスマン領土のバルカン農民に加え、ドイツ少数宗派・フランス亡命貴族も流入している。⁽²²⁾

以上の港湾整備・後背地開発を通じてオデッサの貿易活動は急速に上昇した。同港の寄港船舶は開港直後の1794年にはわずか7隻にすぎなかったが、続く1795年には39隻、1796年には86隻へと飛躍的に上昇し、19世紀初頭には黒海入港船舶の65%を吸収する最大の港湾に成長している。入港船舶の国籍はオスマン臣民のギリシア商人が4割を占め、ロシア・オーストリア商人がそれぞれ2—3割を占めた。⁽²³⁾ こうしたオデッサ海外貿易の成長は、直接的には露土戦争の勝利・オスマン要塞の接収に起因するが、当該戦争の勝利がフランス外交の後盾に由来することを考慮する場合、間接的には1787年の通商条約に伴う仏露関係の紐帯に負うところが大きいと言えよう。

オデッサを含む黒海貿易全体の動向については断片的資料から類推せざるを得ない。輸入貿易の場合(表23)、1790年代後半には40—60万ルーブリの水準を推移しているが、バルト海貿易を含むロシア輸入総額4,000万ルーブリに占める割合は1%にとどまる。しかし19世紀初頭には150—400万ルーブリへと急増し、ロシア輸入総額4,500万ルーブリの10%近くに達している。輸入拠点の内訳としては、1790年代後半にはタガンロークが圧倒的比重を占め、英露危機の焦点となったオチャコフは実際には取引規模を縮小した。むしろ注目すべきはオデッサの成長であり、19世紀初頭には黒海輸入のほぼ半分を吸収している。輸出貿易については(表24)、1790年代の動向は不詳ながら、⁽²⁴⁾ 19世紀初頭には200—570万ルーブリの範囲で上昇し、ロシア輸出総額6,000—7,000万ルーブリの10%を占めた。輸出拠点の内訳も不詳であるが、オデッサの輸出年額は1790

表23：ロシア輸入貿易（黒海経由）1795－1805年

(ルーブリ)

	総額	黒海経由				
		主要港計	タガンローク	オチャコフ	オデッサ	テオドシア
1795	36,652,092				43,065	
1796	41,878,566 (100)	365,155 (0.9)	182,744	65,845	92,559	24,007
1797	35,002,733 (100)	607,422 (1.7)	388,788	38,564	129,492	50,578
1798	48,188,285 (100)	581,722 (1.2)	447,657	10,774	117,888	5,403
1799	41,051,175 (100)	822,825 (2.0)	509,646	9,357	303,822	n. a.
1800		594,357	290,364	1,678	264,651	37,664
1801					501,820	
1802	45,800,000 (100)	1,467,119 (3.2)			719,982	
1803	44,500,000 (100)	2,368,708 (5.3)				
1804	42,700,000 (100)	3,343,559 (7.8)			1,223,000	
1805	46,100,000 (100)	4,131,095 (9.0)			2,156,000	

1802－05年の輸入総額は100万未満四捨五入。

[典拠] 総額は、A. Kahan, *op. cit.*, pp. 192- 193; メンデリソン（飯田貫一他訳）『恐慌の理論と歴史』[全4巻] 青木書店1961年、第4巻、428－429頁。黒海諸港の数値は、M. L. Harvey, *op. cit.*, p. 76; V. G. Sirotkin, “Le renouvellement en 1802 du traité de commerce franco- russe de 1787”, *La Russie et l'Europe XVIe- XXe siècles*, Paris, 1970, pp. 79- 80.

表24：ロシア輸出貿易（黒海貿易）1795－1805年

(ルーブリ)

	総額	黒海経由		
		主要港計	タガンローク	オデッサ
1795	53,772,284			24,824
1796	67,670,464			79,422
1797	56,683,560			79,091
1798	63,378,920		858,705	90,977
1799	68,996,982			111,258
1800				287,540
1801				519,906
1802	63,300,000 (100)	2,132,072 (3.4)		1,534,114
1803	67,100,000 (100)	3,939,240 (5.9)		
1804	59,000,000 (100)	3,897,878 (6.6)		2,339,509
1805	72,400,000 (100)	5,700,596 (7.9)		3,399,291

1802－05年の輸出総額は100万未満四捨五入。

[典拠] 総額は、A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164- 165; メンデリソン、前掲邦訳、第4巻、428－429頁。黒海諸港の数値は、M. L. Harvey, *op. cit.*, p. 76; P. Herlihy, *Odessa: A History 1794- 1914*, Cambridge, Mass., 1986, pp. 19, 39.

表25：ロシア穀物輸出（黒海経由）1792－1805年

(chetvert)

	総量	黒海経由				
		計	タガンローク	オチャコフ	ニコライエ	ヘルソン
1792		44,695	5,326	8,875	15,682	14,812
1793		134,352	32,328	46,615	26,010	29,399
1794		63,142	20,483	33,390	6,511	2,758
1802		519,211				
1803		950,141				
1804		1,004,108				
1805	1,930,000	1,645,229				

[典拠] P. Herlihy, *Odessa*, p. 6; N. E. Saul, *Russia and the Mediterranean World 1797- 1807*, Chicago, 1970, p. 179, n. 13. また1802－05年の数値は、メンデリソン、前掲邦訳、第4巻、434－437頁。

年代後半に 10 万ルーブリの水準を推移した後、19 世紀初頭には 150 - 300 万ルーブリへと急増し、黒海輸出全体の三分の二を占める。輸入・輸出両面におけるオデッサの主導的地位を確認できよう。

黒海経由の取引品目は詳細が不明ながら、輸入貿易の場合、1790 年代には港湾建設・入植活動に伴う建築資材・日用物資の比重が高く、その需要拡大がオデッサ海外貿易の収支赤字を規定している。⁽²⁵⁾ 輸出貿易の場合、当初は後背地の遊牧地帯が供給する食肉・羊毛が重要であったが、南部ステップの植民活動・農地開発に伴い穀物が主力産品に成長する。穀物の輸出拠点を見れば(表 25)、1770 - 80 年代の拠点都市ヘルソンが後退する一方、タガンローク・オチャコフが台頭するが、1790 年代後半にはオデッサの上昇が推定される。1802 年におけるオデッサ輸出総額 1,525,671 ルーブリのうち、その 87 % に相当する 1,329,776 ルーブリは穀物に由来するとされ、⁽²⁶⁾ 穀物輸出の拡大に伴い同港の貿易収支も黒字構造に転換している。なお 1790 年代にはバルト海諸港の穀物輸出が 300,000 チェズベルトの水準を維持し、食糧供給の動脈として機能していたが(前掲表 4)、黒海諸港の穀物輸出も 1780 年代の 14,500 チェズベルトから 1790 年代の 84,700 チェズベルトへと 6 倍に拡大し、穀物輸出に占める黒海諸港の割合は 20 % まで上昇している。しかもバルト海諸港がライ麦を主力としたのに対して、黒海諸港は小麦に特化する傾向があり、1790 年代の小麦輸出に限って言えば、バルト海経由の 87,300 チェズベルトに対して黒海経由は 877,300 チェズベルトに達し、両者はほぼ拮抗する。続く 19 世紀初頭には穀物輸出総量 200 万チェズベルトのうち、黒海経由の輸出が 100 - 150 万チェズベルトに達し、穀物輸出の枢軸としての地位を確立した。

黒海貿易の相手市場も同じく不詳であるが、主力品目の穀物の場合、フランスはじめ地中海諸国が主要な仕向け先であったと推定される。P・ハリヒーによれば、黒海・アゾフ海諸港のマルセイユ向け穀物輸出は 1783 年には 160 チェズベルトにとどまったが、1786 年には 69,000 チェズベルト、1793 年には 162,000 チェズベルトまで上昇しており、1787 年の仏露通商条約が展望した黒海経由の仏露貿易、とりわけマルセイユ向け穀物輸出はある程度実現していると言えよう。⁽²⁷⁾ なおイギリスは 1799 - 1800 年の凶作に伴い穀物輸入を拡大したが、関税記録ではオデッサ経由の穀物輸入が確認されていない。⁽²⁸⁾ しかしながらイギリスが地中海諸国、とりわけリヴォルノから一定の穀物を輸入していたこと、他方オデッサがリヴォルノ向け穀物輸出を展開していた事実を考慮する場合、リヴォルノ経由の中継貿易として黒海穀物が流入していた可能性は十分推定される。⁽²⁹⁾

② バルト海貿易の動向

次にバルト海貿易における仏露通商条約の締結(=英露通商条約の廃棄)の影響を検証しよう。

まずイギリスはアメリカ独立戦争に伴う減少を経て、18 世紀末に海外貿易を急速に拡大するが(前掲表 5)、並行してロシア貿易も相応な成長を示し、貿易総額に占めるロシア市場の地位も従来の水準を保っている(前掲表 1)。輸入品目では船舶用品(大麻・亜麻・木材・棒鉄)が依然として基軸をなすが、輸出品目では植民地産品が急増し、ロシア向け輸出の成長を牽引している(前掲図 1)。全体として 1787 年における英露通商条約の失効がイギリスのバルト海貿易を攪乱した明瞭な痕跡は認め難く、むしろ続くフランス革命戦争の勃発によってイギリス海軍の軍備拡張が進むなか、船舶用品の源泉としてロシア市場の価値は一層高まったと言えよう(前掲表 2・3・4)。

次にフランスは、革命前夜に輸出・輸入貿易とも飛躍的な成長を記録し、なかでも 1786 年のイーデン条約に伴うイギリス市場との取引拡大が顕著であるが、1787 年の仏露通商条約を背景にロシア貿易の増大も認められる(前掲表 7)。海外貿易全体に占めるロシア市場の比重は依然 1 % 程度に過ぎないが、絶対総額は 1770 年代後半と比較して倍増し(前掲図 2)、なかでも麻の輸入では依然ロシア産品が首位を占める(前掲表 9)。またズンド海峡関税記録の示すフランスのバルト海

貿易を見れば（表 26）、大麻・木材輸入の 80 % はロシア産品が占め、1787 年の通商条約を画期にその比重は 90 % まで上昇した。棒鉄輸入の源泉はスウェーデン市場であるが、優遇関税を享受したロシア産品の割合も 40 % まで伸張している。奢侈品輸出の主要販路はプロイセンにあるが、1787 年の通商条約を契機にロシア向け輸出の比重も砂糖の場合 20 % から 40 % まで、葡萄酒の場合 15 % 前後から 20 % まで成長している。しかし続く 1790 年代の革命戦争によってフランス海外貿易は半減し、敵国イギリスとの通商関係がほぼ消滅する一方、対仏包囲に荷担するロシアとの取引総額も無視しうる水準まで急落した。もともと、バルト海貿易を中継する衛星国家オランダ・中立諸国（ハンザ都市・デンマーク）との取引は輸出・輸入とも総計 30 % に達するため、これら第三国を経由する間接貿易はある程度存続したことが推定される。フランスの場合、統計資料の制約に加え、直後の市民革命・干渉戦争に伴う通商関係の断絶のため、通商条約の経済効果を十分検証することは困難であるが、上記の状況から見て仏露貿易の成長に一定の刺激は与えたと思われる。

なおアメリカ合衆国は、今や合法的にヨーロッパ貿易を展開するなか、米露通商条約の締結こそ失敗したものの、バルト海貿易を着実に拡大した。なかでも従来のボストンに加えて新興都市セイ

表26：フランスのバルト海貿易 1784-95年

① 輸 入

	大麻 (100 shippounds)			木材 (1,000 pieces)			鉄 (100 shippounds)		
	総量	プロイセン	ロシア	総量	プロイセン	ロシア	総量	スウェーデン	ロシア
1784	359	50 (13.9)	296 (82.5)	478	81 (16.9)	395 (82.6)	308	177 (57.5)	117 (38.0)
1785	627	143 (22.8)	475 (75.8)	418	52 (12.4)	347 (83.0)	332	229 (69.0)	93 (28.0)
1786	443	107 (24.2)	335 (75.6)	520	61 (11.7)	451 (86.7)	381	305 (80.1)	71 (18.6)
1787	203	35 (17.2)	167 (82.3)	534	87 (16.3)	437 (81.8)	401	367 (91.5)	28 (7.0)
1788	664	68 (10.2)	593 (89.3)	405	44 (10.9)	331 (81.7)	469	345 (73.6)	122 (26.0)
1789	349	55 (15.8)	293 (84.0)	309	21 (6.8)	282 (91.3)	470	355 (75.5)	101 (21.5)
1790	317	29 (9.1)	288 (90.9)	81	18 (22.2)	63 (77.8)	211	164 (77.7)	47 (22.3)
1791	237	5 (2.1)	229 (96.6)	194	20 (10.3)	174 (89.7)	109	62 (56.9)	43 (39.4)
1792	153	3 (2.0)	150 (98.0)	113	15 (13.3)	98 (86.7)	58	31 (53.4)	27 (46.6)
1793	0	0 (0.0)	0 (0.0)	5	0 (0.0)	5 (100)	6	6 (100)	0 (0.0)
1794	0	0 (0.0)	0 (0.0)	18	0 (0.0)	2 (11.1)	2	0 (0.0)	0 (0.0)
1795	0	0 (0.0)	0 (0.0)	7	1 (14.3)	0 (0.0)	43	41 (95.3)	0 (0.0)

② 輸 出

	砂糖 (1,000 pounds)				葡萄酒 (pipes)			
	総量	スウェーデン	プロイセン	ロシア	総量	デンマーク	プロイセン	ロシア
1784	15,997	1,063 (6.6)	10,522 (65.8)	4,258 (26.6)	31,475	3,157 (10.0)	16,613 (52.8)	3,889 (12.4)
1785	13,282	449 (3.4)	9,568 (72.0)	2,861 (21.5)	34,492	2,985 (8.7)	18,729 (54.3)	4,844 (14.0)
1786	14,903	802 (5.4)	10,343 (69.4)	3,191 (21.4)	33,078	2,915 (8.8)	17,016 (51.4)	5,527 (16.7)
1787	12,264	915 (7.5)	6,570 (53.6)	3,356 (27.4)	34,908	2,936 (8.4)	19,631 (56.2)	6,403 (18.3)
1788	11,285	421 (3.7)	6,104 (54.1)	4,336 (38.4)	26,982	1,952 (7.2)	17,161 (63.6)	3,959 (14.7)
1789	15,798	1,230 (7.8)	9,354 (59.2)	4,848 (30.7)	46,765	2,776 (5.9)	26,397 (56.4)	8,192 (17.5)
1790	14,250	1,401 (9.8)	7,787 (54.6)	4,262 (29.9)	26,025	2,408 (9.3)	12,546 (48.2)	6,136 (23.6)
1791	8,610	1,005 (11.7)	3,448 (40.0)	3,513 (40.8)	22,150	1,897 (8.6)	11,551 (52.1)	4,680 (21.1)
1792	2,468	231 (9.4)	1,872 (75.9)	238 (9.6)	27,403	2,311 (8.4)	15,115 (55.2)	3,803 (13.9)
1793	98	14 (14.3)	60 (61.2)	18 (18.4)	18,914	2,590 (13.7)	7,814 (41.3)	2,86 (1.5)
1794	221	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11,337	7,189 (63.4)	0 (0.0)	384 (3.4)
1795	140	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16,657	9,605 (57.7)	2,697 (16.2)	1 (0.0)

〔典拠〕 H. C. Yohansen, *op. cit.*, Appendix.

ラム (ダービー商会 Elias Hasket Derby)・ニューヨーク (ビークマン商会 Beekmans)・プロヴィデンスの成長が著しく、取引市場はコペンハーゲン・聖ペテルブルク両市に集中している (表 27)。アメリカ商船の輸出品目は盟邦フランスの植民地産品 (砂糖・ラム・米穀・煙草・コーヒー) であるが、ロシア市場では熱帯産品への需要が低く、アメリカ商船はまず西欧 (ロンドン・アムステルダム・ハンブルク)・南欧 (イベリア両国・フランス南部) で西インド産品を売却、地中海産品 (葡萄酒・レーズン・柑橘類・木の実・イチジク・オリーブ油・酢) を購入し、これらを聖ペテルブルクに供給した。逆にアメリカの輸入品目は船舶用品 (棒鉄・大麻・ロープ・帆布・リンネル・粗布) であるが、いずれもロシア産品が圧倒的比重を占める (表 28)。アメリカ商船を媒介とする仏領西インド・南欧諸国・バルト海の三角貿易 (ないしは四角貿易) の形成が認められよう。⁽³⁰⁾ 続くフランス革命戦争に際して、独立直後の合衆国政府は中立を維持し、1790 年代前半を通じてバルト海貿易は上昇を続けた。しかし英仏両国が開戦した 90 年代後半に成長速度は鈍化し、対仏同盟の海上封鎖によってアメリカ商船の媒介するフランス植民地産品のロシア向け輸出も断絶する。

最後にロシアの場合、その海外貿易は依然としてイギリス・オランダ商船に依存するが、アメリカ独立戦争・第四次英蘭戦争の勃発した 1780 年代初頭、及びフランス革命戦争の発生した 1790 年代には、イギリス海軍の海上封鎖によってオランダ商船の活動が激減し、イギリス海運資本の優位が確立した (前掲図 3)。その一方、武装中立同盟の形成に伴い北欧諸国・ハンザ都市など中立船舶の比重が上昇したほか、1780 年代以降はロシア商船自身の海運活動も急増している (前掲図 4)。貿易総額は輸出・輸入とも 1780 年代後半より成長年率を加速し、紙幣発行に伴うルーブリ通貨の減価傾向を考慮したとしても、1790 年代半ばまでの 10 年間で取引総額は倍増した (前掲図 5)。輸出品目の基軸は 1780 年代以降も船舶用品にあり (前掲表 10)、相手市場としてイギリスが筆頭をなすことに変わりはないが、いずれの品目でも中立船舶を媒介とするフランス・イベリア向け輸出が増大し、その比重は大麻・亜麻輸出の四分の一、木材輸出の三分の一に達している (前掲図 6・7)。輸入品目では、綿織物の流入が上昇する一方、全体に占める工業製品の比重は鈍化して奢侈的食糧・飲料 (砂糖・葡萄酒) が躍進するが (前掲表 13)、植民地産品 (砂糖) ではイギリス・オランダの地位が急落してフランス・ハンザ都市が過半を占め、葡萄酒ではフランス・イベリア産品が競合している (前掲図 11・12)。総じて 1787 年の仏露通商条約を頂点とする通商条約体系の整備は、ロシア海外貿易の市場編成におけるフランス・南欧諸国の台頭に大きく作用しており、イギリス独占体制に挑戦する当該条約の経済効果のある程度確認できよう。ところがフランス革命に伴う対仏包囲・海上封鎖の結果、新たな仏露貿易の萌芽は消滅することになったのである。

(3) フランス革命戦争と通商条約体系の再編——1787年仏露通商条約の破綻——

① 対仏包囲の形成と英露同盟の締結

ロシア宮廷内部では、国防政策を指揮してきたポチョムキンが露土戦争の終息と前後して死没する一方、外交政策を統括する官房書記ベズボロドコはヤッシー講和会議に参席して帝都を不在とした際、新たな寵臣 P・A・ツヴォフ及び外務参議会長官 A・I・モルコフの策謀で失脚し、また内務行政を司る検事総長ヴァゼムスキーも 1793 年に死去した。その反面、従来の宮廷勢力に代わる有能な官僚貴族は登場せず、対外政策の決定には女帝自身の意向が強く反映されることになる。⁽³¹⁾

露土戦争の終結以後、ポーランド四年議会が 1791 年 4 月 22 日 (5 月 3 日) の統治法 (「5 月 3 日憲法」) によってロシア支配体制を廃棄する一方 (「穏やかな革命」)、⁽³²⁾ フランス憲法制定議会が 1791 年 9 月 3 日の憲法によって立憲君主政体を樹立するなか、レオポルト二世は 1791 年 7 月 14 日のウ

表27：アメリカ商船の所属港・目的地 (隻)

州(市)	1783	1784	1785	1786	1787	1788	1789	1790	1791	1792	1793	1794	1795	1796	1797	1798	1799	1800	1801	1802	1803	1804	1805	1806	1807	累計	
New Hampshire														3	1	2	1	2	2	1	2	2	2	3	3	7	29
Maine									1				1		2						1	4	1	2	9	6	27
Massachusetts (Boston)	1	3	7	8	7	9	12	15	13	27	27	42	39	54	29	41	50	21	55	55	64	49	58	48	54	788	
(Salem)	1	1	3	3	2	3	6	6	7	10	12	27	27	27	16	13	17	8	22	13	17	11	18	17	16	303	
Rhode Island (Providence)			2	1	2	5	8	6	5	6	9	9	9	13	12	8	5	11	6	5	10	12	9	9	8	10	171
New York				1	4	2	2	1	3	2	3	3	3	2	3	7	3	5	4	4	7	7	7	6	6	8	104
Pennsylvania									2		2	6	6	3	1	2	3		4	1	4	3	3	3	6	50	
Maryland										1	1	1	1	2		2	1	2	2	2	2	3	3	2	2	24	
Virginia										1		2		1		1	1		1	1	2		2	1	1	11	
Georgia																1	1		2				1	1	2	9	
合計	2	4	10	10	13	19	23	24	23	36	43	66	64	80	40	61	75	31	78	79	97	82	82	89	97	1,228	

② 目的地

市	1783	1784	1785	1786	1787	1788	1789	1790	1791	1792	1793	1794	1795	1796	1797	1798	1799	1800	1801	1802	1803	1804	1805	1806	1807	累計	
Copenhagen	1	3	1	4	7	5	3	4	10	13	21	21	21	15	10	19	19	6	19	15	13	18	17	21	14	279	
Lübeck																							3			1	4
Stettin						1	1						2													4	
Danzig													1	7							1			1		10	
Pillau									1					3												4	
Memel										1			1	8										1		10	
Riga										1		3			6	5									1	18	
Stockholm						1	2	2											1					1	1	8	
St. Petersburg		6	6	9	10	10	16	20	19	24	30	43	43	63	28	39	60	23	60	64	82	63	66	74	81	939	
合計	1	6	9	10	14	18	24	26	23	37	43	67	68	102	43	58	80	30	81	80	96	84	83	100	102	1,285	

〔典拠〕 A. Rasch, "American Trade in the Baltic, 1783- 1807", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 13, 1965, pp. 34- 35, 40- 41.

表28：アメリカ商船のバルト海貿易

輸出	砂糖		米穀		ワム		帆布		大麻		帆布		粗布		罈類	
	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア	デンマーク	ロシア
1783 - 85	422	0 (0.0)	423 (100)	19 (73.4)	7 (26.6)	26	1,205	1,205	4 (0.3)	2,063 (98.1)	2,585	360 (13.9)	2,225 (86.1)	1,208	1,208 (100)	615
1786 - 90	351	0 (0.0)	352 (100)	47 (5.8)	720 (89.3)	806	7,435	7,435	542 (7.3)	6,893 (92.7)	9,533	848 (8.9)	8,685 (91.1)	2,396	2,371 (99.0)	501
1791 - 95	814	525 (64.6)	244 (29.9)	27 (1.8)	1,411 (95.6)	1,476	17,386	17,386	2,543 (14.6)	14,843 (85.4)	17,561	3,361 (19.1)	14,201 (80.9)	10,341	9,890 (95.6)	709
1796 - 00	1,810	1,703 (94.1)	3 (0.2)	0 (0.0)	1,764 (98.9)	1,783	17,422	17,422	2,352 (13.5)	15,070 (86.5)	20,151	3,595 (17.8)	16,556 (82.2)	14,342	13,194 (92.0)	2,421
② 輸入																
	計	デンマーク	ロシア	計	デンマーク	ロシア	計	デンマーク	ロシア	計	デンマーク	ロシア	計	デンマーク	ロシア	計
	422	40 (1.9)	2,063 (98.1)	1,205	4 (0.3)	2,063 (98.1)	2,585	360 (13.9)	2,225 (86.1)	1,208	1,208 (100)	615	1,208 (100)	2,396	2,371 (99.0)	501
	351	229 (6.3)	3,390 (93.7)	7,435	542 (7.3)	6,893 (92.7)	9,533	848 (8.9)	8,685 (91.1)	2,396	2,371 (99.0)	501	2,371 (99.0)	10,341	9,890 (95.6)	709
	814	3,387 (16.9)	16,710 (83.1)	17,386	2,543 (14.6)	14,843 (85.4)	17,561	3,361 (19.1)	14,201 (80.9)	10,341	9,890 (95.6)	709	9,890 (95.6)	14,342	13,194 (92.0)	2,421
	1,810	3,905 (17.3)	18,659 (82.7)	17,422	2,352 (13.5)	15,070 (86.5)	20,151	3,595 (17.8)	16,556 (82.2)	14,342	13,194 (92.0)	2,421	2,008 (82.9)			

〔典拠〕 A. Rasch, op. cit., pp. 43- 46, 50- 54.

ウィーン条約によって普墺同盟＝「対仏同盟」Coalition を組織し、続く 1791 年 8 月 16 日のピルニッツ宣言によって干渉戦争に着手する。他方エカチェリーナ二世も駐露フランス大使 E・ジェネを送還する一方、1791 年 10 月 7 日 (18 日) の瑞露同盟、1792 年 1 月 27 日 (2 月 7 日) のウィーン条約加盟によって対仏包囲に荷担した反面、ポーランド出兵に備えて対仏参戦は拒否した。⁽³³⁾ 以後ロシアは 1792 年 5 月よりポーランドに出兵し、同年 7 月 27 日 (8 月 7 日) にポーランド憲法を停止する一方、プロイセンは同年 8 月よりフランス出兵に着手した。ところが墺瑞両国でそれぞれ若帝フランツ二世 (在位：1792 - 1806 年)・幼王グスタフ四世 (在位：1792 - 1809 年) が即位した結果、対仏戦争は普露両国が主導せざるを得ず、両国は出兵経費の補償手段として 1793 年 1 月 12 日 (23 日) に第二次ポーランド分割条約を締結し、プロイセンは南プロイセン及びダンツィヒ・トルン両市を、ロシアはドニエプル＝ドニエストル河間 (ベラルーシ西部・ウクライナ右岸) を併合する (前掲図 15)。⁽³⁴⁾ 並行して両国はイギリスの参戦に期待したが、ピット政権は旧敵フランスの支援を敬遠したのみならず、普露両国のポーランド分割を非難し、同盟交渉は難航する。しかし 1793 年 1 月 10 日 (21 日) の国王処刑・ベルギー侵攻を契機として、ピット政権が同年 2 月に宣戦する一方、エカチェリーナ二世も同年 2 月 8 日 (19 日) に仏露国交を断絶し、同年 3 月 14 日 (25 日) のロンドン協定によって、イギリスはポーランド分割を公認する一方、ロシアは対仏戦線への海軍派遣に同意した。ただしポーランド状況に対処するべく陸軍派遣は依然として拒否した。⁽³⁵⁾

こうして列国の対仏包囲が確立したが、1794 年 3 月 24 日のポーランド武装蜂起に伴い、⁽³⁶⁾ プロイセンはポーランド国民会議の弾圧を優先して対仏戦線から早くも撤兵し、1795 年 3 月 25 日 (4 月 5 日) にバーゼル条約を結ぶ一方、5 月 5 日にはオラニエ支配体制を打倒した新生オランダ＝バタヴィア共和国も停戦した。のみならずフランス革命政権は、対仏同盟を牽制するべくオスマン帝国と軍事同盟を交渉する一方、軍事顧問団を派遣してセリム三世の軍制改革を支援し、露土戦争の危機が再来する。⁽³⁷⁾ このため英露両国は 1795 年 2 月 7 日 (18 日) に聖ペテルブルク条約を締結し、ロシアはこれまで拒否してきたフランス出兵を受諾する一方、ピット政権は秘密条項として、①フランス向け商船への海上封鎖、②露土戦争の際におけるロシア艦隊への援助、③普露・瑞露戦争の際におけるイギリス海軍のバルト海派遣、以上を認め、歴代内閣が固辞してきた露土戦争への軍事支援を史上初めて承認している。⁽³⁸⁾ 他方、墺露両国はプロイセンの中立を確保するべく 1795 年 10 月 13 日 (24 日) に第三次ポーランド分割条約を締結し、プロイセンが東プロイセンを、オーストリアが西ガリツィアを、ロシアはクールラント・リトアニアを得た (前掲図 14)。⁽³⁹⁾ しかし続く 1796 年 11 月、エカチェリーナ二世の崩御によってロシア陸軍の対仏遠征は見送られ、1797 年 10 月 17 日のカンポ・フォルミオ条約＝仏墺講和によって第一回対仏同盟に伴う一連の紛争が終結する。

以上の如くフランス革命・ポーランド反乱をめぐる国際危機のなか、ロシアは東欧状況を維持するべく普墺両国と共同でポーランド分割を断行し、バルト海・黒海を結ぶ版図を形成する一方、革命運動の波及・露土戦争の再発を回避するべくイギリスと連携して対仏包囲を形成したのである。

② 通商政策の転換と経済制裁の開始

聖ペテルブルク税関局長 A・N・ラジーシチェフは、プガチョフ反乱以後の農民騒擾やフランス啓蒙思想に触発されつつ匿名の著書『聖ペテルブルクからモスクワへの旅』(1789 年) を執筆し、国民経済の基幹産業として農業及び農村工業を推奨するとともに、農奴制度の解消と独立生産者の創出を主張した。また通商政策の基本方針として先進工業国の利害を代弁するフランス重農学派・スミス経済学の自由貿易論を批判し、未熟な農村工業を育成する保護貿易論を唱えるなど、政策路線の革新を提言している。その際ラジーシチェフは単に農奴制度だけでなく農奴制度に立脚したツ

アーリズム専制体制も批判するに至ったため、エカチェリーナ二世はポーランド反乱・フランス革命に伴う自由主義運動の波及を警戒するなか、1790年6月30に同書を発禁処分にするとともに、ラジーシチェフ本人はシベリアに抑留した（「ラジーシチェフ事件」Radischchev Affair）。⁽⁴⁰⁾ 他方、商業参議会長官A・R・ヴォロンツォフは、瑞露・露土戦争によってバルト海・黒海貿易を攪乱されるなか、代替経路としてシベリア経由極東貿易の開拓を試み、シベリアで服役するラジーシチェフを通じてシベリア通商の現状を把握する一方、1791年には対日使節A・K・ラクスマン Adam Kirikovich Laksman（1766 - 1803年）を徳川幕府に派遣して通商・友好関係の樹立を求めている。⁽⁴¹⁾ 間もなく対露包囲は終息してヨーロッパ貿易が回復するが、A・R・ヴォロンツォフはラジーシチェフを精神的・経済的に保護したため女帝の不審を招き、1792年7月に失脚している。⁽⁴²⁾

以後エカチェリーナ二世はフランス通商に有利な1782年の関税制度の見直しを進め、まず1793年4月8日（19日）の関税改革は、国内商人を育成する優遇措置を撤廃し、外国商人（イギリス・オランダ）の参入を承認する一方、密輸防止・関税増収の観点から緩和されていた輸入関税を再び強化し、なかでもフランス産品の輸入を抑制した。続く同年4月26日（5月7日）の列举品目規定は多くのフランス産品を輸入禁止とし、同年12月13日（24日）の関税規定は禁輸対象をさらに拡充した。以上の関税改革は、輸入貿易の制限によって貿易黒字を拡大する一方、フランス革命政権への経済封鎖を意図しており、外交的な対仏包囲を経済的に補完したと言える。さらに1796年9月16日（27日）の関税改革は、従来の関税表を現況の市場価格を考慮して改訂する一方、不正助長・関税減収の元凶として国内商人への減免措置（輸出関税の3/8・輸入関税の1/8）を撤廃し、全ての商人に全額納入を求めた。その反面、輸入関税の一部を大幅に強化し、なかでもイギリス木綿製品には従価70%、イギリス酒類には従価200 - 300%の高率関税を導入しており、イギリス製品への輸入関税は平均で従価50%に達している。フランス革命政権への圧力とともに、依然としてイギリス独占体制への警戒・ロシア国内産業への保護を認めることができよう。⁽⁴³⁾

③ 通商条約体系の再編——1787年仏露通商条約の廃棄と1793年英露通商条約の締結——

フランス革命の勃発に伴い、副宰相I・A・オステルマンが対仏包囲の形成に努める一方、エカチェリーナ二世が関税改革によってフランス通商を圧迫するなか、イギリスとの外交・通商関係を求める動きは強まった。⁽⁴⁴⁾ 他方ピット政権は、外交的には列国の対仏包囲に対して距離を置いた反面、経済的にはイーデン条約を廃棄して新規市場を模索するなか、⁽⁴⁵⁾ 三国同盟を結ぶプロイセンとの貿易活動を拡大する一方、ダンツィヒ経由のポーランド貿易を画策した。しかしバルト海貿易の振興には何よりもロシア市場の確保が不可欠であり、ロシア会社総裁E・フォスターは歴代外相カマーセン・グレンヴィルに対して英露通商条約の失効に伴う弊害を訴える一方、1792年1月には首相ピット・商務院総裁C・ジェンキンソンに通商条約の迅速な回復を陳情している。⁽⁴⁶⁾ また露土戦争の終結に伴うロシア黒海貿易の勃興を前に、駐露大使C・ウィットワースの秘書W・リンゼイ William Lindsayが1791年に現地事情を調査する一方、第二次ポーランド分割によってポーランド南部・露領ウクライナが連結した結果、黒海経由ポーランド通商に対する期待も高まったが、黒海航行権を保持しないイギリス商船の参入には英露通商条約の回復が先決であった。⁽⁴⁷⁾

続く1793年1月のフランス国王処刑を契機として英露関係が接近するなか、通商条約の交渉は急速に進展する。エカチェリーナ二世は同年2月に仏露国交を断絶した後、同年4月14日（25日）に1787年の仏露通商条約を正式に破棄する一方、⁽⁴⁸⁾ 他方ピット政権は同年2月の対仏宣戦に続き、英露同盟の交渉と並行して通商条約の協議を進めた。かくして両国は、政治的には前述1793年3月14日（25日）のロンドン協定によってフランス包囲体制を形成する一方、経済的には同じく3

月 14 日 (25 日) に英露通商条約を締結し、フランス商船の両国寄港のみならず、中立諸国への入港も禁止することを確認している。すなわち、先のアメリカ独立戦争の場合、ロシアはフランスを支援する必要から参戦国・中立国の相互通商を承認したのに対して、今回のフランス革命戦争の場合、ロシアはフランス革命政権を圧迫する必要から参戦国・中立国の通商活動を逆に禁止したのである。同時に当該条約は 1787 年に失効した 1766 年の英露通商条約を更新し、先行条項の多くを回復したが、主な改正点として、商業参議会の司法権限を縮小するとともに (第 2 条)、イギリス商人の関税特権を黒海諸港に拡張している (第 3 条)。⁽⁴⁹⁾ こうして英露両国は 1793 年の二重協定によって、政治的には対仏包囲を相互に保証する一方、経済的にはそれぞれ 1786 年英仏通商条約・1787 年仏露通商条約の廃棄に伴う海外貿易の縮小を回避することに成功したのである。⁽⁵⁰⁾

註

- (1) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 12- 13; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 397- 398; 尾高晋己「露土戦争 (1787 - 1792 年) について」(3)『愛知学院大学人間文化研究所紀要：人間文化』第 20 号 2005 年。
- (2) A. G. Mazour, "The Russian Ambassador in France 1789- 1792", *Russian Review*, Vol. 1, 1942; H. Ragsdale, "Russian Projects of Conquest", pp. 92- 94; idem, "Montmorin and the Greek Project: Revolution in French Foreign Policy", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 27, 1986, pp. 32- 38. モンモランの方針転換は、近世を一貫する仏土友好関係の終焉を意味するとともに、続くナポレオン時代における反土外交・エジプト遠征の起源として注目される。
- (3) K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 171- 179, 187- 188; idem, "Kaunitz, Joseph II and the Turkish War", *Slavonic and East European Review*, Vol. 54, 1976; M. S. Anderson, "Russia in the Mediterranean, 1788- 1791: A Little- Known Chapter in the History of Naval Warfare and Privateering", *Mariner's Mirror*, Vol. 45, 1959; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 404- 406, 409- 410.
- (4) その骨子は、①ロシアはオスマン帝国にクバン・グルジアを返還、オスマン帝国はロシアにクリミア・ベッサラビアを割譲、②列国はオスマン帝国にドナウ河以南の領土を保障、オスマン帝国はオーストリアにモルダヴィア・ワラキアを、オーストリアはポーランドにガリツィアを、ポーランドはプロイセンにダンツィヒ・トルンをそれぞれ譲渡、以上である。K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 179- 180; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 14- 15.
- (5) M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 147- 148; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 94- 103. その反面、上述のスコットランド造船技師 S・ベンサムはロシア黒海艦隊の設計に従事し、緒戦の勝利に貢献した。I. R. Christie, "Samuel Bentham and the Russian Dnieper Flotilla 1787- 1788", *Slavonic and East European Review*, Vol. 50, 1972.
- (6) A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 23- 24, 28- 31, 33- 38, 42- 43; J. Black, "Sir Robert Ainslie: His Majesty's agent- procurator? British Foreign Policy and the International Crisis of 1787", *European History Quarterly*, Vol. 14, 1984.
- (7) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 401- 402, 409- 410; S. P. Oakley, *War and Peace in the Baltic 1560- 1790*, London, 1992, pp. 163- 166; 百瀬宏・熊野聡・村井誠人編『北欧史』(新版・世界各国史 21) 山川出版社 1998 年、173 - 174、176 - 177、182 - 183 頁。
- (8) 白木太一『近世ポーランド「共和国」の再建——四年議会と五月三日憲法への道——』彩流社 2005 年。
- (9) O. Browning, "The Triple Alliance of 1788", *Transactions of the Royal Historical Society*, New Series, Vol. 2, 1885; Anonymous, "Pitt and the Tripple Alliance (1788- 1791)", *Edinburgh Review*, Vol. 211, 1910.
- (10) S. J. Shaw, *Between Old and New: The Ottoman Empire under Sultan Selim III 1789- 1807*, Cambridge, Mass., 1971, pp. 36- 37.
- (11) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 410- 412; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 50, 435- 438, 473- 483, 489- 495.
- (12) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 412- 413; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 187- 188.
- (13) A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 76- 77, 94- 106; idem, "British Economic Policy in the Ottoman Empire under George III", W. Hale/ A. I. Bagis (ed.), *Four Centuries of Turco- British Relations: Studies in Diplomatic and Cultural Affairs*, Pickering, 1984, pp. 44- 46; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 400- 401, 416- 418; M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 156- 157; J. H. Gleason, *The Genesis of Russophobia in Great Britain: A Study of the Interaction of Policy and Opinion*,

- Cambridge, Mass., 1950, pp. 9- 12. オチャコフ危機に関しては、J. Ehman, “The Younger Pitt and the Oczakov Affair”, *History Today*, July, 1959; A. Cunningham, “The Oczakov Debate”, *Middle Eastern Studies*, Vol. 1, 1964 (Rep., idem, *Anglo- Ottoman Encounters in the Age of Revolution*, London, 1993, Chapter 1); R. C. Webb, “The Royal Navy in the Ochakov Affair of 1791”, *International History Review*, Vol. 2, 1980.
- (14) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 413- 414; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 166- 168.
- (15) S・R・ヴォロンツォフはホイッグの機関誌『モーニング・クロニクル』*Morning Chronicle* や各種日刊紙への寄稿を通じて英露協調の必要を世間に訴える一方、ロシア会社幹部やロンドン証券取引所には英露戦争に伴う経済混乱を警告した。また 3 月 29 日の庶民院審議においてフォックスは、ヴォロンツォフの提供した情報を根拠として、イギリス国内産業にとってロシア産品輸入は必要であること、オスマン黒海支配の復活は親土国家フランスのレヴァント・黒海貿易を促進してイギリス通商利害を阻害すること、イギリス利害に直接関係の無い露土戦争への介入はプロイセンに代わって火中の栗を拾う行為にすぎず、むしろ国家財政を攪乱すること、以上を主張している。A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 100- 102, 108- 109; I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 418- 420; M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 157- 180; J. J. Kenney, *op. cit.*, pp. 109- 113; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 176- 194; *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803*, London, 1806- 1820, Vol. 29, pp. 33- 79.
- (16) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 422- 423; A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 118- 119. なおピット政権の方針転換は閣内反戦派が台頭した結果であって、フォックスの議会演説やヴォロンツォフの院外活動は根本要因でないと考えられる。とはいえツァーリズム国家の外務官僚が議会国家イギリスの世論を操作した最初の例として注目される。
- (17) K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 188- 190; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 16- 17; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 62- 63.
- (18) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 425- 426; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 19- 20; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 66- 68. 条約条文は、J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 105- 109.
- (19) P. Herlihy, *Odessa: A History 1794- 1914*, Cambridge, Mass., 1986, pp. 6- 7, 10- 13; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 56- 61. オデッサの都市整備については、F. W. Skinner, “City Planning in Russia: The Development of Odessa 1789- 1892”, Ph. D. dissertation, Princeton University, 1973; idem, “Trends in Planning Practices: The Building of Odessa, 1794- 1917”, M. F. Hamm (ed.), *The City in Russian History*, Kentucky, 1976. なお都市名称にギリシア語で重要な貿易拠点を想起させる「オデッソス」Odessos の変形が採用されたのはギリシア商人の関心を喚起するためであったとされる。
- (20) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 15- 17; R. Bartlett, *op. cit.*, pp. 134- 142.
- (21) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 149- 150, 153; idem, *Odessa*, pp. 17, 314. オデッサでは三種の商人組合が組織され、第一組合は年間 979 ルーブリ 15 コペイカの納入を条件に内国・外国貿易とも無制限の取引を承認されたが、外国商人は全てこの第一組合への加入を強制された。なお第二組合は年間 401 ルーブリ 97 コペイカの納入を条件に内国・外国貿易とも認められるが、取引年額は上限 90,000 ルーブリに制限された。また第三組合は年間 108 ルーブリ 50 コペイカの納入を条件に国内通商のみ認可され、専ら中小のロシア商人によって編成された。
- (22) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 82- 83, 123, 125; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 78- 79. なお P・A・ツヴォフについては、J. T. Alexander, “Zubov, Platon Aleksandrovich”, *MERSEH*, Vol. 46, pp. 137- 142
- (23) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 18-19; N. E. Saul, *Russia and the Mediterranean World 1797-1807*, Chicago, 1970, pp. 178-179.
- (24) なおハリヒーによれば、1793 - 97 年のロシア海外貿易は輸入・輸出の合算で年間平均 76,900,000 ルーブリを記録し、うちバルト海貿易が 71,300,000 ルーブリ、白海貿易が 3,700,000 ルーブリに達したのに対して、当該期の黒海貿易は取引総額で 1,900,000 ルーブリ、比重にして 2.5 % を占めたとされる。P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19- 20.
- (25) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 18- 19.
- (26) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 174- 175; N. E. Saul, *op. cit.*, pp. 179- 180.
- (27) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 28- 29; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 214- 215. 同じくハリヒーの示す数値によれば、この 1793 年における黒海主要 4 港の輸出穀物は 134,352 チェズベルトにとどまり（前掲表 25）、整合性を欠いているが、いずれにせよフランス向け出荷が穀物輸出の大半を吸収したと推定される。なおフランス駐土大使の報告によれば、1803 年における黒海経由の輸出穀物はその 25 % がフランス向けであった。比重は減少しているが、依然として主要販路の一角を占めたと見えよう。V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, Berkley, 1951, pp. 9- 10.

- (28) W. F. Galpin, *The Grain Supply of England during the Napoleonic Period*, Philadelphia, 1925, pp. 125- 126.
- (29) P. Herlihy, "Russian Wheat and the Port of Livorno, 1794- 1865", *Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976; C. J. Fuchs, "Der englische Getreidehandel und seine Organisation", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F., Bd. 20, 1890, S. 14. 間接貿易を含めたイギリス穀物輸入に占める黒海穀物の比重は、1801年で8.4%、1802年で1%、1803年で1.8%、1804年で0.5%、1805年で11.6%と推計されている。N. E. Saul, *op. cit.*, p. 178, n. 8.
- (30) J. D. Phillips, "Salem Opens American Trade with Russia", *New England Quarterly*, Vol. 14, 1941; J. W. Fredrickson, "American Shipping in the Trade with Northern Europe 1783-1860", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 4, 1956, pp. 115- 116; A. W. Crosby, "The Beginnings of Trade between the United States and Russia", *American Neptune*, Vol. 21, 1961; A. Rasch, "American Trade in the Baltic, 1783- 1807", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 13, 1965.
- (31) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 562- 567.
- (32) 中山昭吉『近代ヨーロッパと東欧——ポーランド啓蒙の国際関係史的研究——』ミネルヴァ書房1991年、233 - 256頁、伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』(新版・世界各国史20)山川出版社1998年、180 - 182頁。
- (33) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 427- 429.
- (34) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 431- 435; R. H. Lord, *The Second Partition of Poland: A Study in Diplomatic History*, Cambridge, Mass., 1915; J. Lojek, "Cathrine II's Armed Intervention in Poland: Origins of the Political Decisions at the Russian Court in 1791 and 1792", *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970; idem, "The International Crisis of 1791: Poland between the Triple Alliance and Russia", *East Central Europe*, Vol. 2, 1975; 小山哲「消滅した国家ポーランド」『岩波講座・世界歴史』第17巻〔環大西洋革命〕岩波書店1997年、94 - 95頁。
- (35) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 441- 443; M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 198- 199; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 262- 269; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 52, pp. 1- 6.
- (36) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 444- 448; 伊東・井内・中井編、前掲書、184 - 185頁。
- (37) S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 247- 252.
- (38) M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 198- 199; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 329- 331; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 52, pp. 315- 326.
- (39) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 449- 451; R. H. Lord, "The Third Partition of Poland", *Slavonic and East European Review*, Vol. 3, 1925; 小山、前掲論文、95 - 98頁。
- (40) I. de Madariaga, *Catherine the Great*, pp. 541- 545; A. N. Radishchev [L. Weiner/ R. P. Thaler(ed.)], *A Journey from St. Petersburg to Moscow*, Cambridge, 1958.
- (41) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 70- 71, 74- 77, 122- 123; E. V. Prikazchikova, "A. N. Radishchev", pp. 609- 612. ただし実弟の駐英大使S・R・ヴォロンツォフは、1792年にピット政権が再度の中国使節を派遣した事実を警告し、展望の不詳な対日貿易の開拓よりも伝統的な中国貿易の維持を訴えたため、A・R・ヴォロンツォフは対日貿易の構想を放棄している。J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 159- 162; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 239- 243; J. L. Cranmer-Byng, "Russian and British Interests in the Far East, 1791- 1793", *Canadian Slavonic Papers*, Vol. 10, 1968. なおA・R・ヴォロンツォフはアレクサンドル一世時代の1803年にも対日使節N・P・レザノフ Nikolai Petrovich Rezanov (1764 - 1807年)の派遣を援助している。しばしばロシア極東進出は経済的な動機が不明とされるが(石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』東大出版会1982年、126 - 127頁)、実際にはヨーロッパ国際紛争に伴う黒海・バルト海貿易の攪乱という経済危機を背景に、新規市場の開拓を意図したものであったと言える。
- (42) L. J. Humphreys, *op. cit.*, pp. 83- 91; J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 111- 134; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 245- 246.
- (43) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 161- 166.
- (44) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 158- 159; J. W. Marcum, *op. cit.*, pp. 257- 258.
- (45) なおアジア市場では1793年に東インド会社特許状を改正して東洋貿易の統制を強化したほか、初代の北京大使G・マカートニー(在任: 1792 - 94年)がアヘン取引の解禁を含む自由貿易条約を交渉している。1766年英露通商条約を締結したG・マカートニーがその実績から英清通商条約の交渉を担当したことに注目されたい。

- (46) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 151- 157; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 134- 135.
- (47) T. J. Hope, "Britain and the Black Sea Trade", pp. 166- 168.
- (48) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 161- 162; F. Fox, "Commercial Relations", pp. 331- 332.
- (49) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 159- 161; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 135- 136; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 55- 56. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 51, pp. 491- 497.
- (50) フランス革命の長期的・本質的原因は寄生地主制に立脚するブルボン絶対主義の構造危機にあったとはいえ、その短期的・直接的契機は 1786 年のイーデン条約に伴うイギリス工業製品のフランス市場氾濫＝産業危機にあった。ところでこのイーデン条約は、イギリスが 1766 年の英露通商条約を廃棄される一方、フランスが 1787 年の仏露通商条約交渉に苦慮するなか、英仏両国がロシアとの条約交渉を打開する手段として急遽締結したものであったから、換言すれば 1787 年の仏露通商条約をめぐる交渉過程は、直接的にはイーデン条約の締結に、したがって間接的にはフランス革命の勃発に、多大な影響を与えていたと言えよう。当該条約はヨーロッパ史上の一大画期をなすフランス革命を誘発する一方、皮肉にもこの革命運動のあおりで自らの命運を終えたのである。

むすび

最後に 1787 年仏露通商条約の成立背景・客観効果を確認し、その史的意義をまとめよう。

まずその史的背景であるが、当該条約は、貿易関係におけるイギリス重商主義の新大陸・バルト海貿易独占に対抗的なバルト海・黒海経由の仏露通商、及びフランス経由の米露通商の生成、外交関係におけるアメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争を契機とした北方体制の動揺と仏墺両国との提携、以上を客観的・国際的条件とする一方、国家構造における貴族勢力の反動から独立的なツァーリ権力の拡充（1775 年の地方改革・1785 年の各種恵与状）を推力としながら、経済的にはイギリス海上封鎖に伴うヴォロンツォフ派閥の仏露貿易振興（外務参議会長官 P・V・バクーニンの 1780 年武装中立宣言、商業参議会長官 A・R・ヴォロンツォフの 1782 年関税改革）、及びバルト海貿易の危機に伴う新ロシア総督 G・A・ポチョムキンの南部植民・黒海貿易振興、外交的にはクリミア危機を画期とする官房書記 A・A・ベズボロドコの 1782 年ギリシア計画＝オスマン分割構想の策定、こうした政策展開の結節点として成立している。したがって当該条約の成立は、フランスにとってイギリス重商主義に対抗する威信回復外交・レヴァント貿易政策の一角をなしたのみならず、ツァーリズム体制におけるバルト海貿易の発展＝農奴制度の成長＝領主階級の興隆＝貴族帝国の成立＝北方体制の構築という既存の枠組から、黒海貿易の開拓＝南部植民の展開＝自由農民の育成＝官僚国家の形成＝南下政策の推進という新たな基軸への構造転換を意味したと言えよう。

またその政策効果を見れば、当該条約は、政治的には仏露両国の外交関係を強化して 1787 - 92 年の露土戦争の勝利・1792 年のヤッシー条約の締結に寄与し、黒海北岸領土の拡張・港湾都市オデッサの獲得に結実する一方、経済的には仏露両国の通商関係を加速し、聖ペテルブルクを拠点とするバルト海経由のフランス向け船舶用品輸出・フランス奢侈品輸入を拡大したのみならず、新興都市オデッサを拠点とする黒海経由マルセイユ向け穀物輸出を促進した。かくして当該条約は、一方では七年戦争・独立戦争で縮小したフランス海外貿易の再建を支援したのみならず、他方では領主利害と直結するバルト海経由イギリス貿易の優位を克服してツァーリズム国家の再編に対応した貿易構造の構築に貢献したと言えよう。当該条約はフランス革命の勃発・仏露関係の断絶によって締結後間もなく破棄され、その目的は不徹底に終わったものの、当該条約の意図した黒海貿易の始動・対土包囲の形成は、続く 19 世紀におけるロシア穀物輸出の定置＝イギリス自由貿易の確立とオスマン帝国の衰退＝東方問題の発生を展望する上で無視できぬ通過点をなすのである。

【付記】本稿は平成 19 年度科学研究費補助金（若手研究 B）に基づく研究成果の一部である。

(2008年10月7日受理)